

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	2	第2	4				事業目的及び概要	「※既存汚泥搬出設備(場外汚泥搬送コンベア設備、貯留ホッパ、場外受入設備等)についても、事業期間内での更新を想定している(事後保全的対応)。」とありますが、こちらは、貴市負担でよろしいでしょうか。	事業者負担とします。
2	2	第2	4	－	－	－	事業目的及び概要 設計・建設対象施設	設計・建設対象のうち「オ その他関連施設の建設及び改築※」の注釈として「※既存汚泥搬出設備(場外汚泥搬送コンベア設備、貯留ホッパ、場外受入設備等)についても、事業期間内での更新を想定している(事後保全的対応)。その他事業者提案に関連する施設・設備を含む。」とあり、更新の要否および時期が特定できないことから、これら設備の改築(更新)費用は提案価格の対象外という理解でよろしいでしょうか。	既設利用する場合、対象とします。
3	2	第2	4	－	－	－	事業目的及び概要 設計・建設対象施設	設計・建設対象のうち「オ その他関連施設の建設及び改築※」の注釈として「※消化工程の導入に伴い、汚泥性状の変化が想定される。既設脱水機のうち、No.4脱水機については耐用年数を超過していることから、事業者は設備の状態を適宜確認し、必要に応じて機能拡充を行うこと。機種については提案による。」とありますが、ここでいう機能拡充はNo.4脱水機のみが対象でしょうか(他の脱水機は対象外でしょうか)。また、公募期間中に設備の状態を確認して機能拡充(価格含む)を提案するものでしょうか。もしくは事業期間中に設備の状態を確認して提案するものであり、今回の公募における提案内容および提案価格への反映は不要という理解でよろしいでしょうか。	対象はNo.4脱水機以外も含みます。また、公募期間中に提案し、提案価格へ反映してください。 ただし、処分制限期間内の改築は不可とします。
4	3	第2	7	(1) (2) (3)	－	－	設計・建設対象施設に係る対価 維持管理・運営委託に係る対価 資源化物売買に係る収入	実施方針 第1 10項と内容に差異があります。 実施方針が正規と考えてよろしいでしょうか。	募集要項を正とします。
5	3	第2	7	(2)	－	－	事業者の収入 維持管理・運営委託に係る対価	「毎月1回支払う。」とあるのは、翌月支払いという理解でしょうか。 また、「年度末に1回支払う。」とあるのは、翌年度4月支払いという理解でしょうか。	ご認識の通りです。
6	4	第2	7	(2)	－	－	維持管理・運営委託に係る対価	汚泥運搬処分が事業者の収入となるのは、貴市の帰責で事業者が汚泥産廃処分をした場合も対象と考えてよろしいでしょうか。 また、様式Ⅲ-2-3は令和33年度まで記載する様式となっていることから、定期修繕中の汚泥産廃処分も対象との理解でよろしいでしょうか。	本市の帰責による汚泥運搬処分にあってはご認識の通りです。後段については、要求水準書に記載のとおり、原則として汚泥有効利用施設建設工事期間中(～R13.3.31)は北部及び中部の汚泥が対象となり、有効利用施設稼働中の定期修繕期間中は北部の汚泥のみが対象となります。場外搬出を可能な限り削減し、資源化に努めていただきたいと考えています。
7	4	第2	7	(3)	－	－	事業者の収入 資源化物売買に係る収入	「事業者は、汚泥有効利用施設において製造された資源化物を本市から1tあたり100円(税抜き)を下限として買い取り、維持管理・運営期間を継続して全量有効利用することとする。」とありますが、資源化物の買い取り価格はいつ、どのように決める想定でしょうか。提案価格の内数(マイナス分として)含まれる形になるのでしょうか？	買取価格は事業契約締結時に、事業者の提案値を基に市との協議により決定します。 提案価格の内数には含みません。
8	5	第2	8				リスク分担表1/2 測量・調査等	「市が実施した測量・地質調査等の不備によるもの」は貴市負担となっておりますが、貴市にて提示された調査箇所には不足がある場合も、当該「不備」に含まれることを確認させて頂ければと思います。	ここでいう不備はデータの誤りなどを想定しています。 事業を実施するにあたり、不足する情報は事業者が調査の上、補完をお願いします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
9	6	第2	8				リスク分担表2/2 維持管理・運営状況／要求水準書未達	「実施方針(案)に関する質問に対する回答書」No.199に、「著しく想定量と乖離する場合は…」とありますが、事業者側のリスクを正確に把握するため、「著しく乖離」の範囲を具体的にをご教示願います。 「実施方針(案)に関する質問に対する回答書」No.203,204についても同様にをご教示願います。	最優秀受注候補者決定後、契約締結までに両者協議の上で決定することとします。
10	7	第2	9	(1)	－	－	本市所有の資産等	本来の機能とは、同頁(4)項の要求水準を満足する状態との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
11	7	第2	9	(2)	－	－	事業者所有の資産等	事業者以外の資産の撤去・処分・原状回復は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営業務契約時点では、現行維持管理・運営受託者の資産は撤去・処分・原状回復されているという理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご認識の通りです。後段については契約時点でなく、維持管理・運営業務開始時点とご認識ください。
12	7	第2	9	(2)	－	－	事業期間終了時の措置 事業者所有の資産等	「本事業の実施のために、事業者が事業用地内に所有する資産については、全て事業者の責任において、速やかに撤去又は処分の上、原状回復しなければならない。」とありますが、貴市が当該資産を買い取る選択肢(可能性)はないという理解でしょうか。	基本的に想定しませんが、事業終了の事前協議において協議します。
13	7	第2	9	(3)	－	－	事業期間終了時の措置 事前協議	「本事業で設置した汚泥有効利用施設については、事業期間終了の5年前を目途に廃止・撤去とするのか引き続き利用するのか等、その時点における状況等を踏まえ、対応を本市と協議を開始する。」とありますが、廃止・撤去とする場合の理由にはどのようなことが想定されますでしょうか。	協議結果により市が判断します。
14	7	第2	9	(4)	－	－	業務の引継ぎ	事業者が自らの責任及び費用負担で業務引継ぎを行うことから、引継方法・期間は事業者一任と考えてよろしいでしょうか。	引継方法ならびに引継期間については事業者と市が協議の上で決定するものとします。
15	7	第2	9	(4)	－	－	事業期間終了時の措置 業務の引継ぎ	「本市又は本市の指定する第三者への業務の引継ぎは、原則として事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、適切に行わなければならない。」とありますが、業務の引継ぎに係る貴市の費用及び第三者の費用についてはそれぞれにご負担いただける(事業者が負担するものではない)という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	9	第3	4	(1)			参加者の資格等	9頁の図(本市と事業者の関係性)において、維持管理・運営事業者より再委託されているD社は「協力企業」の位置付けという理解でよろしいでしょうか。 また、仮に維持管理・運営事業者がJVやSPCを組成する場合、協力企業であるD社は当該JVやSPCへの出資義務を有していないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
17	9	第3	4	(1)	－	－	参加者の参加資格等 本事業における本市と事業者の関係性	「維持管理・運営業務委託契約を締結する企業についても、1者又は複数者からなる共同企業体を構成することを可能とする。」とありますが、1者又はJVのほかSPCも認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	10	第3	4	(2)	－	－	参加者等の構成	実施方針 第2 3(2)項と項目・内容に差異があります。 募集要項が正規と考えてよろしいでしょうか。	募集要項に詳細を記載しています。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
19	10	第3	4	(2)	イ		参加者の構成	「参加者がJVを結成する場合、代表企業を選定し、代表企業の出資比率は他の構成企業の出資比率を下回らないものとする」とありますが、本記載は設計・建設工事を行う共同企業体及び運営業務を行う共同企業体(任意)両方の場合を想定しているという理解でよろしいでしょうか。	設計・建設事業者、維持管理・運営事業者のそれぞれにおいてJVを構成する場合、各JVにおける代表企業を設定し、その代表企業の出資比率がそのJV内において最大としてください。
20	10	第3	4	(2)	イ		参加者の構成	当該共同企業体が乙型(分担施工)である場合は出資比率という考え方が存在しないため、本項目は適用しないものと考えてもよろしいでしょうか。	分担施工方式の場合、出資比率については適用しないものとします。ただし、当該JVは代表企業を選定し、市に届け出ることとします。
21	10	第3	4	(2)	イウ		参加者の構成	イ「参加者がJVを組成する場合、代表企業を選定し、」とありますが、「選定」との記載があることから、ここでの「代表企業」は、要求水準書にて「参加者を代表して参加手続き等を行う者」と定義された「代表企業」とは異なるという認識でよろしいでしょうか。 同様に、ウ「参加者がSPCを設立する場合も、代表企業の出資比率は他の構成企業を下回らないものとする」における「代表企業」についても、SPCにおける代表企業を選定するとの認識でよろしいでしょうか。 本事業が既設水処理を含めた維持管理・運営まで含めた事業となることから、仮にSPCが維持管理・運営事業者となる場合、必ずしも本事業において「参加者を代表して参加手続き等を行う『代表企業』」が、SPCの最大出資者となる必要はないと考えております。	ご認識の通りです。 JV若しくはSPCにおいて最大出資比率を有する代表企業が、本事業に応募した企業グループの代表企業(参加者を代表して参加手続き等を行う者)と同一である必要はありません。
22	10	第3	4	(2)	ウ		参加者の構成	要求水準書に記載される用語の定義において、『構成員』とは、SPCやJVに出資責任・業務責任を負っている企業をいう、『構成企業』とは、参加者を構成する企業をいうとの記載があります。これらを踏まえますと、本文中にあります「構成企業」や「出資構成企業」は「構成員」と読み替えればよろしいでしょうか。	構成員の定義上、業務責任を負いつつも出資責任を負わない可能性が考えられますので、出資構成企業が必ずしも構成員とは読み替えられません。
23	10	第3	4	(2)	エ		参加者の構成	「企業グループの構成員は、」とありますが、要求水準書における用語の定義を踏まえますと、「構成員」は「構成企業」と読み替えればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
24	10	第3	4	(2)	オ	ー	参加者等の構成	日新電機株式会社へ貴市を通じて見積依頼することが、日新電機株式会社への発注を約束するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
25	10	第3	4	(2)	オ	ー	参加者等の構成	日新電機株式会社へ見積依頼は貴市がおこなうとあります。下記を教示ください。 ・見積依頼書(様式Ⅲ-1-6)を貴市へ提出するスケジュール/期限を教示ください。 ・見積回答期日は提案者から提示させていただきます。 ・見積依頼の内容説明・見積内容に対する質疑・見積回収は全て貴市を通じておこなわれるとの理解でよろしいでしょうか。	・見積依頼受領後、概ね2カ月を要します。 ・本見積に係るやり取りは全て市を通じて行われるものにご認識ください。
26	10	第3	4	(2)	オ		参加者の構成	「オ 事業費の算出にあたり「日新電機株式会社」に見積を必要とする場合は、見積に必要な条件(見積仕様書、関連図面等)を整理し、見積仕様書を本市に提出し、本市が参加者に代わり、「日新電機株式会社」に見積依頼を行うものとする。」と記載がありますが、既設中央監視設備との接続に係らない事業費の算出については、直接日新電機株式会社に見積依頼を行ってもよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、募集要項に記載のとおり、既設中央監視設備との接続に係る事業費の算出に関しては連絡することを禁じていますので、その点にご留意願います。
27	10	第3	4	(3)	ー	ー	共通の参加資格	実施方針 第2 3(3)ア項、様式2-4誓約書と内容に差異があります。様式2-4誓約書が正規と考えてよろしいでしょうか。	募集要項を正とします。様式2-4については記載を改めます。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
28	11	第3	4	(3)	ク ケ		共通の参加資格	ク「企業グループの構成員の全てが…未納がない者であること」、ケ「企業グループの構成員の全てが、…を滞納していない者であること」とありますが、本要件を満たすことを示すために、納税証明書を提出すればよろしいでしょうか。	構成員全ての納税証明書を提出するようお願いいたします。参加表明書提出時に提出してください。
29	12	第3	4	(4)	－	－	本事業の設計・建設事業者	実施方針 第2 3(3)イ項と内容に差異があります。実施方針が正規と考えてよろしいでしょうか。	募集要項を正とします。
30	12	第3	4	(4)	オ		本事業の設計・建設事業者	オについて、「実施方針(案)に関する質問に対する回答書」No.156にて「工場製作期間の監理技術者は専任を要せず、現場施工期間の監理技術者とは別の者の配置が可能」との回答がなされていることから、参加表明書等の提出時に(様式2-9)にて提示した配置予定技術者については、必要により現場施工期間開始までに変更が可能との認識でよろしいでしょうか。 もしくは、参加表明書等の提出時には複数名選出してその中から選出してもよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満たすことを確認できることを前提として、複数名選出し、その中から実際に配置する人を定めることについて可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
31	12	第3	4	(4)			本事業の設計・建設事業者	「複数の構成員で建設業務を分担する場合は、各担当工事の要件を満たすこと」との記載があることから、アについては「機械設備工事」を実施するすべての構成企業が当該要件を満たしていれば良いとの認識でよろしいでしょうか。 土木建築工事を実施する構成企業については、「機械器具設置」の登録が不要であると考えており、念の為確認させて頂く次第です。	ご認識の通りです。
32	12	第3	4	(5)			本事業の維持管理・運営事業者	「維持管理・運営事業者は、次のアからエまでの要件を満たしていること」とありますが、本事業の維持管理・運営事業を複数企業で実施する場合は、実施方針へのご回答No.151,155及び修正後の実施方針に記載のとおり、『少なくとも1者は次の要件を全て満た』していればよいということでしょうか。	ご認識の通りです。
33	13	第3	4	(5)	－	－	本事業の維持管理・運営事業者	実施方針 第2 3(3)ウ項と内容に差異があります。実施方針が正規と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、「業務責任者」は「業務総括責任者」に、「副業務責任者」は「副業務総括責任者」に読み替えてください。
34	13	第3	4	(5)			本事業の維持管理・運営事業者	「維持管理・運営事業者は、次のアからエまでの要件を満たしていること」とありますが、JVの場合は構成員のいずれか1者が要件を満たすことで良いでしょうか。	ご認識の通りです。
35	14	第3	4	(5)	イ		参加者の参加資格等 本事業の維持管理・運営事業者	「イ「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の3で規定する資格を有する業務総括責任者、副業務総括責任者を専任で配置できる者」と記載ございますが、入札参加資格を確認するものであって、事業開始時に必ずしも参加表明で提出する様式2-10に記載の資格者と同一の者を配置する必要はないという認識でよろしいでしょうか。また、事業開始時に参加表明時とは別の者を業務総括責任者・副業務総括責任者として配置する際は、事前に「下水道法施行令」(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の3で規定する資格を有することを証明すればよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満たすことを確認できることを前提として、複数名選出し、その中から実際に配置する人を定めることについて可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
36	13	第3	5	(1)	ア	－	現場説明会	施設運転の都合から、見学できない施設があればご教示ください。	当日お知らせします。
37	13	第3	5	(1)	ア	－	現場説明会	現場見学は現地説明会とは別の機会と理解しました。 現場見学を申請できる要件は、現場説明会参加申込書提出と考えてよろしいでしょうか。 また、現場確認の期間・申し込み方法を教示ください。	本事業への参加要件が現場説明会への参加であることから、現場説明会への参加を要件とします。ただし、本事業へ応募する企業グループの構成企業が現場説明会に参加していないことも想定されることから、現場説明会へ参加していない企業であっても市が事情を判断の上、見学を可とする場合があります。 申し込み方法については、募集要項に記載のメールアドレスにメールを送付することとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
38	13	第3	5	(1)	ア	ー	現場説明会	企業グループ以外(再委託先)の現地見学は可能でしょうか。	最適な事業提案を受け付けるため可とします。ただし、参加する再委託先の企業数や人数を市が確認の上、必要に応じて制限を設けることとします。
39	13	第3	5	(1)	ア		現場説明会	現場説明会にて受領した説明資料に募集要項等および事業契約に関する補足説明がございました。当該説明資料は、募集要項等および事業契約の一部を構成するものと理解してよろしいでしょうか。 また、当該説明資料は、7月16日付で貴市が公告した募集要項等および事業契約を補足・一部修正する目的で事業者配布されたものと理解しておりますので、7月16日付の募集要項等および事業契約の記載と、当該説明資料との間に齟齬がある場合は、当該説明資料の記載が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	14	第3	5	(1)	イ	(I)	参考資料の貸与申込	貸与申込した図書に対して、貸出できない図書は事前に教えていただくことはできますでしょうか。	原則インフォメーションパッケージのみになります。
41	15	第3	5	(1)	ウ		募集要項に関する質問の受付及び回答	募集要項等に関する質問の回答に対して、質問が生じた場合は改めて質問期間を設定いただけますでしょうか。	2回目の質問受付については実施しません。
42	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問への回答の公表	募集要項等に関する質問への回答期限の令和7年10月10日に関して、確実に遵守をお願いします。回答次第では、事業費算出や提案書提出に影響するため、本公表が遅れる場合には、提案書提出期限を調整頂く等のご検討をお願いします。	万が一回答が遅れる場合、応募者の検討に影響を及ぼすため、提出期限の延期などを検討します。 また、参加者への影響を低減させるため、回答可能な項目については順次公表します。
43	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問への回答の公表	募集要項等に関する質問への回答は、令和7年10月10日までに公表されることですが、同年10月21日がプロポーザル参加受付期限と、回答からの猶予が殆どないことから、参加資格に係る質問については先行して回答頂くことをご検討願います。難しい場合は、プロポーザル参加受付期限を遅らせるなどのご検討をお願いします。	内容を確認し、必要なものについては先行して回答します。
44	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	10月10日までに公表する。とありますので、回答は順次との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
45	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問への回答の公表	「募集要項等に関する質問への回答は、令和7年10月10日(金)までに本市ホームページにおいて公表する」とありますが、本件の入札準備に影響する質問項目も多く、全質問に対する回答が準備され、10月10日に全回答を公表するのではなく、貴市にて回答が準備されたものについては、10月10日を待たずに、順次公表することを検討頂けないでしょうか。 10月10日までに受領した回答書を踏まえて、2回目の質問受付を検討頂けないでしょうか。	順次公表します。 2回目の質問受付については実施しません。
46	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話で提案者が準備する資料は、提案内容に関係することから、持ち帰りとさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
47	15	第3	5	(1)	ウ	(I)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話への参加人数に指定があれば教示ください。	15名前後としますが、対話の実施前に市と参加企業間で調整することとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 募集要項に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
48	15	第3	5	(1)	ウ	(オ)	募集要項等に関する質問の受付及び回答	技術対話は、記載のとおり、提案内容の事前確認であり、提案内容の概要を事前に説明する機会でないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
49	18	第3	5	(4)	ウ	(ウ)	著作権	「なお、本事業の事業者選定結果に関する公表その他本市が必要とするときは、本市は事業者の提案資料の全部または一部を無償で利用できるものとする」とありますが、提案書には対外的に公表された場合、参加者(事業者)の競争力を毀損する情報も含まれますので、貴市の無償使用にあたっては、公表内容について事前にご協議させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。一方的な「通知」ではなく、内容次第で「協議」させて頂ければと思います。	場合によっては、参加者の競争力の源泉となる情報や重要なノウハウが含まれる可能性があることから、内容により両者協議とします。 なお、ホームページ等で公表されているような、明らかに公表済みと思われるような内容については募集要項に記載のと通りの対応とし、事業者に通知の上で公表とします。
50	19	第3	6	(1)	－	－	評価委員の設置	プレゼンテーションは、第3 3表にある令和8年1月「ポータル」実施のことを示すものでしょうか。	ご認識の通りです。
51	19	第3	6	(1)	－	－	評価委員の設置	プレゼンテーションの実施時間、提出資料の編集形態、提出部数、提出時期、枚数・データ等の指定等の詳細をご連絡いただけるのは、いつ頃でしょうか。	1次審査結果通知時を想定しています。
52	19	第3	6	(1)			評価委員会の設置	参加事業者によるプレゼンテーションの時間はどれくらいを予定されておりますでしょうか。説明、質疑応対それぞれの時間をご教示くださいますようお願いいたします。	1次審査結果通知時を目途にお伝えします。
53	20	第3	7	(4)	ア	－	契約保証金	契約保証金もしくは担保の納付期限をお知らせください。	契約締結日までの日としています。
54	20	第3	7	(4)	ア	－	契約保証金	大和市契約規則第40条(契約保証金の全部又は一部の免除)への該当の是非は、どの時点で教示をいただけるかを教えてください。	一次審査時を想定しています。
55	20	第3	7	(4)	ア	－	契約保証金	契約保証金は(ア)(イ)のいずれかでしょうか、いずれもでしょうか。	「設計・建設工事請負契約」については、契約保証金または担保を要します。 「維持管理・運営業務委託契約」については、大和市契約規則第40条に該当する場合、免除となります。
56	20	第3	7	(4)	ア	(イ)	維持管理・運営業務委託契約にかかる契約保証金	「また、同規則第40条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。」とありますが、参加者の参加資格等を踏まえると、いずれの参加者も大和市契約規則第40条第3号「契約の相手方が、原則として過去2年間に国(公社及び公団を含む。)、本市又は他の地方公共団体と、金額をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないとき。」の適用が考えられます。 また、維持管理・運営業務委託契約書の頭書にも契約保証金が免除との記載があることから、本事業において、契約保証金は免除と考えてよろしいでしょうか。	参加資格を踏まえ免除と考えますが、実績に基づき一次審査時に市が判断します。
57	20	第3	7	(5)	イ	－	保険	貴市が付保している保険の内容を教示ください。	工事の遂行に対しては、当市では保険を付保しておりません。
58	－	－	－	－	－	－	用語の定義	用語の定義は実施方針・要求水準書に準じると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが本回答内容にもご留意ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	－	－	－	－	－	－	用語の定義	実施方針になく要求水準書にある項目があります。 「ユティリティ」 実施方針に追加かつ募集要項等全てに適用されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	－	－	－	－	－	－	用語の定義	〔募集要項等にある事業者について〕 事業者と参加者は同意で、契約までは参加者と称し、契約後は事業者と称していると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
3	－	－	－	－	－	－	用語の定義	協力企業とは、再委託先の中で、出資等をせずに下請又は支援を行う企業のことを示すという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	－	－	－	－	－	－	用語の定義	「不可抗力とは、本市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、津波、落盤、火災、騒乱、暴動、テロ、戦争、疫病、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。(後略)」とありますが、不可抗力には新型コロナウイルス感染症(COVID-19)などの感染症の流行も含まれることを確認させてください。	感染症の規模によって、不可抗力にあたるかを市が判断します。
5	1	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	〔表中〕 北部浄化センター処理水量37,500m3/日はp.16から日最大と考えますが、p.3・実施方針p.1には44,000m3/日(日最大)とあります。 要求水準書が正規と考えてよろしいでしょうか。	44,000m3/日については施設の規模を指すものであり、 37,500m3/日については日最大流入水量(予測)を指しています。
6	1	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	事業目的及び概要にある「全体での維持管理・運営を行う」を実施するにあたり、事業者が必要とする設備の改築更新は、p.6/7想定処理加-に依らず提案させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	〔表中〕 維持管理・運営対象にある場外搬出設備は、表下の注釈2項目にある既存汚泥搬出設備と同意と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
8	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	〔表 注釈〕 場外受入設備の対象機器を教えてください。	既存の施設を対象としており、中部浄化センター脱水ケーキ受入設備を想定しています。
9	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	〔表 注釈〕 機能拡充の用語の定義を教示ください。 また、撤去拡充には撤去は含まれますでしょうか。具体には、No.4脱水機の撤去は事業者の範囲に含まれますでしょうか。	機能拡充については、能力増強など設置する設備に見合う改築・改造・改良を想定しています。 使用しなければ撤去も含まれます。
10	2	第1	1	－	－	－	事業目的及び概要	〔表 注釈〕 既存汚泥搬出設備は事後保全的対応とされていますが、故障停止に伴い発生する汚泥産廃処分費(事後に相当)は貴市にご負担いただけると考えてよろしいですか。	汚泥の運搬処分については事業者の負担とします。事後保全的対応と記載していますが、25年間の期間において、既存設備を継続使用するか更新を行うか、事業者の判断において検討してください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
11	2	第1	1				設計・建設対象施設	「既存汚泥搬出設備・・・更新を想定している(事後保全的対応)」とありますが、以下ご教示願います。 ①参加者と貴市との認識統一のために、「事後保全的対応」の定義をご教示願います。 ②仮に契約後に事業者が調査を行い、当該設備の健全性を確認できない場合には、事業者にて事前更新を実施してもよろしいでしょうか。また、その場合の費用は貴市にて負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 ③仮に場外搬送コンベアの健全性を確認できない場合は、本事業の維持管理・運営業務の開始前に更新工事を実施させていただくことをご了承願います。事前に更新工事ができない場合、維持管理・運営期間開始時点において、既設焼却炉を稼働せざるを得なくなりますが、既設焼却炉を稼働させることを前提とした計画は、公平性に欠くものと思料いたします。	①施設・設備の異状の兆候(機能低下等)や故障の発生後に対策を行う対応を指します。 ②現行の施設運用に支障のない範囲で、事前更新については可能としますが、費用については事業者負担とします。 ③現行の施設運用に支障のない範囲で、事前更新については可能としますが、費用については事業者負担とします。
12	3	第1	2	(3)	－	－	処理対象物	汚泥有効利用施設の対象物の表中の数値について、北部・中部ともに、$\text{ケキ量} \times (1 - \text{含水率})$が回収固形物量と整合しません。維持管理情報であるため演算とは整合しないと考えてよろしいでしょうか。回収固形物量が正規と考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご認識のとおりです。各項目とも、各月の平均値を取っていますので、演算とは整合しません。 後段について、各値は令和5年度の実績値の平均値を示したものになり、どの値も正しいです。
13	3	第1	2	(3)	－	－	処理対象物	汚泥有効利用施設の対象物の表中にある回収固形物量は、回収率が考慮された後の数値との理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	3	第1	2	(3)	－	－	処理対象物	流入下水について水質条件をご提示ください。(SS、BOD、COD、それぞれの変動)	維持管理年報に記載のとおりです。
15	3	第1	2	(3)			処理対象物	北部及び中部の脱水汚泥について、複数年度分の汚泥分析結果(含水率、重金属値等)をご提示願います。	後日提示します。
16	4	第1	2	(4)	イ	－	工事及び施設全般に関する要求事項(規制)一覧	[悪臭] 2号規制基準の臭気指数または臭気強度について具体数値の記載がありません。情報提示をよろしく願います。	事業者提案による施設の排出口高さ、排出口口径などによって設定される2号基準をもとに算出願います。
17	4	第1	2	(4)	イ	－	工事及び施設全般に関する要求事項(規制)一覧	[騒音]敷地境界について 別紙2測量資料にある「1-C074」「1-CK167」地点は敷地境界線上にあり、別紙1事業用地では、浄化センター外周の一点鎖線が敷地境界線と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
18	4	第1	2	(4)	イ		各規制基準の要求水準／騒音	暗騒音が規制基準を超過していた場合、騒音基準の考え方について、ご協議いただけるものという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
19	4 5	第1	2	(4)	イ		各規制基準の要求水準	騒音と振動の項目において、「本プラント敷地境界での規制基準」とありますが、本プラント敷地境界とは北部浄化センターの敷地境界という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20	5	第1	2	(5)	ア		放流水質に関する要求水準	計画目標水質と契約基準のそれぞれの定義をご教示ください。	計画目標水質は、放流水質が満足すべき水質基準として市が計画において設定したものです。契約基準については、計画目標水質を安定的に達成するために本事業で事業者が満足すべき放流水質です。
21	6	第1	2	(6)	－	－	事業用地及び現地条件	別紙1に事業用地が定められていますが、下記施設の余地(撤去跡地を含む)は活用させていただけると考えてよろしいでしょうか。 ・汚泥焼却電気棟内 ・汚泥濃縮棟内 ・第一汚泥棟内 ・汚泥焼却電気棟/汚泥濃縮棟/第一汚泥棟北側	機器の搬入出や今後の更新等に影響のない範囲で活用可能です。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
22	6	第1	2	(6)			事業用地及び現地条件	地下部からの可燃性ガスの発生はないと考えてよろしいでしょうか。	現時点では発生はないと考えておりますが、建設時等に調査の上、確認ください。
23	6	第1	2	(7) (8)	－	－	事業者の責任 処理想定70-	要求水準を確保するために必要なものは事業者の責任により・・・とされています。 設備・運営の最適化を考慮して、設計・建設工事対象施設とされていない施設も提案させていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
24	6	第1	2	(8)	－	－	処理想定70-	耐用年数等の観点から、撤去ができない範囲を明示ください。	ストックマネジメント計画や設備台帳などをご参照ください。
25	6	第1	2	(8)	-	-	想定処理フロー	【早期回答希望】資源化設備建設工事期間中の汚泥処分について、契約主体は事業者とするとありますが、中部浄化センターの脱水汚泥の場外搬出費用について、処分費は事業者負担、運搬費は貴市負担になるのでしょうか。	処分費、運搬費ともに事業者負担とします。
26	6	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	中部浄化センター運転の都合で北部浄化センターへ受け入れられず産廃処分が必要となる場合は、貴市の費用負担で処分していただけると考えてよろしいでしょうか。	中部浄化センターにおける運転の都合により、想定する受入量を大幅に超過するなど、明確に市の帰責に依る場合は市の費用負担とします。
27	7	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	〔図1.1〕 受託業者とは、中部浄化センターの現行維持管理請負業者との理解でよろしいでしょうか。	本事業を受注した事業者を指します。
28	7	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	〔図1.1〕 バイオマス及び中部脱水ケーキが受け入れできない状況にある場合は、貴市にて直接産廃処分していただき、費用負担は事業者との考えでよろしいでしょうか。	バイオマスは大和市にて一般廃棄物として処分します。 中部の脱水ケーキについては提案時の停止期間中は本市が処分しますが、それ以外は事業者の負担にて適正処理するものです。
29	7	第1	2	(8)	ア	－	処理想定70-	〔図1.1〕 通常は市が対応とありますが、通常でないのはどのような場合でしょうか。	車両故障など、緊急的・突発的な事由により搬入が困難な場合を想定しています。
30	8	第1	3	(1)	ア	(イ) ⑧	工事監理	対象としては建築物のみと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
31	8	第1	3	(1)	イ	⑩	脱水汚泥の受入	中部浄化センターの脱水汚泥の搬出量や性状の確認などについて、中部浄化センターとの調整は貴市にて行うとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
32	9	第1	3	(1)	イ	※2	提出書類	事業提案書の提出時に「資源化物の有効利用先として契約を予定する企業の一覧(関心表明等)」を提出することとなっていますが、当該一覧においては、資源化物の有効利用先における資源化物の買い取り価格も記載が必要でしょうか。	事業期間が長期にわたり、買取価格を提示することが困難になる可能性も考えられることから、事業提案書の提案時には、買取価格の記載は必須としません。
33	9	第1	3	(2)	イ	①	本市が行う業務	脱水汚泥の運搬は、地域バイオマスと同様に、調整も含めて貴市が行う業務との理解でよろしいでしょうか。	汚泥有効利用施設設計・建設期間以降(R13.4～)はご認識のとおりですが、設計・建設期間中(R8.10～R13.3)は脱水汚泥の運搬処分についても事業者の業務です。調整は市が行います。
34	10	第1	3	(3)	ア		関係法令 (建築基準法)	既存の汚泥焼却電気棟の確認申請図書(耐火、準耐火建築物や防火設備等の法的仕様が分かるもの)をご提示願います。	別途提示します。
35	11	第1	3	(3)	イ		関係法令 (その他関係する法令、規則、条例、要綱、通達、通知等)	「大和市地図情報サービス 埋蔵文化財マップ」によりますと計画地が「No180遺跡 長堀南/深見城跡/Y23」に該当するように見受けられますが、掘削条件、基礎深度の制限等はないと考えてよろしいでしょうか。	必要となる申請を提出後、監督官庁の指示に従っていただきます。
36	11	第1	3	(3)	イ		基準・仕様	道路土工(日本道路協会)を基準書に含めてよろしいでしょうか。	問題ありません。
37	12	第1	3	(3)	イ	(イ)	土木建築工事関連	大和市下水道設計標準仕様書は管渠編が公表されています。施設編はありますでしょうか。無い場合は管路編を参考とすると考えてよろしいでしょうか。	施設編は設けておりません。管路編を参考とし、各種法令にも準拠してください。
38	12	第1	3	(4)	ア	－	特許権等	実施方針p.12と記載内容は異なりますが同意と考えてよろしいでしょうか。要求水準を正規と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を正規と考えて下さい。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
39	13	第1	3	(4)	イ	－	特許権等	特許共同出願にあたっての費用負担も共同との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
40	13	第1	3	(4)	イ	－	特許権等	本項は実施方針p.12に記載がありません。実施方針にも適用と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書を正規と考えて下さい。
41	13	第1	3	(4)	イ		特許権等	「事業者は、本事業のために考案した機器、材料、施工方法等に関して特許等を出願若しくは本市以外が使用する場合、あらかじめ本市と協議する。また、当該工事の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする」とありますが、後段の「当該工事の関連で」については、「本事業のために」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
42	13	第1	3	(5)	－	－	著作権	実施方針p.12と記載項目が異なるため、重複するのであれば統一していただくことを提案します。	現行の記載とし、要求水準書を参考としてください。
43	13	第1	3	(5)	ア	－	著作権	本文によると、提出した書類のうち、著作権法第2条1項第1号に該当する著作物の著作権は市及び事業者に帰属すると読み取れますが、実施方針p.12では「参加者」とされています。要求水準が正規と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
44	13	第1	3	(5)	イ	－	著作権	提出した図書類の複製・改変・公表は、著作物該当の是非によらず相手方に通知し確認するよう変更をお願いします。秘密情報に該当するか否かの確認が必要となります。	要求水準書に記載のとおり、本項において想定するものについては「作業を行う上で得られた記録等を含む」ことから、複製・改変・公表について、都度の通知確認を行う必要があるとは考えておりません。ただし、ご懸念のような秘密情報が含まれる可能性がある以上、公表については市は細心の注意を払うこととします。また、市と事業者は図書類のやり取り及び取扱いについて十分なコミュニケーションを図ることとします。
45	13	第1	3	(5)	イ	－	著作権	本項の一部は実施方針p.124(9)と異なる記載ですが同意でしょうか。重複するのであれば統一していただくことを提案します。	P12.(9)のことと思いますが、内容に齟齬はなく、特に変更は不要と考えます。
46	13	第1	3	(6)	－	－	汚泥処理施設の技術	実績を証する書類は様式2-13で提出する考えでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
47	13	第1	3	(6)	－	－	汚泥処理施設の技術	対象とする設備は、消化タンク・脱水機・資源化施設と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
48	13	第1	3	(6)	イ	－	汚泥処理施設の技術	ガイドラインに紹介されている技術は、ガイドラインの中で技術評価されているものではないことから、技術紹介であっても公的認知ではないと考えます。ウ項と同様の実績要件、規模要件を必要とするという考えでよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り不要です。
49	14	第1	3	(7)			交通安全対策	通勤車両の駐車について、現状通り維持管理・運営業務に関する駐車料を貴市にお支払いするという考えでよろしいでしょうか。また、駐車料金があれば、根拠をご教示ください。	ご認識の通りです。精算については、土地評価額に対して駐車面積分を乗じて算出します。
50	15	第1	4	(1)	表1.1		流入水量及び発生汚泥量の予測	全事業期間を通して北部の流入水量及び脱水汚泥量の変化はないという認識でよろしいでしょうか。	記載の流入水量及び発生汚泥量は実績を基にした予測量です。
51	15	第1	4	(1)	表1.2		流入水量及び発生汚泥量の予測	全事業期間を通して北部の流入水量及び脱水汚泥量の変化はないという認識でよろしいでしょうか。	記載の流入水量及び発生汚泥量は実績を基にした予測量です。
52	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	2031年度以降の脱水汚泥につきまして、中部は未消化脱水汚泥、北部は消化脱水汚泥でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
53	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	[上項で、北部が消化脱水汚泥の場合] 建設前(2026～2030)(未消化)と建設後(2031以降)(消化)が同数となっています。 建設前につきましては未消化脱水汚泥の量・固形物量を教示ください。	2026年から2030年については、下記の通り読み替えてください。 ・日平均 脱水汚泥:29.2m3/日、固形物:7.310t/日 ・日最大 脱水汚泥:33.7m3/日、固形物:8.429t/日

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
54	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	p.7では重力濃縮タンク・余剰汚泥貯留タンクが「必要に応じて設計・建設工事対象施設」とされています。 設計対象とするかを検討するにあたり、汚泥量・汚泥性状の年度展開が必要となります。 そこで、p.15,16の予測で検討された初沈汚泥量/性状/変動幅、初沈濃縮汚泥量/性状/変動幅、初沈濃縮回収率、余剰汚泥量/性状/変動幅、余剰濃縮汚泥量/性状/変動幅、余剰汚泥回収率を教示ください。	・日平均 初沈汚泥量:516m3/日 /初沈汚泥濃度:1.0% 重力濃縮汚泥(初沈汚泥濃縮):175m3/日 /重力濃縮汚泥濃度:2.5% /重力濃縮回収率:85% 余剰汚泥量:583m3/日 /余剰汚泥濃度:0.6% 機械濃縮汚泥(余剰汚泥濃縮):81m3/日 /機械濃縮汚泥濃度:4.0% /機械濃縮回収率:93% ・日最大 初沈汚泥量:587m3/日 /初沈汚泥濃度:1.0% 重力濃縮汚泥(初沈汚泥濃縮):200m3/日 /重力濃縮汚泥濃度:2.5% /重力濃縮回収率:85% 余剰汚泥量:683m3/日 /余剰汚泥濃度:0.6% 機械濃縮汚泥(余剰汚泥濃縮):95m3/日 /機械濃縮汚泥濃度:4.0% /機械濃縮回収率:93% 変動幅については維持管理年報等を参考としてください。
55	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	本頁に記載されている固形物量は「TS」か「SS」かをご教示ください。	SSです。
56	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	消化ガス発生量を検討するにあたり、重力濃縮汚泥および機械濃縮汚泥のVTS/TSおよびVTS/SSの比率を提示ください。	・重力濃縮汚泥 VTS/TS:90.7%、VTS/SS:96.5% ・機械濃縮汚泥 VTS/TS:79.0%、VTS/SS:80.6%
57	p.15-16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	表1.1、表1.2で提示されている汚泥量・汚泥性状の変動幅を教示ください。	将来予測値については変動幅を提示することはできません。 変動幅については維持管理年報等を参考としてください。
58	16	第1	4	(1)	－	－	流入水量及び発生汚泥量の予測	ご提示いただいています日最大量/汚泥性状は実績に基づいているとの理解でよろしいでしょうか。日最大量を超過した処理にともなう設備故障・用役使用量増等の追加費用負担は貴市、過失は免責と考えてよろしいでしょうか。	実績を参考にしていますがあくまでも予測量であり、当該数値を設計の際に参考にさせていただくために記載しています。一定程度、日最大量を超過した場合には市負担として清算しますが、日最大量を超過したとして直ちに清算とはしません。一定程度の量については契約時に両者協議の上、決定します。
59	17	第1	4	(2)			電気室	「汚泥有効利用施設の稼働に必要となる電気設備は、事業用地内に必要に応じて電気室を設置すること」とありますが、「要求水準書別紙1 事業用地」の範囲外である現焼却電気棟に電気設備を設置することも可能である、という理解でよろしいでしょうか。	既設設備の更新等に影響を与えないのであれば、利用することは可能です。
60	17	第1	4	(3)	－	－	1-ティリティー	現行で貴市が契約されているのは、同項に記載のある電気・ガス・水道でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
61	17	第1	4	(3)	－	－	1-ティリティー	貴市職員が常駐するとの記載がありますが、24時間常駐されるのでしょうか。 また、執務室は既設を流用いただくものと考えてよろしいでしょうか。	・24時間の常駐ではなく、平日の8:30～17:15を原則として勤務します。 ・執務室は既設利用とします。
62	17	第1	4	(3)	－	－	1-ティリティー	電力料金/基本料金を検討するにあたり最大デマンド・消費電力日報をご教示ください。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
63	17	第1	4	(3)	－	－	1-ティリティー	北部浄化センター実施されている太陽光発電を実施していることを確認しています。 太陽光設備及び太陽光発電電力の取り扱いについて教示ください。	設備は太陽光パネル(240W×84枚)とパワーコンディショナー(9.9kW×2台)です。なお、発電電力は全て場内利用となります。
64	17	第1	4	(3)			ユーティリティ	ユーティリティ(電気、都市ガス、水道)の契約は、事業者で契約及び支払いでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
65	17	第1	4	(3)	－	－	燃料・薬品	資源化物の利活用を事業用地内で行う場合、利活用設備の所有者は事業者であり、下水道事業に係る国の交付金活用の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	下水道事業に関わらない施設の設置等は認めておりません。
66	17	第1	4	(3)	－	－	燃料・薬品	資源化物の利活用を事業用地内で行う場合、利活用設備へのユーティリティは既設からの分岐を不可として、独自に用意するという理解でよろしいでしょうか。	既設設備等への影響がないことを前提として、利活用設備へのユーティリティは既設からの分岐としてください。
67	17	第1	5	(1)	－	－	電力	事業者が設置する受変電設備は、設計・製作・仮設・撤去・新設までの全てが事業者範囲でしょうか。既設メーカーへの別途発注は無いとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、ご認識の通りです。後段については、必要に応じて既設メーカーへの発注等は可能です。
68	17	第1	5	(1)	－	－	電力	既設汚泥処理焼却受変電設備/無停電電源装置から電力を供給する対象を教示ください。新設分の参考とします。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
69	17	第1	5	(1)	－	－	電力	既設汚泥処理焼却受変電設備は、照明・建築動力・換気設備への動力供給・無停電電源装置・直流電源装置といった機能を備えています。既設の機能を残さずに一新する考えでよろしいでしょうか。	既設汚泥処理焼却受変電設備は更新対象のため、当該設備からの配電は本事業で設置する受変電設備からの配電に全て切り替えます。既設の配電先以外に本事業で設置する設備への配電を行い、本事業で撤去される設備は配電先から除外してください。
70	17	第1	5	(1)			電力	現状の電力会社との契約電力をご教示下さい。	東京電力エナジーパートナー株式会社が契約の相手方であり、1440kWの契約、種別としては高圧・季節別・時間帯別です。
71	17	第1	5	(1)			電力	汚泥有効利用施設および汚泥処理設備に必要な受変電設備として、必要に応じて管理棟1階の第2高圧室内の空きスペースを利用し、盤を新設してもよろしいでしょうか。	原則として管理棟内の空きスペースは利用不可となります。ただし、既設受変電設備から高圧での分岐をとるための盤の増設が必要な場合、当該盤を管理棟の電気室内に設置することは可能です。
72	17	第1	5	(2)	－	－	運転・制御	事業者が信号取り合いする場所を教示ください。	現場説明会でお示ししたとおりです。
73	17	第1	5	(3)			監視制御設備	「ただし、汚泥有効利用施設等の監視状況は管理棟中央監視室でも状態監視が行えるよう、LCD表示ができるようにすること」とありますが、既設の制御装置とは独立した状態監視用のLCDを準備することでよろしいでしょうか。	中央監視の役割である操作や監視制御、帳票出力が既存の中央監視で行えるのであれば、ご提示いただいた提案を否定するものではありません。
74	17	第1	5	(4)			非常用自家発電設備	「必要な繋ぎ込み等の工事は事業者にて行うこと」とありますが、繋ぎ込み先についてご教示ください。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
75	18	第1	5	(6) (7)	－	－	通信 消防設備	通信/消防設備に限らず、貴市が策定するスマート計画の中で更新が予定される建築/建築機械/建築電気設備は、維持管理・運営開始時点までに更新されていると考えてよろしいでしょうか。	事後保全対象など、必ずしも更新されているとは限りません。
76	18	第1	5	(7)			消防設備	「焼却炉及びその他関連施設の撤去後は同火災報知器の不要な信号の離線撤去工事を行うこと」とありますが撤去すべき対象を別紙7にマーキング頂けますでしょうか。また、離線した配線は埋め殺しも可能でしょうか。	撤去範囲については事業者提案となりますので、ご提案ください。また、配線は撤去願います。
77	18	第1	5	(8)			処理水	本事業で設計・建設する施設で使用可能な処理水量をご教示下さい。	インフォメーションパッケージを基にご検討ください。
78	18	第1	5	(8)			処理水	既存設備に影響無いことが確認できれば、沈砂池棟内ろ過水槽以外の場所から取水することも可能でしょうか。	ご認識の通りです。
79	18	第1	5	(8)	－	－	処理水	井水・ろ過水も処理水と同様の取り扱いと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
80	18	第1	5	(8)	－	－	処理水	処理水・井水・ろ過水は無償と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
81	18	第1	5	(9)	－	－	生活排水及び雨水排水	建設完了までの生活排水はメーターによる精算、建設完了以降の生活排水は無償との理解でよろしいでしょうか。下水道使用料を支払うにあたっての単価を教示ください。	維持管理に関するものを除き、ご認識の通りです。下水道使用料については市ホームページをご参照ください。
82	18	第1	5	(9)			生活排水及び雨水排水	既存の雨水排水口の計算書をご提示願います。	現地で確認をお願いします。
83	18	第1	5	(7)			消防設備	消防法の規定により火災報知機は不要となる場合は、管理棟監視室に設置してある火災受信機への追加接続は不要となると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
84	18	第1	5	(11)			処理工程における排水	「なお、必要に応じて排水量を記録すること。排水量については随時、管理棟中央監視設備へ電気信号が伝わるようにすること」とありますが、事業者にて排水量の記録は不要と考えた場合、管理棟中央監視設備へ電気信号送信も不要と考えてよろしいでしょうか。	原則はご認識の通りです。市と協議の上、必要と判断された場合には送信及び記録を行う改造を事業者負担にて対応願います。
85	18	第1	5	(11)	－	－	処理工程における排水	処理工程における排水の中で、更新する濃縮・脱水分離液等は、既設濃縮・脱水の排水ルートに合わせて送水できると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
86	18	第1	5	(11)			処理工程における排水	「排水量については随時、管理棟中央監視素設備へ電気信号が伝わるようにすること」とありますが、接続先の盤の場所をご提示いただけますでしょうか。 また、電気信号を伝えるための当該盤の改造工事及び設計は本事業範囲外の理解でよろしいでしょうか。	別途実施される既設監視制御設備の改造工事にて設置されるPLC(汚泥有効利用施設の信号を既設監視制御設備に入力するためのPLC)に接続をお願いします。PLCの場所は汚泥有効利用施設用の電気室内を想定しています。 また、当該盤の改造工事及び設計は本事業の範囲となります。
87	18	第1	5	(12)	－	－	処理対象汚泥	最初沈殿池汚泥、最終沈殿池汚泥について既設との取合い点をご教示ください。	処理フローを参照ください。
88	19	第1	6	(1)	－	－	騒音規制基準	事業用地付近にあるオープンな開口(例えば処理水放流渠開口)への防音対策は事業者の範囲と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
89	19	第1	6	(1)	－	－	騒音規制基準	敷地境界内の騒音に対して規制基準を逸脱しない防音対策を講じるにあたり、建設後に敷地境界外の暗騒音の影響から規制基準を超過する懸念があります。以下の項目は免責と理解してよろしいでしょうか。 ①暗騒音で既に超過している箇所での超過 ②今回改築する設備以外からの騒音による超過 ③本事業外で更新される設備からの騒音による超過 ④事業期間中に外部からの騒音が増大したことによる超過	基本免責としますが、市と協議とします。
90	19	第1	6	(3)	ア	－	排出ガス基準	排気ガスは、神奈川県を準拠する必要があります。 大気汚染防止法の規制に対して上乗せがあると認識しています。	関係諸法令を遵守した設計・施工としてください。
91	19	第1	6	(6)	－	－	電波障害発生防止	現状施設で対応されている電波障害対策について教示ください。	現状、電波障害対策は実施していません。
92	20	第2	1	(2) (3)	－	－	事前調査等	事業者が実施する測量調査・地質調査等の結果が公告資料と違いがある場合、その対応と費用負担は貴市との協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
93	20	第2	2	－	－	－	有資格者の配置等	設計・建設期間中の有資格者の変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、事前に提示してください。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選定してください。
94	20	第2	2	－	－	－	有資格者の配置等	照査技術者、管理技術者、担当技術者は他事業との兼任は可能と考えてよろしいでしょうか。 また、照査技術者と管理技術者は兼任できないとされていますが、管理技術者と担当技術者は兼任できると考えてよろしいでしょうか。	他事業との兼任は制限しません。 管理技術者と担当技術者の兼任は可とします。ただし、照査技術者はその役割を鑑みて、担当技術者との兼任は不可とします。
95	20	第2	2				有資格者の配置	「照査技術者、監理技術者、各工種技術担当者については、次の要件を満たすものを配置すること」とありますが、要件においては(1)に照査技術者と監理技術者が、(2)に担当技術者が言及されており、「工種技術担当者」にかかる記載はありません。文脈から「工種技術担当者」を「担当技術者」と読み替え、アとイそれぞれ1名ずつ選任すればよろしいでしょうか。 また、(1)の照査技術者もしくは監理技術者と、(2)の担当技術者は兼務可能との認識でよろしいでしょうか。	前段についてご認識の通りです。また、監理技術者は管理技術者と読み替えてください。 後段について管理技術者と担当技術者の兼務は可能としますが、照査技術者は担当技術者との兼任は不可とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
96	20	第2	2	(1)			照査技術者、監理技術者	【早期回答希望】監理技術者とは、管理技術者との理解で宜しいでしょうか。照査技術者及び管理技術者の手持ち業務量等の制限はございますでしょうか。	ご認識の通りです。手持ち業務量による制限は設けません。
97	20	第2	3	(2)			設計に伴う許認可等	建築計画通知は昨年施行された改正法に基づき、民間確認検査機関に提出できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
98	21	第2	3	(3)	－	－	既存施設改修時等の確認	p.54 契約終了時の既設機能確認・事業者との協議により、本項の原状復旧の是非は決定され则认为よろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
99	21	第2	3	(3)	－	－	既存施設改修時等の確認	ご提案させていただく設備は汚泥処理の根幹となります。本事業終了後の原状復旧は、既存施設、かつ維持管理に与える影響が大きいと認められる場所のみが対象と考えてよろしいでしょうか。 p.54に記載のとおり、契約終了時の施設機能確認による改善要求に対しては、機能回復をおこなうようにします。	要求水準書に記載のとおり、維持管理に与える影響が大きいと認められる場合に現状復旧を行っていただきます。契約終了時はご認識のとおりです。
100	21	第2	3	(4)	ア	－	災害対策	北部浄化センターで実施されている耐水化対策を教示ください。(要求水準(案)の質問では「後日」と回答いただいています。)	インフォメーションパッケージをご参照ください。
101	21	第2	3	(4)	ア	(ウ)	災害対策	「必要に応じてハードソフト対策の両面から浸水に対する安全性の確保を行うこと」とありますが、計画にあたっては、別途受領している参考資料「下水処理場の耐水化について」及び「大和市 下水道事業 業務継続計画(下水道BCP)」を基に検討すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
102	21	第2	3	(4)	イ		基礎	「基礎は、良質な地盤に支持させ…」とありますが、上部荷重の軽い軽微なラックサポートを含めた全てに適用するのは経済的に合理的でないと思慮します。 「基礎構造は、上部構造の形式、規模及び支持地盤の条件並びに施工性等を総合的に検討し、決定すること」とあることから、上部構造の形式、規模などに応じ、軽微な場合は表層地盤改良などの経済的な方法を選定可能との認識でよろしいでしょうか。	各種基準に適合するものであれば可とします。
103	21	第2	3	(4)	ウ	－	耐荷重	汚泥棟耐震化工事が貴市にて実施された後に、事業者が提案する設備を構造耐力を考慮して納めることとなります。 汚泥棟耐震化工事の耐震解析で設定された条件(位置・設定荷重等)を教示ください。	機器荷重については別途提示します。固定荷重等その他荷重については計算をお願いします。
104	22	第2	4	(2)	－	－	施工管理体制	現場代理人の有資格・実績の要件はないとの理解でよろしいでしょうか。	資格や実績については定めていませんが、建設工事現場において関係法令に従って管理を行うことができる能力を有する者を配置してください。
105	22	第2	4	(2)	－	－	施工管理体制	機械設備工事、電気設備工事、土木工事、建築工事の監理技術者あるいは主任技術者配置は、工事期間のなかでも、当該工事の現場施工期間中のみ専任及び常駐するものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
106	22	第2	4	(2)	ア		施工管理体制	現場代理人は1名のみでよろしいでしょうか。	可とします。
107	22	第2	4	(2)	イ～オ		施工管理体制	【早期回答希望】各監理技術者は専任とありますが、複数工種に同一人物を配置して宜しいでしょうか。	要求する資格を満足する以上は可とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
108	22	第2	4	(2)	イ～オ		監理技術者または主任技術者	国土交通省は、令和6年4月1日から適用となる「監理技術者制度運用マニュアル」の公表にあたり、昨今の建設業においては、「働き方改革の観点から、育児を含む休暇取得、勤務間インターバル、工事書類作成等が柔軟に出来ることが求められています。」「カメラや動画を常時通信するネットワーク機能の高度化により、遠隔からの施工管理手法が日々進展してきています。」「バックオフィスによる支援が効果的な事例が増えてきています。」としたうえで、「監理技術者等の働き方改革の推進に資するため」に上記マニュアルを改正し、建設業課長から各都道府県にも通知があったものと認識しています。にもかかわらず、要求水準書においては、工種別に技術者等を配置することが要件とされており、国における取り組み(さらなる専任制度の見直し等)に逆行しているものと受け止めております。つきましては、要求水準書における監理技術者または主任技術者の配置要件について、緩和いただけないでしょうか。	ご記載のとおり、近年では働き方改革の推進が図られており、監理技術者制度運用マニュアルが改正されました。ただ、本要求水準書に記載の配置要件は同マニュアルに沿ったものだとして認識しております。工事の規模、公共性の高さを考慮しても当要件の緩和は困難と言わざるを得ません。ご理解の程、よろしくお願いいたします。
109	22	第2	4	(2)	カ	(ア)	施工管理体制	監理技術者あるいは主任技術者は、工事施工に着手するまでの期間は工事現場への専任を要しないとあります。製作期間と工事期間は別の人員を配置してもよろしいでしょうか。	可とします。
110	24	第2	4	(6)	ア	ー	建設に関する一般事項	要求水準書に定めがない事項は、提案時に事業者は知りえないことから、貴市との協議により対応するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
111	25	第2	4	(6)	キ	(イ)	環境保全	リサイクルとは、場内汚水系マホールもしくは配管へ排水して、既設で処理させていただくことを含むと考えてよろしいでしょうか。	既設で処理することは可としますが、要求水準書に記載のとおり適切に処理をし、各基準を満足した上で排水してください。
112	25	第2	4	(6)	キ	(ウ)	環境保全	撤去後の鋼材等は、工事前仮設マース(仮置き場)を長期間確保せずに済むよう、事業者が有価物として処理できると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。なお、有価物の収入は事業費から差し引いてください。
113	25	第2	4	(6)	ケ	ー	アスベスト対策について	焼却設備の撤去を検討するにあたり、アスベストを使用している箇所・仕様がわかる資料の公表をお願いします。実施方針(案)での質問に対して「後日」と回答を頂いています。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
114	25	第2	4	(6)	ケ		アスベスト対策について	アスベストの含有の疑われる仕上げ材等は調査するまでは、存在の有無が不明で、現時点では工事費が把握できません。事前調査によって、提供頂いた調査結果との相違が判明した場合のリスク(工程・価格)は、募集要項のリスク分担表に基づき、市にて負担いただくよう、よろしくお願いいたします。	ご認識の通りです。
115	25	第2	4	(6)	コ	ー	他工事間調整	汚泥棟耐震化工事以外に同時期工事があれば、開示いただける範囲で内容・工程を教示ください。	提示している工事以外は現在予定しておりません。
116	25	第2	4	(6)	コ	ー	他工事間調整	汚泥棟耐震化工事等は、本事業の建設期間と重複しないと考えてよろしいでしょうか。本事業の建設手順、全体工程、産廃処分期間、事業開始時期/事業性に影響することが考えられます。重複する場合、提案の見直し(再設計見直し・全体工程/工事手順の変更・仮設マース確保)は可能であり、事業開始時期延期にともなう追加費用は貴市にて負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	記載の通り、施設の建設にあたっては、他工事が同時期に実施されることに配慮した施工計画を立案してください。
117	25	第2	4	(6)	コ	ー	他工事間調整	既設土壌脱臭設備の代替として、既設水処理脱臭機室内の脱臭設備増設予定地に活性炭吸着塔を設置するよう考えています。活性炭吸着塔の将来マースがあれば、既に耐震化はされており、増設にともなう耐震補強は不要と考えてよろしいでしょうか。	設置するものの荷重や、現状の耐震性能を踏まえ、各種法令を満足できる場合は不要です。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
118	25	第2	4	(6)	㌰	ー	他工事間調整	第一汚泥棟以外の施設の耐震診断・耐震詳細設計・耐震補強工事は完了されていますでしょうか。 耐震補強工事が完了されていない場合は、貴市で実施していただけたと考えてよろしいでしょうか。 局所的な増設による荷重増に対して必要な補強は事業者範囲ですが、事業者が全体の耐震解析までおこなう必要はないと考えますがよろしいでしょうか。 施設の将来計画を想定した耐震解析は事業者では実施することができないことをご了承ください。	現時点では完了していません。 耐震診断結果は提示の通りであり、補強工事は市が行うこととしております。事業者が既設構造物を利用する場合は、事業者が必要な耐震化工事を行うこととなります。
119	25	第2	4	(6)	㌱		他工事間調整	一般的な工事請負契約においては、本事業でも設計・建設工事請負契約書(案)第9条に記載されるとおり、第三者の施工する他の工事が密接に関連する場合においては、発注者が関連工事調整を行う義務を負い、受注者は、当該義務に関する協力義務に留まっています。にもかかわらず、要求水準書においては「上記時期までに提出しない場合による手違い及び手直しの施工は事業者の責任」とすることや、当該「適切な処置を監督員の指示に基づいて実施」することが受注者の義務とされており、工事の一般常識から乖離しています。また、公共工事標準請負約款第2条(関連工事の調整)における解釈として「工事の調整において、施工日程に制約をつける場合(中略)など設計図書に影響を及ぼす場合には、本条を用いることはできず、第19条に定める設計図書の変更の手続きを用いなければならない」とされています。さらに、入札時点においては、「上記時期までに提出」とある具体的な時期が要求水準書等にも示されておらず、参加者としては他工事間調整に必要な費用を適切に計上できない状況です。 以上をふまえ、「受注者の故意または重大な過失による場合を除き、上記時期までに提出しない場合であっても、手違いや手直し施工等の実施が必要となった場合、発注者の負担とする」旨への変更をお願いいたします。	汚泥電気棟の耐震化工事など提示している関連工事については、記載の通り対応願います。
120	25	第2	4	(6)	㌱		他工事調整	「事業者は、汚泥棟耐震化工事等の円滑な施工を協力し、関連業者との連絡を～工事施工すること」とありますが、現状想定されている汚泥棟耐震化工事の施工範囲及び工期をご教示ください。また、汚泥棟耐震化工事以外にて、現状想定されている他工事名、工事範囲、工期をご教示ください。	汚泥棟の耐震化工事については工事範囲、工期等は未定です。 また、提示している工事以外は現在予定しておりません。
121	25 26	第2	4	(6)	㌱		他工事間調整	「汚泥有効利用施設の建設にあたっては、他工事が同時期に実施されることに配慮した施工計画を立案すること」とありますが、他工事の工事内容と施工時期をご教示下さい。	耐震補強工事を予定しております。時期などについては、現場説明会でご紹介した通りです。
122	26	第2	4	(6)	㌰	ー	他工事間調整	他工事が同時期に実施されることに配慮した施工計画を立案と記載されていますが、他工事側も同様に本工事に対して調整/変更していただけたと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
123	26	第2	4	(6)	㌰	ー	建設工事期間中の 1-ティリティー	設計・建設期間中に使用する処理水・ろ過水は無償で供与いただけると考えてよろしいですか。使用するにあたっての仮設(給水/排水)は事業者範囲と考えます。また、消化タクの ^① 水張試験等で使用する多量の処理水を排水する必要があり、排水先の指定があれば教示ください。	使用する処理水・ろ過水については無償とします。仮設工事については事業者範囲とします。また、排水先は場内排水路で事業者の提案によります。
124	26	第2	4	(6)	タ	ー	見学者対応	見学者対応の年間実施回数の実績を教示ください。	R6年度の実績はありません。インフォメーションパッケージ内の維持管理年報をご参照ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
125	26	第2	4	(6)	タ		見学者対応	「建設期間中における本施設の見学者」とはどのような方を対象と想定されているのかご教示ください。また、時期や回数等が決まっている場合はご教示ください。	一般の方の施設見学はありません。自治体等の施設見学は現時点では予定しておりません。
126	26	第2	4	(7)	ー	ー	完成図書	貴市へ提出する完成図書について、ファイル様式に指定はありませんでしょうか。	特に指定はございませんが、市との協議において決定します。
127	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	焼却設備の撤去を検討するにあたり、ダイオキシンに対する養生対応を必要とすることから、焼却灰の分析結果の公表をお願いします。実施方針(案)での質問に対して「後日」と回答を頂いています。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
128	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	これまでの焼却設備定期修繕時に実施されたPCBに係る調査結果について、公表をお願いします。	定期修繕時に実施した調査はございません。
129	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	これまでの焼却設備定期修繕時に実施された、土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく調査結果について、公表をお願いします。	定期修繕時に実施した調査はございません。
130	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	土壌汚染対策法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく調査を実施し、汚染が見つかった際は、除染等の対策費および工期については本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
131	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	アスベスト、PCB、ダイオキシン類等の調査した結果、特管処分が必要になった場合は精算対象と考えてよろしいでしょうか。	現時点で把握しているもの以外については、ご認識の通りです。
132	28	第2	5	(1)	エ	(ウ)	その他調査	「撤去工事前に・・・土壌汚染対策法に基づく調査を行う」とありますが、この調査の結果、土壌汚染やアスベスト等、事前調査によって、提供頂いた調査結果との相違が判明した場合対策工事等で、工程及び工事費の大幅な変動が発生します。その際のリスクは、募集要項のリスク分担表に基づき、市にて負担いただくよう、よろしく願いいたします。	大幅に変動があった場合には市の負担としますが、協議によります。
133	28	第2	5	(1)	I	(ウ)	その他調査	本センター内には土壌汚染対策法における有害物質使用特定施設はありますでしょうか	ないものと認識しています。
134	29	第2	5	(2)	ア	ー	地域バイオマス受入設備	今回受入れ処理する地域バイオマスおよび破袋したビニール袋の廃棄物区分についてご教示ください。(一般廃棄物/産業廃棄物)受入および処理に関して、事業者側での許認可取得は特段不要と理解してよろしいでしょうか。	地域バイオマスは一般廃棄物、破袋したビニール袋は産業廃棄物です。事業者側での許認可取得は不要です。
135	29	第2	5	(2)	ア	(キ)	地域バイオマス受入設備	想定されている車両(ダンプアップ式のトラック車(2t車))の各寸法・ダンプアップ時最大高さをご教示ください。	各寸法は幅184×長さ522×高さ238cmでありダンプアップ時の高さは約380cmです。
136	29	第2	5	(2)	ア		地域バイオマス受入設備	今回新規にて地域バイオマス受入設備を計画していますが、地域バイオマスの受入時期は、設計・建設業務が完了する令和13年3月31日以降と考えますがよろしいですか。	ご認識の通りです。
137	30	第2	5	(2)	イ	(カ)	中部浄化センター脱水汚泥受入設備	中部浄化センター汚泥は365日/年搬入されると考えてよろしいでしょうか。	原則、日曜・祝日を除く日です。
138	30	第2	5	(2)	イ	(カ)	中部浄化センター脱水汚泥受入設備	受入車両の各寸法、ダンプアップ時最大高さをご教示ください。	各寸法は幅250×長さ925×高さ327cmでありダンプアップ時の高さは約670cmです。
139	30	第2	5	(2)	ウ	ー	汚泥消化設備	消化性能(消化ガス発生量・消化ガス濃度・消化率)は、後段設備の仕様、消化ガス有効利用にともなう温室効果ガス排出量に大きく影響します。実汚泥による試験結果を設計条件とすることが、設計妥当性の観点から評価されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
140	31	第2	5	(2)	キ	ー	脱臭設備	東側事業用地を使用する場合は、仮設であっても、代替設備を設置する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	既存の機能・性能を維持することを条件として利用を可能とします。
141	32	第2	5	(2)	ケ	ー	配管・ダクト・搬送設備	中部浄化センター受入脱水汚泥を搬送する設備は臭気漏洩対策(屋外も搬送)の観点から継続利用は不可との理解でよろしいでしょうか。	事業者の判断によります。
142	32	第2	5	(2)	ケ	ー	配管・ダクト・搬送設備	p.2表注釈に記載されている既存汚泥搬出設備も本項が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
143	32	第2	5	(2)	ケ	(キ)	配管・ダクト・搬送設備	既設の使用も可とするとありますが、維持管理・運営開始の時点で故障・トラブルがない状況に修繕していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	通常の使用ができる状態で引き渡すものとし、その後は事業者の判断により維持管理レベルに合わせた運用をお願いします。
144	34	第2	5	(3)	工	(イ)	運転操作設備	コントローラが停止した場合は、補助継電器で構築された制御回路により設備は安全停止します。設備停止後の保安に関わる機器の運転・制御について補助継電器で構築された回路により継続させ、停止したコントローラを予備品と交換し、速やかに復旧を行うものと考えてよろしいでしょうか。	要求される処理を継続可能であれば、左記のとおりで問題はありません。
145	34	第2	5	(3)	オ	(イ)	計装設備	計装の対象がp.28と整合していません。P.28が正規と考えてよろしいでしょうか。	p28は施設全体の計量法に基づく対象計量機器です。
146	35	第2	5	(3)	キ	(I)	電気工事	既設設備の高調波計算書の開示をよろしくお願いします。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
147	35	第2	5	(4)	ア	(ウ)	施設設計	事業用地の造成にあたり、事業用地内の樹木は自由に伐採できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りですが、緑化率は遵守してください。
148	36	第2	5	(4)	ア	ー	施設設計	今回事業用地への建設は、特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為に該当しないと考えてよろしいでしょうか。	該当しません。
149	36	第2	5	(4)	ア	ー	施設設計	特定都市河川浸水被害対策法における雨水浸透阻害行為に該当する場合、対策工事は本事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか	該当しません。
150	36	第2	5	(4)	ア	ー	施設設計	今回事業用地は、河川保全区域の制約を受けないと考えてよろしいでしょうか。	河川保全区域についての制限は掛かります。必要な協議・調整をお願いします。
151	36	第2	5	(4)	ア	(シ)	場内整備	場内整備に花壇・植栽等の設置が含まれていますが、従来の植栽等の変更提案も可能でしょうか。可能な場合、条件等がありましたらご提示ください。	可とします。条件は定めませんが、大和市景観計画や大和市景観条例等も確認の上、検討してください。
152	36	第2	5	(4)	ア	(ス)	施設設計	雑排水接続先マンホールは排水発生元からの最寄りのマンホールに接続可能と考えてよろしいでしょうか。	排水量等を勘案の上、流下可能な施設へ接続ください。
153	36	第2	5	(4)	ア	(リ)	施設設計	第一汚泥棟は別途汚泥棟耐震化工事で耐震補強を行うとされています(p.25)。焼却炉地下管廊部分は第一汚泥棟につながることから、耐震補強工事が行われる範囲を明示ください。	汚泥焼却電気棟と第一汚泥棟が対象です。
154	36	第2	5	(4)	ア	(リ)	施設設計	既設焼却炉地下管廊および基礎、利用を行わない部分は撤去とありますが、既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン(日本建設業連合会)に基づき、地盤の健全性・安定性の維持のために利用することを目的として存置すること可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、焼却炉地下管廊は耐震性能が不足しています。残置する場合は、ガイドラインに沿った考え方を提示して頂くか、利用する場合には耐震性能の確保をお願いします。
155	36	第2	5	(4)	ア	(リ)	施設設計	(リ)「焼却炉地下管廊については、…利用を行わない部分については、地下部の撤去を行うこと。」とありますが、地下部分を全撤去するには大きな地盤掘削が必要となり、費用および工期への影響が大きく、また新施設を含めた周辺地盤の支持力を損なう可能性があります。同(キ)において「工事は、安全かつ周辺施設の維持管理に与える影響の軽減に配慮した工法を採用すること。」、また同(ク)において「敷地や地盤の状況や地下埋設物などの既存構造物を十分に調査・把握した上で、安全かつ経済性に配慮した設計とすること。」とされておりますので、新施設に干渉しない地下管廊他の地下工作物を残置する提案を認めて頂けないでしょうか。 なお、「既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン(日本建設業連合会)」に記載された既存地下工作物の取扱いに係る判断フローのうち、(3)存置による地盤の健全性・安定性の維持、(4)撤去に伴う周辺環境への影響に合致する理由にて新施設に干渉しない地下管廊や基礎を部分的に残置することを、「同地下管廊や基礎を利用を行う」と同義とお認めいただくことにより、貴市意向(リ)及び(キ)(ク)を踏まえたご提案が可能かと考えております。	要求水準書に記載のとおり、焼却炉地下管廊は耐震性能が不足しています。残置する場合は、ガイドラインに沿った考え方を提示して頂くか、利用する場合には耐震性能の確保をお願いします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
156	36	第2	5	(4)	イ	(イ)	施設建設	「建設工事の際に発生した廃棄物等の処分は、事業者が関連する法令を遵守して行うこと」とありますが、令和8年10月1日時点において、撤去対象となる焼却炉関連設備(汚泥貯留ホッパ等)には脱水汚泥が残置されていないものと認識してよろしいでしょうか。また、仮に残置されている場合は、市にて処分頂けるものと理解してよろしいでしょうか。 残置された汚泥は、量を事業者側で見積もることができず、また「建設工事の際に発生」したものではないと思料いたしますが、念の為確認させて頂く次第です。	脱水汚泥については極力、焼却処理しますが、すべてを除去、処理することはできませんので、事業者負担にて処分の対象としてください。
157	36	第2	5	(4)	イ	(ウ)	施設建設	埋戻・盛土に適さない土砂は場内残置と考えてよろしいでしょうか。	適切に処分願います。
158	36	第2	5	(4)	イ	(ウ)	施設建設	地下水の水質が関係法令の排水基準を満たしていない場合、排水処理にかかる費用(ノックアウト/薬注等)については所掌範囲外と考えてよろしいでしょうか	ご認識の通りです。
159	36	第2	5	(4) (5)	－	－	土木に関する要求水準 建築・建築設備に関する要求水準	p.17 4(4)項から、資源化物の利活用を行う設備は、土木構造物・建築物も含めて、本施設とは別に、事業者の責任及び費用負担で設計建設するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 なお、下水道事業に関わらない施設の設置等は認めておりません。
160	37	第2	5	(5)	イ	(イ)	既設構造物の利用について	「既設構造物に対して、基本的に新たな開口を設けないこと。開口を設ける場合は、事業者の責任において開口設置後の構造安全性を確認すること。」とありますが、構造安全性を確認するため、既設構造物の構造計算書のご提示をお願いします。	原則認めてませんが、開口を設ける必要があると判断された場合は基本協定の締結後に耐震診断時の計算書を提示します。
161	38	第2	5	(5)	オ	(ア)	建築機械及び建築電気設備	汚泥焼却電気棟及び第一汚泥棟などの既存建築物について、消防法における防火対象物の用途区分は(15)項(前各項に該当しない事業場)に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	防火対象物の用途区分は一般的には15項ですが、最終的な判断は所轄消防によります。
162	38	第2	6	(1)	ウ	－	共通事項	試運転・総合試運転期間中の発電電力は、北部浄化センター消費電力削減に充当できると考えてよろしいでしょうか。	試運転時のものは含めません。
163	40	第3	1	(2)	ア	－	本施設の維持管理・運営の対象	事業期間に追加された設備は対象外と考えてよろしいでしょうか。	維持管理の対象となります。
164	41	第3	1	(3)	ア	(イ)	副業務総括責任者	副業務総括責任者の総括責任者代行は、休日・夜間はその限りではないという理解でよろしいでしょうか。	業務総括責任者の代行が不要であれば、問題ありません。
165	41	第3	1	(3)	イ		常時の体制	電気主任技術者(第3種以上)について、外部委託することは可能でしょうか。	電気事業法等に準拠するのであれば可能です。法令に準拠した申請等を行ってください。
166	41	第3	1	(3)	ウ	－	深夜体制	既設で運用されているICT(カメラ・人感センサー等)の内容・設置場所について教示ください。	インフォメーションパッケージをご参照ください。
167	41	第3	1	(3)	イ		常時の体制	本項目において電気主任技術者(第3種以上)の配置が求められていますが、「要求水準書p.42(3)電気工作物に関する業務」では貴市にて選任との記載があります。事業者は有資格者を場内に配置すればよろしいでしょうか。	要求水準書 第3. 2(3)電気工作物に関する業務については、次のとおり読み替えて下さい。 事業者は、電気事業法等に基づき電気保安規程の作成、電気主任技術者の選任および届出を行うものとする。 なお、電気工作物の巡視、点検、測定は前述の電気保安規程に基づき実施すること。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
168	42	第3	1	(6)			維持管理業務開始時の既存汚泥処理施設の機能等の確認	「現包括的民間委託業者からの引継ぎを行い」との記載について、引継ぎ期間については実施方針(案)に関する質問に対する回答書において、現在の包括的民間委託受託者からの正式な引継ぎ期間は1箇月との回答をいただいておりますが、以下の理由により現包括的民間委託業者からの引継ぎ期間の延長をお願いいたします。 1.本事業は維持管理・運営開始時から設計・建設工事が並行して進行するため、通常の維持管理・運営とは異なる複雑な対応が必要となること 2.工事期間中の施設運転における安全確保と品質維持のため、既存施設の詳細な状況把握が不可欠であること 以上を踏まえ、適切な引継ぎを実施するため、適正な引継ぎ期間の設定をお願いいたします。	現行の記載の通りとします。 ただし、市は円滑な引継ぎに協力することとします。 また、契約の翌日から現場確認、見学、調査は可能とします。
169	42	第3	1	(6)	—	—	維持管理業務開始時の既存汚泥処理施設(使用)の機能等の確認	事業者が提出する機能確認結果には、現行運転マニュアル等のドキュメント開示や設備改善の要望させていただくことができると考えてよろしいでしょうか。	現在の包括的民間委託の業務を受注している企業に確認の上、開示できるものは開示しますが、契約締結後または引継開始後となります。設備改善の要望も受け付けますが改善の必要性については市においても検討します。
170	42	第3	2	(2)	オ／カ ／キ／ ク			排ガス濃度測定、臭気(敷地境界など)、振動・騒音(敷地境界)、資源化物について、頻度は示されておられません。法令に遵守することはもちろんですが、貴市が要求する実施頻度は無いという理解でよろしいでしょうか。	要求する実施頻度はありませんが、年間維持管理・運営計画書を市が確認の上、不足と思われる場合は双方協議の上、測定頻度を決定します。
171	42	第3	2	(3)	—	—	電気工作物に関する業務	消化ガス発電機は自家用電気工作物に該当することから、浄化センターの保安規定にした運用することとなります。保安規定の提示をよろしく願います。	提示します。
172	42	第3	2	(3)			電気工作物に関する業務	現施設の運用(電気工作物の点検頻度等)を確認したく、既存の保安規程をご提示いただけませんかでしょうか。	提示します。
173	42	第3	2	(3)			電気工作物に関する業務	「事業者は、本市の定める保安規定に基づき電気工作物の巡視、…」の記載より、施設新設に伴う保安規程の変更が必要となった場合、変更対応及び届出は貴市にて実施いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	電気保安規程の策定・変更、届出は事業者に行っていただきます。
174	42	第3	2	(3)			電気工作物に関する業務	本事業において、事業者は、電気事業法に定める自家用電気工作物のみなし設置者には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	みなし設置者となります。
175	43	第3	2	(4)	ア		エネルギー管理及び温室効果ガスに関する業務要求水準	「毎年において原単位を年平均1%以上低減することに留意した運転管理に努めること」と記載されておりますが、原単位を低減させる事には当然努めるのですが、毎年1%以上となりますと、25年間、毎年達成するのは、現実的ではありません。また、現在の維持管理業務を受託されている方が、既に効率的な運転維持管理をされていたら、1%の削減も相当難しい事も想定されます。その為、仮に達成できなかったとしても、要求水準を満たしていない、と判断されない点を確認させてください。	ご認識の通りです。
176	43	第3	2	(4)	ア	—	エネルギー管理及び温室効果ガスに関する要求水準	原単位の年平均1%低減に努めますが、制約(パリティ)はなしと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
177	43	第3	2	(4)	ア	—	エネルギー管理及び温室効果ガスに関する要求水準	原単位とは何か、具体的に教示ください。	省エネ法における「原単位」を指します。
178	43	第3	2	(5)			保守管理業務	施設が耐用年数超過機器多数で構成されていますが、今後の更新計画をご提示ください。	原則として提示済みのストックマネジメント計画に基づきます。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
179	43	第3	2	(5)			保守管理業務	外部委託業務の点検内容は事業者で変更可能でしょうか？ 想定された外部委託業務内容は必ず実施する必要があるのでしょうか？	変更可能です。ただし委託内容については、想定された項目は最低限必要と考えています。
180	43	第3	2	(5)	ア	－	保守業務	北部浄化センター内で行われている太陽光発電は保守管理業務の対象と考えてよろしいでしょうか。 その場合、太陽光発電での発電電力は場内で使用できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
181	43	第3	2	(5)	イ、ウ		保守管理業務	日常点検業務、定期点検業務の頻度や項目は事業者が点検計画で任意に定めることが出来るという認識でよろしいでしょうか？	任意で設定することは可能です。ただし、要求水準書に記載してある項目は最低限必要と考えています。
182	44	第3	2	(6)	ア		修繕に関する業務 要求水準	小規模修繕工事は部品金額少額の場合も小規模修繕工事として請求が可能でしょうか？また、部品金額がいくらまで事業者負担になるのか明示して頂きたい。	部品金額は10万円(税込)まで、年間100万円(税込)を想定しておりますので、小規模修繕工事とは別に維持管理費に含めてください。
183	44	第3	2	(6)	オ	－	修繕に関する業務 要求水準	小規模修繕工事の年間総額は900万円(税抜)以内とすると記載がありますが、機械設備・電気設備・建築機械・電気設備全ての小規模修繕工事に係る費用の総額と考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。
184	44	第3	2	(6)	ク	－	修繕に関する業務 要求水準	事業提案に基づくとされていることから、大規模修繕はp.2表中の維持管理・運営対象の記載のとおりという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
185	45	第3	2	(7)	カ		貸与品	「分析用機器類の貸与品」とありますが、貸与していただけるものをご教示ください。	現状ありませんが、必要に応じて協議とします。
186	45	第3	2	(7)	キ		物品等の調達・管理に関する業務 要求水準	「契約終了にあたっては、業務履行開始日に支給された貸与品は、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復すること」とありますが、支給時の規格のものが供給停止等により入手が困難な場合の対応の仕方をお教え頂けますでしょうか。	供給停止となった場合は速やかに市に報告いただくものとし、その対応について協議します。
187	45	第3	2	(9)	ア			別紙13に示される様式1水質管理週報に【中部ケーキ、焼却灰1、焼却灰2、洗煙水】の欄が記載されています。これらは同別紙13、表1～4の試験項目に記載されておりましたが、焼却炉が撤去されるまでの稼働期間に実施する項目との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
188	45	第3	2	(9)	ア			別紙13に示される様式1水質管理週報に【砂ろ過】の欄が記載されています。砂ろ過水の試験は、同別紙13、表1～4の試験項目に記載されておりましたが、事業者が実施する試験でしょうか。また、頻度の取り決めはあるのかご教示下さい。	SS、大腸菌、pH、温度について月2回、事業者において実施してください。
189	45	第3	2	(9)	ア			別紙13に示される様式2-5水質24時間採水試験結果(5)に【流入下水 混合】という欄が記載されています。このサンプルについて、表3 通日試験項目に記載されておりましたが、試料の混合方法(当量比、流量比例等)について指定があればご教示下さい。	混合方法は流量比例としてください。
190	46	第3	2	(10)	ア	(イ)	臭気に関する要求 水準	各臭気測定箇所と現状の臭気測定結果をご教示ください。	別途提示します。
191	46	第3	2	(11)	ア	－	安全衛生管理	緑化を行った場合に依らず、樹木等への環境保全は必要との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
192	46	第3	2	(11)	ア	－	安全衛生管理	周辺除草作業を行い衛生保持に努めると記載がありますが、過去5年程度の除草作業実績頻度をご教示ください。	別途提示します。
193	47	第3	2	(14)	イ	－	調査・研究への協力	協力・共同は、実施内容・費用負担等によることから、事業者との協議によると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
194	47	第3	2	(14)	ア		見学者対応	「本施設の見学申し込みがあった場合、見学者の受付対応等は本市で行うが、施設の説明案内は事業者が行うこと。」とありますが、当該案内業務の負荷を把握したく、既存施設の見学者実績(毎年度・毎月)のご提示をお願いします。	インフォメーションパッケージをご参照ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
195	48	第3	3	(2)	－	－	マニュアル	現行維持管理・運営契約の業務マニュアル・運転操作マニュアルを提示ください。	現在の包括的民間委託の業務を受注している企業に確認の上、開示できるものは開示しますが、契約締結後または引継開始後となります。
196	48	第3	3	(2)	ア		維持管理・運営マニュアル	「事業者は、本要求水準及び技術提案書に記載した提案内容を反映した業務仕様等に係るマニュアルを初年度の供用開始日の10日前までに本市に提出し、監督員の承認を得ること。」とありますが、ア、イについて、供用開始との記載があることから、本事業における「設計・建設対象施設」に関するマニュアルを指しており、「初年度の供用開始日」=「令和14年4月1日(予定)」を指すとの理解でよろしいでしょうか。	「初年度の供用開始日」は「令和8年10月1日」を指します。
197	48	第3	3	(2)	イ	－	組織体制	現場代理人・主任技術者とありますが、業務総括責任者・副業務総括責任者と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
198	48	第3	3	(2)	イ		運転操作マニュアル	初年度の供用開始日までに運転操作マニュアルを作成・提出することとなっていますが、汚泥有効利用施設等については建設後の供用開始日前までに提出することによいでしょうか。	ご認識の通りです。
199	50	第3	3	(2)	リ	(ア)	セルフモニタリング	貴市と事業者がお互いにモニタリングを行うと考えます。現行維持管理・運営で貴市がおこなっているモニタリングの内容を教示ください。	水処理・汚泥処理・焼却処理における処理量、ユーティリティ、保守点検業務、安全衛生、技術提案、修繕等の報告を受けると同時に、本市の分析結果や現場確認と照合し、モニタリングしています。
200	52	第3	4	(1) (2)	－	－	要求水準未達の場合 法定基準調査の場合	未達/超過時のパナリティは、維持管理・運営契約書案にもとづき、契約時の協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
201	52	第3	5	(1)			資源化物の有効利用	基本的には、新設の設備にて100%資源化物の有効利用を想定されているように見受けられます。機器の故障やオーバーホールの実施時には、状況によっては汚泥の外部搬出をする必要があります。その際、要求水準未達として扱われない点、念のため確認させていただけますと幸いです。	ご認識の通りです。提案時に示していただく停止時期以外は有効利用してください。
202	53	第3	5	(1)	－	－	資源化物の有効利用	記載にある自社利用とは、事業用地外での自社利用と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
203	53	第3	5	(1)	－	－	資源化物の有効利用	事業者が確保した引取先の受入条件・基準を満たさなかった資源化物も副生成物として事業者が処理すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、可能な限り資源化物として有効利用してください。
204	53	第3	6	－	－	－	異常流入への対応	過去に発生した異常流入・異常流入物質を教示ください。	過去には、pH異常、着色水、浮遊物の流入がありましたが、令和元年度以降は特にありません。
205	53	第3	4	(1) (2)	－	－	要求水準未達の場合 法定基準調査の場合	短期的・突発的な異常にともなう未達・超過の取り扱いは、契約時の協議によるものと考えてよろしいでしょうか。	可としますが、不可抗力でないもの、例えば事業者の維持管理に帰責するもの等は協議の対象としません。
206	53	第3	5	(1)			資源化物の有効利用	「廃棄物ではなく有価物として買取した資源化物を、販売又は自社利用して有効利用を図ること」とありますが、第三者(利用先)に販売して有効利用を図る場合、当該利用先までの運搬費含めて有償取引とする必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合は、有償取引である根拠を「(様式IV-4)発生汚泥の有効利用計画」にてご提示すればよろしいでしょうか。	100円/t以上で買い取った上で、事業者提案として有効利用を図ってください。運搬費は事業費に含めてください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
207	53	第3	5	(1)			資源化物の有効利用	「…。なお、不可抗力等のやむを得ない事情から有効利用が困難となった場合は、本市へ速やかに報告し、協議の上、対応を決定するものとする」とありますが、例えば、国の政策により資源化物の有効利用先が大幅な運用制限を余儀なくされる場合など、有効利用先の著しい環境変化が生じた場合にも、その取扱いについて貴市と協議することができるものと理解いたしますが、当該認識でよろしいかご教示願います。	ご記載の様に、国の政策によって有効利用が制限された場合についてはご認識の通りです。 ただし、有効利用先企業の経営悪化などを理由とするものについてはこの限りではありません。
208	53	第3	5	(3)	イ		副生成物の処分	万一、貴市が供給する地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の障害や性状の異常により、資源化物の販売が困難となった場合は、要求水準書の第3の5(3)イに定める「貴市の帰責事由で資源化物の販売が困難となった場合」に該当し、当該資源化物は貴市の負担で処分するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
209	54	第3	7	－	－	－	契約終了時の施設機能確認	事業者がおこなう機能改善に対する瑕疵は、その後の運転によるところから、なしと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし、独自の技術による場合など、特定の技術者が必要なものは原状回復を求めることがあります。
210	54	第3	7	(2)			機能確認に伴う改善	念のための確認ですが、ここで定める”修繕又は更新”を求める対象施設は、「汚泥有効利用施設」であり、本事業における、設計・建設対象設備のみ、という理解で宜しいでしょうか？事業者は、レベル2.5の運営・維持管理対象施設は、小修繕のみが事業範囲の為、機能確認に伴い、“修繕又は更新”を求められる事はないという認識でおります。	要求水準書に記載の通りです。
211	別紙11	－	1	1	－	－	温室効果がλの算出条件	算出対象の施設区分を確認させてください ○消化施設 ○資源化施設 ○上述以外の提案施設(発電施設等)	ご認識の通りです。
212	別紙11	－	1	1	－	－	温室効果がλの算出条件	算出対象の期間を確認させてください ○設計建設完了後…対象 ○設計建設期間中…対象外	ご認識の通りです。
213	別紙11	－	1	1	－	－	温室効果がλの算出条件	算出対象の稼働日数を確認させてください ○消化施設…320日(ご指示のとおり) ○資源化施設…320日(ご指示のとおり) ○上述以外の提案施設…提案による	ご認識の通りです。
214	別紙11	－	1	1	－	－	温室効果がλの算出条件	算出対象の機器区分を確認させてください ●新設機器…排出対象 ⇒機械・電気盤・建築(換気/空調等) ●既設機器・既設を更新する機器…排出対象外 ⇒厳密には電動機容量・負荷率・運転時間が変更となりますが、全体からすると軽微なことから対象外とすることを提案します。 ●提案/工夫により使用しなくなる既設機器…削減対象	全て対象とします。
215	別紙11		1	2	－	－	温室効果がλ排出量の算出方法	小名室は温室と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
216	別紙11		1	2	－	－	温室効果がλ排出量の算出方法	資源化物は「下水道における地球温暖化対策マニュアル」にある、一般炭代替として温室効果がλ削減量を算出する方法でよろしいでしょうか。指定があれば教示ください。	石炭の代替として利用する場合はご認識のとおりですが、それ以外の場合は代替元の物質を基準に算出してください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 要求水準書に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
217	別紙11		1	1			温室効果ガス算出の条件	温室効果ガス排出量の算出対象となる施設は、要求水準書p.2の「設計・建設対象施設」のア～オ(脱水機含む)と理解すればよろしいでしょうか。 また、「消化・資源化施設については稼働日数320日として算出すること」との記載がありますが、処理対象汚泥量を「日平均汚泥量×320日」として算出すればよろしいでしょうか。同じ稼働日数でも、各参加者の設定する貯留容量や処理能力により処理可能な汚泥量は異なるため、各参加者の条件を揃えるために処理対象汚泥量を指定すべきと思料いたします。 なお、「発生汚泥量(日最大)に基づく施設規模のものとすること」との指定がありますが、こちらはあくまで施設規模設定のための条件であり、CO2削減量は日平均汚泥量にて算出すると解釈しましたが、かかる認識に間違いがないかご確認願います。	要求水準書p.2の設計・建設対象施設に記載の通りとなります。 消化等の対象汚泥量は事業者の提案によります。 CO2削減量についてはご認識の通りです。
218	別紙11	1	2	—	—	—	温室効果ガス排出量の算出方法	「処理の工程で一酸化二窒素が発生する場合の温室効果ガス排出量は二酸化炭素換算をすること」とあります。 これは資源化物有効利用設備を場内に設置する場合(例えば下水汚泥由来の資源化物をボイラ等の燃料として焼却する場合等)も加算の対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
219	別紙11	1	1.2	④			その他の場合	汚泥資源化設備(脱水を含む)で使用する薬品製造に係るCO2排出量の算出も、含むことでよろしいでしょうか。	含みません。大和市地球温暖化対策実行計画の考え方に準拠します。
220								以下、追加資料をお願いします。 ・既存の水処理施設の30分毎の電力使用量がわかるデータ ・既存の水処理施設の水質データ一式(水質試験結果)	既存の水処理施設の30分毎の電力使用量がわかる帳票データについては持ち合わせておりません。水質試験結果については提供します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 様式集に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	2	第2	(2)	様式2-5			企業グループ構成表	添付資料に、「令和7・8年度大和市建設工事等競争入札参加資格受付票の写し」「令和7・8年度大和市一般委託競争入札参加資格受付票の写し」とありますが、「競争入札参加資格認定通知書」を提出すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
2	2	第2	－	(2)	2-7	－	●●建設共同企業体協定書	乙型JVを組成する場合、国交省標準約款(乙型)をバースに組み替えたものを事業者側で作成して提出することによろしいでしょうか。また、上記とする場合、分担工事額については、落札後に追って差し入れる形とさせていただきます。	記載いただいたようにご対応ください。
3	2	第2	－	(2)	2-9	－	設計・建設企業の配置予定技術者の資格	資格要件を満たす複数名を候補者として申請することは可能でしょうか。	参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選任してください。
4	2	第2	－	(2)	2-10	－	維持管理・運営企業の配置予定技術者の資格	・業務総括責任者及び副業務総括責任者は、グループ会社(親会社または子会社)からの受入れ出向者を配置することは可能でしょうか。 ・また、参加申請書類のうち、「維持管理・運営企業の配置予定技術者の資格(様式2-10)」の業務総括責任者及び副業務総括責任者の配置に関して、資格要件を満たす複数名を候補者として申請することは可能でしょうか。 記載例)業務総括責任者(候補者①)氏名、 業務総括責任者(候補者②)氏名	前段について可とします。 後段について参加表明時点で資格等の要件を満足することを確認できることを前提として、可とします。実際に配置する人員については、原則として申請した中から選定してください。
5	3	第2	(4)	ウ			総事業費に関する書類	「実施方針(案)」に対する質問回答№102には、資源化物の「買取価格も事業費として想定します」との回答がございますが、当該価格を記入する様式がありませんので、様式の修正をご検討願います。	様式Ⅲ-2-1「2.その他(一般管理費等)内訳」に記載してください。
6	8	第3	2	(2)			参加表明及び参加資格申請に関する提出書類	パイプ式ファイルの厚みに関して指定は無いという認識でよろしいでしょうか。もし指定がある場合はご教示いただけますでしょうか。	特に指定はございません。
7	8	第3	2	(3)	オ		事業提案書	事業提案書および添付資料を電子データで提出する際、ファイル名に指定は無いという認識でよろしいでしょうか。もし指定がある場合はご教示いただけますでしょうか。	指定しませんが内容が分かりやすい記載としてください。
8	9	第3	2	(3)			事業提案書	パイプ式ファイルの厚みに関して指定は無いという認識でよろしいでしょうか。もし指定がある場合はご教示いただけますでしょうか。	特に指定はございません。
9	－	－	－	－	－	－	全般	汚泥有効利用施設(事業名称にあり)とは今回提案する施設の全てを示すという理解でよろしいでしょうか。 様式Ⅱ(2)にある汚泥処理施設も上述と同意と考えてよろしいでしょうか。 様式Ⅲ-1/Ⅲ-1-1の(注)1に、汚泥有効利用施設を含むとあります。含むの意図を教示ください。	「汚泥有効利用施設」とは、消化設備、資源化施設(炭化・乾燥等)、地域バイオマス受入施設、その他関連施設を指します。 様式Ⅱ(2)の汚泥処理施設は、濃縮工程～資源化施設まで、汚泥処理施設全般を指します。 様式Ⅲ-1/Ⅲ-1-1については、その他関連施設の提案がある場合を指しています。
10	－	－	－	－	－	－	全般	脱炭素化技術の定義について教示ください。 様式Ⅳ-3にある脱炭素化技術とは、今回提案する汚泥有効利用施設からのCO2排出削減に資する技術という理解でよろしいでしょうか。 Ⅳ-16にも記載があります。	ご認識の通りです。
11	－	－	－	－	－	－	全般	脱炭素設備について教示ください。 様式Ⅳ-8では、消化設備・資源化設備・脱炭素設備・その他について、それぞれ提案が求められています。 ここでいう脱炭素設備とは、要求水準書 第2 5(2)項に示されている設備区分のうち、どの設備に該当するかを教示ください。	消化ガス発電設備など消化・資源化設備を除く脱炭素に資する設備を指します。
12	－	－	－	－	－	－	全般	各様式へ記名押印する代表者名は、「大和市契約規則」(昭和 5 5 年規則第 3 8 号)に基づく入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録した受任者名でよろしいでしょうか。	登録されている場合は登録した受任者名としてください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 様式集に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
13	－	－	－	－	－	－	全般	発生汚泥の有効利用とは、要求水準書 第2 5(2)項に示されている設備区分のうち、下記に該当する設備でしょうか。 ・資源化設備・資源化物貯留設備 また、様式2-3には、発生汚泥の有効利用を提案する場合、以下の(4)及び(5)について記載するとありますが。これは資源化設備・資源化物貯留設備を提案する場合と理解してよろしいでしょうか。 IV-2、IV-4、IV-16にも記載があり、上述と同意と考えてよろしいでしょうか。	発生汚泥の有効利用は汚泥消化設備も含み、汚泥有効利用施設全般を指します。 有効利用先が場外などである場合、(4)(5)は不要です。 IV－2、IV－4、IV－16も上記の通りです。
14	様式2-3						参加資格確認申請書	「※発生汚泥の有効利用を提案する場合、以下の(4)及び(5)について記載する」とありますが、本事業において発生汚泥の有効利用提案は必須と考えておりますが、その認識に齟齬がなければ、(1)～(3)と(4)～(6)の相違点をご教示願います。特に相違がないようでしたら、(1)～(3)のみご提出させて頂ければと思います。	有効利用先が場内であり、資源化施設と別の施設を建設する場合(例えば場内において燃焼させる場合等)に(4)～(6)に記載をしてください。有効利用先が場外などである場合は空欄で構いません。
15	様式2-4	－	－	－	－	－	誓約書	実施方針 第2 3(3)ア項、募集要項 第3 4(3)と内容に差異があります。 様式2-4誓約書が正規と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	様式2-5	－	－	－	－	－	企業グループ構成表	大和市入札参加資格欄に受付番号(8桁)No.とございますが、こちらは、貴市競争入札参加資格認定通知書にある、認定番号(6桁)と理解してよろしいでしょうか。	認定番号(6桁)を記載してください。
17	様式2-5						企業グループ構成表	大和市入札参加資格の記入欄に、「受付番号(8桁)」とありますが、受付番号は10桁ではないでしょうか。また、競争入札参加資格認定通知書には認定番号が記載されており、受付番号の記載がないことから、代わりに認定番号(6桁)を記載することでもよろしいでしょうか。	認定番号(6桁)を記載してください。
18	様式2-7						●●建設共同企業体協定書	様式2-7の第8条(構成企業の出資の割合等)では、構成企業の出資割合を規定することになっており、共同施工方式のみを前提としているようにお見受けします。一方で、建設共同企業体の体制としては、共同施工方式のほか、分担施工方式等もございますので、分担施工方式の場合は、様式2-7を適宜修正して準備すればよろしいでしょうか。それとも、貴市ご指定の様式をご提示いただけますでしょうか。	適宜修正の上、提出してください。
19	様式2-8						●●共同企業体協定書	「維持管理・運営業務においてJVを結成する場合に作成する。」との記載ですが、JVではなくSPCを設立の上、当該SPCが維持管理・運営業務の契約主体となる場合は当該様式の提出は不要、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。	SPC設立の場合、本様式の提出は不要としますが、本様式に類する書類を提出してください。
20	様式Ⅱ	－	－	(4)	－	－	事業提案概要書	本様式は、技術的対話時には提出する必要はなく、12/15までに提出する事業提案書の一様式として提出すると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。技術的対話にお持ちいただく資料に様式は定められておりません。
21	様式Ⅱ	－	－	(4)	－	－	事業提案概要書	資源化率とは発生汚泥量に対する資源化利用量との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
22	様式Ⅱ	－	－	(4)	－	－	事業提案概要書	年間稼働日数は各社提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 要求水準書別紙11で指定されている稼働日数は、温室効果が算出の評価にのみ適用と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
23	様式Ⅱ	－	－	(9)	－	－	事業提案概要書	資源化物の有効利用の概要(提案を行う場合)とありますが、これは資源化物を場内で利活用する場合と考えてよろしいでしょうか。	場外利用も含みます。
24	様式Ⅲ-1	－	－	－	－	注釈4/5/6	設計・建設費	注釈4/5/6については誤記でしょうか。 誤記でない場合は、どのような施設・運用を想定されていますでしょうか。発電設備所有者である貴市が電力の固定買取価格制度を活用する場合でしょうか。	注釈4/5/6については削除とします。
25	様式Ⅲ-1	－	－	－	－	注釈7	設計・建設費	注釈7は、改築更新費を含むとされています。含むの意図を教示ください。	Lv3.0での維持管理対象施設に対しては事業費に算入する必要性があるためです。
26	様式Ⅲ-1 様式Ⅲ-2	－	－	－	－	注釈1	設計・建設費 設計費内訳	汚泥有効利用施設を含むとありますが、汚泥有効利用施設以外の施設区分を教示ください。	濃縮工程等、事業者の提案によります。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 様式集に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
27							様式Ⅲ-2-1	様式集の「2.その他(一般管理費等)内訳」が総事業費に関する書類(入力用)だと「1.維持管理・運営委託費合計」となっています。誤記と思われますが、様式集の記述の通りでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28							様式Ⅲ-2-2	様式集で「維持管理・運営期間(R8.4.1～R33.9.30)」となっていますが、「維持管理・運営期間(R8.10.1～R33.9.30)」でよろしかったでしょうか。	ご認識の通りです。
29	様式Ⅲ-2-3	－	－	－	－	注釈 4	汚泥運搬処分費内訳	令和5年度の含水率を基に試算するとあります。下記について教示ください。 ●中部2026～建設完了まで ⇒要求水準書p.15から算出する含水率と若干の差異はあります。令和5年度の含水率を採用してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
30	様式Ⅲ-2-3	－	－	－	－	注釈 4	汚泥運搬処分費内訳	令和5年度の含水率を基に試算するとあります。下記について教示ください。 ●北部2026～建設完了まで ⇒要求水準書p.15の脱水汚泥量は消化汚泥と想定します(建設中)。未消化での脱水汚泥量・固形物量を教示ください。 ⇒上述が令和5年度含水率実績と乖離がある場合は、令和5年度の含水率を採用となりますでしょうか。	記載の通り、消化導入前となります。 建設前の汚泥量は以下をご使用ください。 ・日平均 脱水汚泥:29.2m3/日、固形物:7.310t/日 ・日最大 脱水汚泥:33.7m3/日、固形物:8.429t/日
31	様式Ⅲ-2-3	－	－	－	－	注釈 4	汚泥運搬処分費内訳	令和5年度の含水率を基に試算するとあります。下記について教示ください。 ●建設完了後 ⇒建設完了後の脱水汚泥の含水率は提案によると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
32	様式Ⅲ-2-3						汚泥運搬処分費内訳	「(注)4. 汚泥の処分量は、要求水準書に示す令和5年度の含水率を基に試算すること」とありますが、こちらは「建設工事期間中の汚泥処分量」という認識でよろしいでしょうか。 また、建設期間中のケーキ量としては要求水準書p.3に記載の北部30m3/日、中部30m3/日という認識でよろしいでしょうか。 もしくは、建設期間中における固形物量の見込みから令和5年度の含水率を基に試算が必要とのことであれば、正確な固形物量の予測値をご教示願います。(要求水準書p.15,16における北部脱水汚泥の固形物量(建設前)は、建設後同等の数値となっておりますので、誤記であると認識しております)	前段についてはご認識の通りです。 後段については、建設前の汚泥量は以下をご使用ください。 ・日平均 脱水汚泥:29.2m3/日、固形物:7.310t/日 ・日最大 脱水汚泥:33.7m3/日、固形物:8.429t/日
33	様式Ⅲ-2-3						汚泥運搬処分費内訳	「(注)5. 既存焼却施設を施設整備期間中に使用する場合には、…」とありますが、焼却処分にあって発生する灰の処分費については、別途内訳を提示の上で(様式Ⅲ-2-1)における「その他」に記載すればよろしいでしょうか。 また、焼却にあたって使用するユーティリティ費は、(様式Ⅲ-2-1-1①)に記載すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
34	様式Ⅳ-3						脱炭素化技術の評価	「また、維持管理・運営期間を通じて電力削減に資する技術(消化ガス発電等)についても併せて記載する」との記載がありますが、こちらは評価基準の別紙1「評価項目及び配点」におけるNo.11に該当するため、発電量のみ記載すればよろしいでしょうか。 また、発電量の算定にあたっては、要求水準書別紙11に記載のとおり320日稼働前提の発電量を記載すればよろしいでしょうか。	電力削減に資する技術についても、その技術の導入により得られるCO2削減量の試算(総CO2排出量、算出根拠など)を示し、脱炭素に資する内容について記載してください。 また発電量算出に当たっては、実稼働による年間の想定発電量(365日)を算出してください。
35	様式Ⅳ-5	－	－	－	－	－	配置予定技術者(設計・建設)	(1)には、照査技術者・監理技術者(表追加)を記載すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
36	様式Ⅳ-8	－	1	－	－	－	機械設備計画	提案書に記載するメーカーは、設計・建設期間中の検討の過程で変更はできると考えてよろしいでしょうか。	設計・建設期間中の変更は協議によります。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 様式集に関する質問に対する回答書（10月10日最終）

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
37	様式Ⅳ-8	－	－	－	－	－	機械設備計画	消化設備・資源化設備・脱炭素設備・その他設備について記載する様式ですが、設備の区分・名称は提案者の任意としてよろしいでしょうか。 (例えば「脱水設備」を項目として追加する等) 上述が不可の場合、脱炭素設備とは、消化・資源化設備以外の設備との理解でよろしいでしょうか。	消化設備・資源化設備・脱炭素設備・その他設備として回答して下さい。 脱炭素設備については発電設備など消化・資源化設備を除く脱炭素に資する設備を指します。 脱水機については、関連する設備に追加して回答してください。当てはまらない場合はその他設備に回答ください。 また脱炭素設備については、消化・資源化設備を利用する設備とし、それ以外はその他設備に回答ください。
38	様式Ⅳ-8			1			計画検討書	機器リストの記載項目としてメーカー欄がありますが、事業提案書提出時点では各機器メーカーは未確定となります。候補メーカーを複数記載してもよろしいでしょうか。 また、場合により、記載したメーカーと異なるメーカを採用してもよろしいでしょうか。	現在想定されているメーカー名を記載ください。なお設計・建設期間中の変更は協議によります。
39	様式Ⅳ-9			1			計画検討書	機器リストの記載項目としてメーカー欄がありますが、事業提案書提出時点では各機器メーカーは未確定となります。候補メーカーを複数記載してもよろしいでしょうか。 また、場合により、記載したメーカーと異なるメーカを採用してもよろしいでしょうか。	現在想定されているメーカー名を記載ください。なお設計・建設期間中の変更は協議によります。
40	様式Ⅳ-13	－	1	(1)	－	－	維持管理・運営計画	(1)維持管理体制の表中に、業務総括責任者と運転管理責任者の記載項目がありますが、要求水準書の中で運転管理責任者の記載はありません。 表中の運転管理責任者は、副業務総括責任者として記載させていただいてよろしいでしょうか。	表記は例のため作業従事者の区分ごとに行を追加してください。
41	様式Ⅳ-13	－	1	(1)	－	－	維持管理・運営計画	(1)維持管理体制の表の注記に、様式Ⅳ-6と整合とあります。上項で副業務総括責任者で記載となった場合は、様式Ⅳ-6も副業務総括責任者の欄を追加してよろしいでしょうか。	必要に応じて行を追加してください。
42	様式Ⅳ-16	－	1	－	－	－	CO2削減量	脱炭素技術の総削減量とは、提案する施設で削減ができるCO2量、かつ発生汚泥有効利用の削減量を含まずとの理解でよろしいでしょうか。	記載の通り、提案する施設での削減量を指します。資源化施設により生成された汚泥を利用した削減量は、別途記載の上、さらに場外での削減量についても別途お示しください。
43	様式Ⅳ-16	－	－	－	－	－	CO2削減量	削減量と記載されていることから、排出量－削減量ではなく、削減量との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。またそれが把握できる根拠資料の提示もお願いいたします。
44	様式Ⅳ-16						CO2削減量	脱炭素化技術の総削減量の単位が「t/20年」となっておりますが、「t/20.5年」の誤りではないでしょうか。また、他の項目と単位が異なっておりますが、特に意図がないようでしたら、単位の統一をご検討願います。 加えて、仮に「t/年」に統一する場合は、設計建設後、20.5年間の平均値を提示すればよろしいでしょうか。	運用期間全体での総削減量とし、運用期間で除してください。 また、運用期間を記載ください。
45	様式Ⅳ-17						汚泥の有効利用量	単位が「t/日」となっておりますが、算出にあたっては、定修等も加味した年間稼働日数で生成可能な量(t/年)を365日で除した日平均(t/日)の数量を記載すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。汚泥有効利用施設の年間稼働日数を記載ください。
46	様式Ⅳ-17	－	－	－	－	－	汚泥の有効利用量	汚泥の有効利用料とありますが有効利用量との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
47	様式Ⅳ-18	－	－	－	－	－	CO2排出量抑制に向けた取組	単位t-CO2/日とされています。 設計・建設業務終了後から維持管理・運営業務完了までの日平均と考えてよろしいでしょうか。 (注)3には事業運営期間の合計値とありますが、単位に準じてt-CO2/日で提案させていただいてよろしいでしょうか。	運用期間全体での総削減量とし、運用期間を記載ください。
48	様式Ⅳ-18	－	－	－	－	－	CO2排出量抑制に向けた取組	(注)3 事業運営期間(維持管理・運営期間)とありますが、事業運営期間と維持管理・運営期間は整合しません。事業運営期間と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。事業運営期間としてください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 様式集に関する質問に対する回答書（10月10日最終）

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
49	様式IV-18						CO2排出量抑制に向けた取組	要求水準書別紙11に「処理の工程で一酸化二窒素が発生する場合・・・二酸化炭素換算をおこなうこと」との記載があるため、一酸化二窒素が発生する場合には、本様式の項目を追記する形で記載すればよろしいでしょうか。 「3. 提案値は事業運営期間（維持管理・運営期間）の合計値を示す」とありますが、表の単位は「t-CO2/日」となっております。正しくは、「t-CO2/20.5年」と理解すればよろしいでしょうか。	前段はご認識の通りです。 後段は、運用期間全体での総削減量とし、運用期間で除してください。 また、運用期間を記載ください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
1	1	第2	2	(1)			提案内容の審査項目及び配点	提案内容の評価にあたっては、(別紙1)「本審査の評価項目及び配点」と様式IV-16～21への記載内容を照らし合わせて評価されとの認識でよろしいでしょうか。 例えば、別紙1の7項(事業モニタリング計画)や、17項(臭気対策)、18項(安全への配慮)などは、様式IV-16～21に【評価方針】としての記載がありませんが、事業者にて追記すればよろしいでしょうか。それとも、基礎審査に関する様式IV-1～15にて評価されると理解すればよろしいでしょうか。各様式に上限枚数が定められていることから、ご回答をお願いします。 また、評価基準と様式IV-16～21の【評価方針】は一致させた方が、貴市としても評価がしやすくなるものと思料いたしますので、文言統一や整合確認等をご検討願います。	ご認識の通り、評価にあたっては様式IV-16～21への記載内容を照らし合わせて評価します。 一方で記載のない7項、17項などについては基礎審査に関する様式IV-1～15を踏まえて評価します。
2	2	第2	2	(1)	イ		定量評価	定量評価項目における提案数値については、参加者が提示する根拠資料を含めて貴市にて精査し、必要により参加者に対して修正を依頼されとの認識でよろしいでしょうか。 参加者間における前提条件が揃っていない場合には正当な評価ができないため、ご対応をお願いします。	提出のあった提案書を以て市で精査しますが、必要と判断する場合はヒアリングを行います。
3	2	第2	2	(1)	イ		定量評価	別紙1の定量評価項目について、算出方法(計算式等)をそれぞれ具体的にご教示願います。 例えば、別紙1の2項(類似実績)や4項(PPP等の事業実績)で評価される実績は、算出方法がないと、何件以上列举すれば良いか等が不明瞭です。 定量評価における算出方法は、各参加者が提案検討を行うにあたっての必要情報であり、かつ審査の公平性を担保するものであると考えておりますので、具体的に開示することをご検討願います。	番号2,3,4については3件以上で満点とします。 番号5,9,10,11,20については各社提案の最も優れた値に対する割合を以て評価します。 番号5においては、有効利用先の数で1点、有効利用可能量の割合を2点と設定しています。
4	2	第2	2	(1)	イ		定量評価	評価基準に示した評価方法によって、評価点を付与するとありますが、定量評価の評価基準とはどこを指していますでしょうか。	番号2,3,4については3件以上で満点とします。 番号5,9,10,11,20については各社提案の最も優れた値に対する割合を以て評価します。 番号5においては、有効利用先の数で1点、有効利用可能量の割合を2点と設定しています。
5	3	別紙1		2			評価項目及び配点	「過去10年間ににおける消化設備の運転実績があるか。」については1年でも運転実績があれば1点となりますか。もしくは実績年数が短いほど減点となるのでしょうか。	件数で評価します。
6	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	2			類似施設の実績	固形燃料化施設の実績(施工・運転)に関して、「過去10年以内に、日本国内の公共事業で…」とありますが、「公共事業」における実績数のため、要求水準書p.13の(6)アやイに示されている技術認証や実証事業等は評価対象外との理解でよろしいでしょうか。	実績がない技術については評価対象外です。
7	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	2			類似施設の実績	各項目における実績(施工・運転)は、構成企業の実績について確認するものであり、構成企業の下請として参画予定の企業については対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。参加グループの構成企業ではない企業の実績は評価しません。
8	3	別紙1		2			類似施設の実績	「過去10年以内に、日本国内の公共事業で水処理能力30,000m³/日以上規模を有する下水道終末処理場の類似施設(固形燃料化施設(乾燥又は炭化方式))の運転実績があるか。」という問いですが、PPP事業で、コンソーシアムを組んで実施している実績についても、運転実績として考慮して頂ける、という理解で宜しいでしょうか？	コンソーシアムを組成していた場合、各企業に役割があったかと思いますが、「運転」の役割を担い、実際に「運転」を行っていた企業については評価します。例えば、コンソーシアム内において、計画・設計を担っていた企業については「運転実績」があるとは考えられないので実績として評価できません。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
9	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	2	－	－	類似施設の実績	消化設備の施工実績とは、消化タワ(消化付帯設備は除く)の施工実績と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	2,3	－	－	類似施設の実績 類似施設の運営実績	過去10年間とありますが、どの時点から10年かをご教示ください。	事業提案書受付期限(12月15日)とします。
11	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	2,3	－	－	類似施設の実績 類似施設の運営実績 PPP/PFI等の事業実績	実績とは、本事業の構成企業の実績(担当する提案技術や役割に応じた実績)を評価すると理解してよろしいでしょうか。	構成企業の実績を評価します。
12	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	3	－	－	類似施設の維持管理・運営実績	実績を証する書類は様式集のどの様式をもって提出させていただければよろしいでしょうか。	様式IV-20をご利用ください。
13	3	別紙1		3			類似施設の維持管理・運営実績	「過去10年以内に、日本国内の公共事業における水処理能力30,000 m3/日 以上の規模を有する下水道終末処理場の維持管理・運営実績があるか(同一箇所除く)」とありますが、こちらは運営実績を多く記載すればその分配点に反映される理解でよろしいでしょうか。例えば、10か所実績がある所と、1カ所実績がある所では、実績という観点では、大きな差があると考えております。	3件以上で満点とします。
14	3	別紙1		3			類似施設の維持管理・運営実績	類似施設の実績が数の違いにより評価点に差はつくのでしょうか？可能であれば算出式をご教示お願いします。	3件以上で満点とします。
15	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	4			PPP等の事業実績	「代表会社のPPP事業の実績の有無を評価する」とありますが、下水道分野でのPPP事業実績に加え、廃棄物処理分野でのPPP事業実績も評価対象に含まれる、との理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。また、定量評価に際しては、PPP事業の実績件数で評価されるのでしょうか。もし、件数以外の評価要素(事業費規模等)も評価対象になる場合、併せて具体的に当該教示願います。	事業の安定性を担保することが目的ですので、PPPの実績については廃棄物処理分野についても評価します。また、本項目については件数を以て評価します。
16	3	別紙1		4			PPP等の事業実績	PPP/PFI実績の評価において、代表企業のみならず、構成企業のPPP/PFI実績についても評価して頂けないでしょうか？	現行の記載の通りとし、参加グループの代表企業の実績を評価します。
17	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5			生成物の有効利用	「有効利用先の確保状況」について、実施方針(案)に関する質問に対する回答書No.94にて「確約書などその体制を万全にするものの書面も可能」との回答があることから、関心表明書の数だけではなく、確約書の数についても評価の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。定量評価にあたっての算出方法を具体的にご教示願います。	ご認識の通り、確約書についても評価の対象とします。ただし、確約書と関心表明書の間において点数の差をつけることはしません。
18	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5			生成物の有効利用	「発生汚泥に対する有効利用可能量の割合」に関して、固形物量によって評価するとの認識でよろしいでしょうか。水分を含めた生成物量の比較では、高含水率の生成物が評価されることとなりますが、一般的に高含水率の生成物は有効利用先のニーズに合致しないものと認識しております。 また、分母となる「発生汚泥」について、資源化設備投入前の汚泥量という認識でよろしいでしょうか。消化設備への投入前の汚泥量となる場合、中部汚泥を消化すると有効利用可能量の割合が低減しますが、No.9にて汚泥の消化割合が評価されていることから、中部汚泥も含めて消化することが貴市の意向であると認識しております。	前段について、固形物量によって評価します。 後段について、発生汚泥量は資源化設備投入前の固形物量を指します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
19	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5	－	－	生成物の有効利用	生成物とありますが、資源化物と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
20	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5	－	－	生成物の有効利用	維持管理・運営当初からとありますが、資源化物売買事業開始時点と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
21	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5	－	－	生成物の有効利用	(上項の続き) 発生汚泥が消化する前の汚泥であれば、消化する割合が低いほど評価が高くなり、実施方針第15項の事業目的(消化工程を導入するとともに発生汚泥の有効利用する)に沿わないと考えます。	-
22	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	5	－	－	生成物の有効利用	発生汚泥量とは資源化物のことで、有効利用可能量の割合とは資源化物を有効利用できる割合と考えてよろしいでしょうか。	発生汚泥量は資源化設備投入前の固形物量を指します。
23	3	別紙1	事業の安定性に関する事項	6			リスク管理	「各業務に係るリスクについて、・・・具体的な提案があるか」とありますが、実績等に基づく具体的な提案を行った方が、より評価されるものと考えてよろしいでしょうか。	リスクの対応策について具体的にご提案ください。
24	3	別紙1	汚泥の消化割合	9			評価項目及び配点	消化対象汚泥量の割合とは、令和13年度(2031年度)の汚泥発生量を用いた計算となりますでしょうか。	消化施設稼働時から事業期間期間終了時までの固形物量の合計量を用いた計算とします。
25	3	別紙1	設計・建設に関する事項	9	－	－	汚泥の消化割合	消化対象汚泥量では、消化タンク投入汚泥濃度によって評価が大きく変わります。消化タンク投入汚泥濃度を低くして投入量を増やすことが高評価とならないよう、消化対象汚泥の固形物量で評価されると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
26	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	実施方針案に対する質問No.6の回答のとおり、本項で評価いただく「場内における削減量」は、下水道における地球温暖化対策マニュアルに準じて、資源化物引取先利用・消化がSFIT発電は含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
27	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	資源化物製造の過程で排出するCH4・N2Oも算出の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	設計建設にともなうCO2削減量は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
29	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	排出量より削減量が多くなる場合、そのマイナス分も適性に評価していただきますことを要望します。	ご意見として承ります。
30	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	外部からカーボンフリー燃料を購入しての発電や太陽光発電新設によるCO2削減は本事業の本意から外れると考えます。番号11発電設備の評価内容と同様に、化石燃料など外部入手した燃料を使用する発電は除くとの理解でよろしいでしょうか。 実施方針(案)の質問No.5の回答から評価の対象外と解釈します。	ご認識の通りです。
31	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	ここで評価する削減量とは、改築対象施設の維持管理・運営にかかるCO2削減量を指すと理解してよろしいでしょうか。(改築対象ではない既存水処理施設の維持管理・運営にかかるCO2削減を評価に含める事は、既存水処理施設の納入メーカーおよび既存の維持管理・運営企業が優位になることを懸念しての質問です)	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 評価基準に関する質問に対する回答書（10月10日最終）

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
32	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	外部から地域バイオマスを受入れる事によって消化ガスおよび発電量を増やし、それによる場内削減効果を評価対象とする事は、実施方針(案)の質疑回答No.20のご回答趣旨のとおり、認められないと理解してよろしいでしょうか。(一定量(5t/日)を超える受入れは業許可が必要となり、事業者によって事業システムが異なる形での提案競争となる事は公正な評価を阻害する事に繋がると危惧します)	ご認識の通りです。事業者が独自で地域バイオマスを運搬・収集し活用することは想定しておらず、評価の対象としません。
33	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	削減量の定義についてご教示ください。 また、評価範囲は水処理設備も含む処理場全体とするか、本事業によって整備される施設範囲とするかについてもご教示ください。 1)消化ガス発電等による場内での削減量 2)「場内での排出量」ー「上記1)」 3)「現状の発生量」ー「上記2)」	削減量については、現状における温室効果ガスの発生量に対する減少量とし、本事業で整備される汚泥処理に係る施設の範囲にて評価します。 ※ベースとなる発生量については、近日お示しします。
34	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10	－	－	CO2削減量	削減量の定義についてご教示ください。 また、評価範囲は水処理設備も含む処理場全体とするか、本事業によって整備される施設範囲とするかについてもご教示ください。 1)消化ガス発電等による場内での削減量 2)「場内での排出量」ー「上記1)」 3)「現状の発生量」ー「上記2)」	削減量については、現状における温室効果ガスの発生量に対する減少量とし、本事業で整備される汚泥処理に係る施設の範囲にて評価します。
35	3	別紙1	設計・建設に関する事項	10			CO2削減量	場内における総CO2削減量を(t-CO2/年)を評価する、とありますが、比較対象(基準※)及び比較計算方法を具体的に ご教示願います。(※既設焼却施設のCO2排出量実績など) 当該比較対象(基準※)や比較計算方法を貴市が予め示さず、事業者側のCO2排出量のみ提案・徴収されるご予定の場合、事業者側としましては提案検討するに際しての必要情報不足となるため、質問させていただく次第です。	別途提示します。
36	3	別紙1	評価項目及び配点(1/2)	10			CO2削減量	「場内における総CO2削減量(t-CO2/年)を評価する」と記載されておりますが、設計・建設に関する事項に記載されております。これは、新設する施設のCO2削減量を評価する、という事でしょうか？維持管理対象となっている、その他の設備(水処理施設)はCO2削減量の評価対象外、という事でしょうか？ 維持管理対象となっている、その他の設備(水処理施設)のCO2削減は、大項目「その他」の、「CO2削減」にて評価される、という理解で宜しいでしょうか？	前段について、汚泥処理施設を対象とします。 後段についてはご認識の通りです。
37	4	別紙1	設計・建設に関する事項	11			発電設備	本項目にて消化ガス発電等による発電量が評価されていることから、No.10(CO2削減量)及びNo.21(CO2削減)には、当該発電によるCO2削減量は加味されないとの認識でよろしいでしょうか。 仮に、No.10,21において発電によるCO2削減量を評価される場合、消化ガス発電等による発電が本項目含めて三重に計上される形となりますが、消化ガス発電設備は募集要項p.2の「設計・建設対象施設」及び、同p.7の「建設完了後の想定処理フロー」に記載がないことから、その導入は必須ではないものと認識しております。それにもかかわらず、事業者提案による設備導入を前提にした評価基準は、事業者の自由な提案を阻害するものと思料いたします。	評価します。 温室効果ガスの削減は本事業の目的の重要な部分です。可能な限りの温室効果ガスの削減と事業費の低減、バランスの良い最適な提案を求めます。
38	4	別紙1	維持管理・運営に関する事項	13			維持管理計画	「365日運転させるための提案」とありますが、重要な公共インフラである北部浄化センター全体の施設を365日運転させるための提案を求められていると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。定期修繕等を行う場合も含め、365日の安定的な運転を求めます。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
39	4	別紙1	維持管理・運営に関する事項	16			ライフサイクルコスト増大リスクの抑制	本項目における評価にあたっては、本事業で提案する技術に関する操業・修繕実績データなど、具体的な根拠に基づく提案の方が、より評価されるものと理解してよろしいでしょうか。	具体的にご提案ください。
40	4	別紙1	その他				評価項目及び配点	ライフサイクルコスト増大リスクの抑制として、大規模修繕費用抑制の観点以外にもライフサイクルコスト縮減に関する提案がある場合、評価対象として頂けないでしょうか。難しい場合、大規模修繕費用抑制に限定される理由をご教示願います。	ライフサイクルコストの縮減に資する維持管理計画の提案であれば評価します。
41	4	別紙1	その他				評価項目及び配点	維持管理体制について、参考として現在の配置人数をご教示いただけないでしょうか。	35人配置されております。
42	4	別紙1	その他	19	－	－	地域貢献	本項目は定性評価であり、市内企業に対する発注額の多寡は必ずしも定量的には評価されない(発注額の多寡に限らず、取組内容を総合的に勘案して評価される)と理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。発注額の多寡のみを以て評価するものではありません。
43	4	別紙1	その他	19	－	－	地域貢献	市内企業の定義についてご教示ください。(例:市内に本店を有する企業、市内に本店・支店を有する企業、等)	市内に本店を有する企業とします。
44	4	別紙1	その他	19	－	－	地域貢献	市内企業等の「等」が指すイメージについてご教示ください。(企業以外の団体等のイメージでしょうか)	ご認識のとおり、企業以外の団体等をイメージしています。具体的に例を挙げるとすれば公益社団法人や公益財団法人などです。
45	4	別紙1	その他	19			地域貢献	「市内企業等」とありますので、本店だけではなく営業所等を市内に有している企業についても評価対象になると考えてよろしいでしょうか。また、隣接自治体に本店や営業所等を有している企業も同様に評価対象になると考えてよろしいでしょうか。	本店所在地を市内に有する企業等とします。ここでの等は団体等を指しています。隣接自治体に本店や営業所を有している企業については、評価対象としません。
46	4	別紙1	その他	20	－	－	CO2削減	番号10のCO2削減量と同数を本項で使用するとの理解でよろしいでしょうか。	本項においては場内汚泥処理に限らず、搬出先等外部での削減量、水処理工程等における削減量についても評価します。
47	4	別紙1	その他	20	－	－	CO2削減	本項の「事業費」とは、設計・建設工事費＋維持管理・運営費の提案金額の総額を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
48	4	別紙1	その他	20			CO2削減	「CO2削減量1tあたりの事業費について評価する」とありますが、場内における総CO2削減量を(t-CO2/年)を評価する、とありますが、当該CO2削減評価に係る比較対象(基準※)及び比較計算方法を具体的に ご教示願います。(※既設焼却施設のCO2排出量実績など) 当該比較対象(基準※)や比較計算方法を貴市が予め示さず、事業者側のCO2排出量のみ提案・徴収されるご予定の場合、事業者側としましては提案検討するに際しての必要情報不足となるため、質問させていただく次第です。 特にNo.20ではCO2削減量1tあたりの事業費が評価対象であり、仮に事業者側の費用が追加で掛かったとしても、相応のCO2排出量削減に有効な施策であれば事業者提案に盛り込むことも考えていることが背景にございます。	別途提示します。
49	4	別紙1	その他	22			その他	「本事業や、本市、地域に対して…」の記載に関し、「地域」の定義を具体的にご教示願います。 提案に際し、近隣自治体、県内、隣接都県、国内全体、地球環境全体、など、どの程度の範囲が評価対象なのか？を予め正しく理解しておきたく質問させて頂く次第です。	本市に限らず近隣自治体や民間へ好影響を及ぼす提案に対して評価することを考えています。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 評価基準に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答
50	5	第2	2	(2)			提案価格の得点化方法	(算出例)において、設計・建設工事費の上限額148億円を基に得点が算出されておりますが、これはあくまで例であり、本事業の提案価格は、総事業費が評価されるとの認識でよろしいでしょうか。 仮に、設計・建設工事費のみ評価されてしまうことになると、LCC低減のために設備投資を行う(＝設計・建設工事費を高くする)提案ができなくなる恐れがあります。	ご認識の通りです。
51	5	第2	2	(2)	ア		提案価格の得点化方法	「～提案価格が上限額の75%以下の場合、価格点は満点である10点を～」とは、「設計・建築工事」、「維持管理・運営」それぞれで75%以下とすることで、10点の加点になるのでしょうか。もしくは、「設計・建築工事」、「維持管理・運営」の提案価格の合算値を75%以下にすることで10点の加点になるのでしょうか。	合算で算出します。
52	5	第2	2	(2)	ウ	ー	提案価格の得点化方法	本項記載の算出は、設計・建設、維持管理・運営それぞれでしょうか、それとも合算でしょうか。例えば、設計・建設工事費(あるいは維持管理・運営費)が提案上限額で提案されていたとしても、設計・建設工事費＋維持管理・運営費の総額として提案上限額の75%となっていれば10点が付与されるという理解でよろしいでしょうか。	合算で算出します。 ご記載のとおり設計・建設工事費が提案上限額であっても、提案した事業費の総額が総額としての提案上限額の75%以下であれば10点を付与します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
1	維持管理・運営業務委託契約書(案)	6条				維持管理・運営業務委託期間	不可抗力や貴市の都合による工期延長など設計・建設工事請負契約書の定めに基づき工期が延長され、その結果として、汚泥有効利用施設に関する維持管理・運営業務委託期間の開始日が令和13年4月1日以降の日付となった場合、かかる工期の延長期間に応じて維持管理・運営業務委託期間の終了日も自動的に延長され得るでしょうか。	ご認識の通りです。
2	維持管理・運営業務委託契約書(案)	9	2	—	—	契約保証金	「前項に保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。」とありますが、各会計年度の契約金額の10分の1としていただけないでしょうか。保険会社より長期の履行保証保険は不可能であるとの回答があり、また保証金を納付した場合は事業者の過度な負担となり、結果的に事業費が高止まりして貴市の負担が増えることとなります。	市の契約規則に則り対応します。
3	維持管理・運営業務委託契約書(案)	9条				契約の保証	頭書きに記載のとおり、契約の保証は免除されるという理解でよろしいでしょうか。	市の契約規則に則り対応します。
4	維持管理・運営業務委託契約書(案)	11	1	—	—	事業主の責任等	「事業主として全ての責任を負う」との記載がありますが、本件は委託契約であり、甲においても業務分担及びリスク分担がありますので、甲乙協力のもと事業運営が行われるものと認識しております。	ご認識の通りです。
5	維持管理・運営業務委託契約書(案)	11	1			事業主の責任等	「法律上～の事業主としての全ての責任」との規定がございますが、具体的にどういった責任を念頭におかれた規定かご教示いただけないでしょうか。	事業主として法令遵守義務の徹底や損害賠償責任などを念頭に、本契約及びリスク分担表に示した形での責任が生じることを念頭に置いております。
6	維持管理・運営業務委託契約書(案)	13	1	—	—	一括委任又は一括下請負の禁止	SPCが契約当事者となる場合、その業務の大部分は株主企業に再委託されることが想定されますので、その点予めご了解頂けますよう、宜しくお願い申し上げます。	第13条第1項に記載のとおり、あらかじめ甲の承諾を得た場合については大部分の再委託を禁ずるものではありません。 甲と調整し、事前の承諾を得てください。
7	維持管理・運営業務委託契約書(案)			第16条	1	(電気主任技術者)	「乙は、甲の自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するため、業務従事者の中から電気主任技術者を選任し」と記載ございますが、要求水準書 第3の2の(3)において、本市が選任する電気主任技術者との記載があります。みなし電気主任技術者となりますと、維持管理業者が、万が一の故障時には、修繕する義務を負う事となる認識です。その為、大和市様が選任する電気主任技術者様にお願いしたいと思います。	維持管理・運営業務委託契約書に記載の通り、事業者において選任して下さい。
8	維持管理・運営業務委託契約書(案)	21	—	—	—	一般的損害	乙が運営・維持管理業務の受託者であることに鑑みると、施設についての、ありとあらゆる損害を乙が負担するのは公平性を欠くと考えられますので、乙が損害を負担するのは、乙が本契約に定める業務を履行していない場合、乙の責めに帰すべき事由がある場合にしていきたいと存じます。	一般的損害とは、契約が履行されなかった場合に、一般的に起こると考えられる損害であり、乙に負担して頂くものです。なお、21条但書きのとおり、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は除かれていますので、あらゆる損害を乙が負担するわけではございません。
9	維持管理・運営業務委託契約書(案)	23	—	—	—	維持管理・運営業務委託期間の変更等	「協議が整わない場合、甲が定め、乙に通知する」とありますが、大幅に期間が伸縮変更する場合など、不合理な一方的通知とならないようご留意頂きたく、宜しくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
10	維持管理・運営業務委託契約書(案)	24	—	—	—	契約金額の変更に代える要求水準書等の変更	「協議が整わない場合、甲が定め、乙に通知する」とありますが、不合理な一方的通知とならないようご留意頂きたく、宜しくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
11	維持管理・運営業務委託契約書(案)	25	1			業務準備	本条の第1文目において「甲は」とありますが、要求水準書3.1.(6)における主語は「事業者」となっていますので、「乙は」の誤りでしょうか。	ご認識の通りです。
12	維持管理・運営業務委託契約書(案)	25	—	—	—	業務準備	主語が「甲は・・・」で始まっておりますが、正しくは「乙は・・・」であるものと理解致します。	ご認識の通りです。
13	維持管理・運営業務委託契約書(案)	26	1			貸与品等	本条項で使用されている「受注者」は「乙」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
14	維持管理・運営業務委託契約書(案)	26	5	—	—	貸与物品	「事故」は「自己」の誤りと存じます。 また、「現状」は「原状」の誤りと存じます。	「事故の」については削除とします。 「現状」についてご認識の通りです。
15	維持管理・運営業務委託契約書(案)	26	5			貸与品等	「甲は、事故の故意又は過失により～損害を賠償しなければならない。」とありますが、①本条の主語は、貸与品等の貸与を受ける「乙」が正ではないでしょうか。 また、②「事故の」は不要ではないでしょうか。設計・建設工事請負契約書(案)の34条11項に類似の規定がございますが、当該箇所では「事故の」という記載はございませんので確認です。	ご認識の通りです。 「事故の」については削除とします。
16	維持管理・運営業務委託契約書(案)	31	2	(2)		年間維持管理計画書、維持管理・運営状況の確認及び長期大規模修繕計画、資源化物有効利用計画書	「月報：翌月7日以内」とありますが、5営業日以内という理解でよろしいでしょうか。年末年始や5月の祝日の関係で7日以内で提出することが難しい場合も想定されるため、5営業日以内での提出としていただくようお願いいたします。	5営業日以内とします。
17	維持管理・運営業務委託契約書(案)	31	3	—	—	モニタリング	秘密情報に抵触すること考えられることから、公表にあたっては、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたいとお願い申し上げます。	秘密情報が含まれる可能性がある場合において、協議とします。
18	維持管理・運営業務委託契約書(案)	31	3			年間維持管理計画書、維持管理・運営状況の確認及び長期大規模修繕計画、資源化物有効利用計画書	「甲は、乙にあらかじめ通知の上、必要に応じて本施設内を立ち入り調査し、乙に維持管理・運営状況の報告を求め、この結果を公表することができる。」とありますが、現時点で貴市が公表を予定している相手先や媒体をご教示願います。 また、公表前には事前に内容を乙が確認及び協議させて頂きたく、よろしく願います。	下水道は公共性の高い事業であることから公表先としては一般市民などが、媒体は市HPなどが考えられます。 企業秘密に係る部分が含まれる可能性がある場合は、公表前に事業者と協議とします。
19	維持管理・運営業務委託契約書(案)	32				周辺環境モニタリング	貴市の行う「周辺環境モニタリング」の実施項目や想定される乙の協力内容をご教示ください。	臭気や水質等について実施する予定です。 サンプリングについて協力いただくことを想定しています。
20	維持管理・運営業務委託契約書(案)	2章	3節	33条	2	地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の受入れ	「地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の障害又は性状の異常」とありますが、地域バイオマスの障害又は異常とはどのような状態のことを考えているのか、ご教授頂きたいです。	異物の混入等が考えられますが、大きな変化は想定していません。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
21	維持管理・運営業務委託契約書(案)	33条	2項			地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の受入れ	「地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の障害または性状の異常」に該当するかの判断にあたり、貴市が供給する責任を負う脱水汚泥の性状の基準をご教示いただけますでしょうか。	募集要項等をご参照ください。
22	維持管理・運営業務委託契約書(案)	33条	3項			地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の受入れ	事業者が地域バイオマス及び中部浄化センター脱水汚泥の性状に異常を発見し、貴市に通知した場合、貴市と対応について協議することができるとの追加をご検討いただけますでしょうか。	54条をご参照ください。
23	維持管理・運営業務委託契約書(案)	33	4	—	—	事業条件	中部浄化センターの稼働状況に不具合等が生じ汚泥量の「増減」が生じた場合の極力受入努力義務が記されていますが、「不具合」が生じた場合は基本的に一時的に受入量は減少すると考えられますが、「増加する場合」が存在する場合は、どのようにその状況が起こるのかご教示頂きたく存じます。	例えば搬出設備の不具合等により貯留量が増加し、復旧後に搬出量が増加することを想定しています。
24	維持管理・運営業務委託契約書(案)	33	4			事業条件	「中部浄化センターの稼働状況に不具合等が生じ、一時的に搬入される汚泥量の増減があった場合は、乙は極力受入れ対応をすること。」とありますが、当該増減対応に応じた結果、事業者の費用が増加することになった場合は、第21条または第22条に従い、貴市がご負担いただくものと理解していただけますでしょうか。 募集要項のリスク分担表においては、「中部浄化センターからの脱水汚泥性状の変動リスク」及び「地域バイオマス性状の変動リスク」はいずれも貴市のリスク分担となっておりますが、念の為確認させて頂ければと思います。	第33条第4項に記載のとおり、極力受入れを依頼するものであり、増加分に対しては、市が負担するものではありません。
25	維持管理・運営業務委託契約書(案)	36				検査	第1項に「甲は、第31条の規定により月報の提出を受けた場合、その日から10日以内に既済部分の検査を行わなければならない。」とありますが、これは別紙1「定期モニタリング」を指すという理解でよろしいでしょうか。 また、第2項「なお、要求水準未達の場合の措置については別紙2に定めるとおりとする」とありますが、「別紙1」の誤記でしょうか。	前段について、ご認識の通りです。 後段について、別紙1と読み替えてください。
26	維持管理・運営業務委託契約書(案)	39	2			契約金額の支払	「乙は、前項本文の規定による～」とありますが、「前項本文」とは前項第一文を指すものと理解すればよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
27	維持管理・運営業務委託契約書(案)	39				契約金額の支払	変動費についての契約条項が不足していると考えます。具体的には、流入水量が増減した場合における、ユーティリティー使用量の変動に伴う、契約金額の年度末調整等を実施する点や、中部浄化センターから送られてくる脱水汚泥量についても、変動量に応じた精算が実施されるべきと考えます。また、それらの費用を算出する為の前提条件となる、大和北部の流入水量や、流入水質、大和中部から搬入される脱水汚泥量等の基準値の設定が必要と考えます。	第42条の規定によります。
28	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	1	—	—	違約金の請求等	本項の損害の賠償請求について、第40条第2項により乙が違約金を支払った場合は、第45条第2項と同様に、甲に違約金を超える損害が発生しているときにかかる超過損害分の賠償請求がなされると理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
29	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	1			違約金の請求等	第40条第1項について、第20条(損害賠償)で規定されている内容と重複した義務が規定されており、条文の解釈の混乱、矛盾の発生、義務の過重負担が発生するおそれがあります。ついては、第40条第1項は削除していただけないでしょうか。	第20条は損害賠償に関する条項、第40条は違約金に関する条項であることから現行の記載のとおりとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
30	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	2			違約金の請求等	第40条第1項においては損害賠償請求が甲の権利として規定されている一方、本項では、第44条各号又は第45条各号に該当した場合、貴市の請求有無によらず、違約金の支払が乙の義務として規定されているようにお見受けします。 つきましては、本項第1文目について「甲は、乙が第44条各号又は第45条各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として請求することができる。この場合、乙は、当該請求に基づき甲が指定する期間内に支払わなければならない。」としていただけないでしょうか。 なお、前項の損害賠償請求権についても貴市の権利として記載されていることから、平仄を合わせるためにも上記ご検討をお願いいたします。	現行の記載のとおりとします。 第44条各号又は第45条各号に該当する場合とは、本契約を反故にするものであり、甲との信頼関係や市民の社会インフラに対する信頼等、多くを損なう状況であります。 甲の請求の有無に関わらず、違約金の支払いを免れるものではありません。
31	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	2			違約金の請求等	本項で規定される違約金は、【別紙1】4 要求水準未達の場合の措置 に示されている図において「再是正が確認されなかった場合」に発生すると記載される「違約金請求等」に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	第40条第2項の規定はご記載の場合に限定されません。具体的には第44条並びに第45条をご参照ください。
32	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	2			違約金の請求等	第40条第2項では契約解除の有無にかかわらず違約金が可能な規定となっておりますが、設計・建設工事契約書第80条第2項では契約が解除されたことに伴い違約金が可能な規定となっております両者の間に差異が発生しています。設計・建設工事請負契約と平仄を合わせ、第40条第2項で定められる違約金については契約解除時に発生することとしていただけないでしょうか。	設計・建設工事請負契約と維持管理・運営業務委託契約がことなることから、現行の記載のとおりとします。
33	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	3			違約金の請求等	第40条第3項については、第45条第1項第8号と内容が重複しております。ついては本記載について削除していただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 第40条3項は乙の破産管財人等によって解除がなされた場合について定めているものであり、第45条については甲の解除権について定めています。
34	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40	4			違約金の請求等	第40条第4項について、第20条(損害賠償義務)及び第44条(ただし書き)の規定及び第45条柱書へ第44条のただし書きと同様の加筆修正を行うことで第40条第4項の規定はカバーされるものと思料いたします。 ついては以下2点をご検討いただけないでしょうか。 ①第45条柱書に「ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。」(第44条ただし書きと同内容)を加筆 ②第40条第4項の削除	現行の記載のとおりとします。 第45条については催告によらない解除であり、定める期間がないことから第44条と同様の記載としません。
35	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40				違約金の請求等	第40条の規定について、第44条及び第45条に基づく契約解除の有無にかかわらず違約金が発生することとなり、かつ上記事象により契約解除が発生する場合は、貴市が違約金を事業者から2重に徴収することができる規定となっており、従来のPFI/PPP案件と比較しても事業者に対する違約金の支払い義務としては著しく過大な負担を強いる内容となっています。ついては、第40条について本契約からの削除をご検討いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
36	維持管理・運営業務委託契約書(案)	40条	2項			違約金の請求等	本項に定める違約金の算出方法と第45条2項に定める違約金の算出方法が異なります。44条又は45条に該当するが契約解除されない場合は、40条2項に基づく違約金及び賠償責任のみが発生し、44条又は45条により契約解除された場合は、45条2項に基づく違約金及び賠償責任のみが発生するという理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約書に記載のとおり、第40条第2項に定める違約金については契約を解除するか否かにかかりません。 契約解除となった場合は第40条第2項及び第45条第2項の両方が適用されます。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
37	維持管理・運営業務委託契約書(案)	43				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	電気代の単価は、維持管理業者の努力で安くできるものではありません。燃料調整費、再エネ賦課金、又、基本料金単価についても、基準となる単価があり、基準単価からの変動については、年度末に精算する事が一般的です。今回はそのような条項が一切ありません。貴市の他浄化センターの発注契約においても、同様の規定があります。電気代は、下水処理場において、費用の大きな部分を占めており、電気代単価の変動は、維持管理業者がどんなに努力をしても、削減する事が難しいものです。改めて、年度末精算の規定をご検討の程、宜しくお願い申し上げます。	電気代についても第43条の該当とします。詳細は協議とします。
38	維持管理・運営業務委託契約書(案)	44	1	(1)		甲の催告による解除権	本条本項第3号の記載との比較において、別紙1の「4 要求水準未達の場合の措置」のフローおよび同別紙4(4)の記載に鑑みますと、本号は「維持管理・運営業務委託期間中において、本契約書等、要求水準書等、事業提案書又は維持管理・運営マニュアル、長期大規模修繕計画書若しくは年間維持管理計画書に従った維持管理・運営を行わないとき」に、法定基準値を超過したときを指すものと理解してよろしいでしょうか。	法定基準値を超えたかどうかにかかわらず、第44条第1項第1号記載のとおり、「維持管理・運営業務委託期間中において、本契約書等、要求水準書等、事業提案書又は維持管理・運営マニュアル、長期大規模修繕計画書若しくは年間維持管理計画書に従った維持管理・運営を行わないとき。」が解除事由となります。
39	維持管理・運営業務委託契約書(案)	44	1	(3)		甲の催告による解除権	本条本項第1号との比較において、別紙1の「4 要求水準未達の場合の措置」のフローおよび同別紙4(4)の記載に鑑みますと、本号は、貴市から再是正勧告がなされたにもかかわらず、乙による再是正が確認されなかったとき(契約基準値を超過)を指すものと理解してよろしいでしょうか。	契約基準値を超過したかどうかにかかわらず、44条1項3号記載のとおり「正当な理由なく、第 31 条第4項及び第6項及び第8項による甲の是正要求に応じないとき。」が解除事由となります。
40	維持管理・運営業務委託契約書(案)	44	1			甲の催告による解除権	第44条について、甲は相当の期間を定めた上で乙に対してその履行の催告をしても乙が履行をしなかった場合に契約解除ができる規定となっています。本記載は別紙1(モニタリングの方法及び要求水準または事業者提案未達の場合の措置(第31条、第34条関係)における「4要求水準未達の場合」において契約解除を行われるフローと同じことを示しているという意味でよろしいでしょうか。	第44条に定める解除権については別紙1に定めるモニタリングの結果の対応によるものに限りません。
41	維持管理・運営業務委託契約書(案)	44,45				発注者の責めに帰すべき事由による解除の制限	第44条各号および第45条各号に定める場合が、乙(受注者)ではなく、甲(貴市)の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貴市による44条及び45条の規定による契約の解除はされないものと理解してよろしいでしょうか。乙(受注者)の解除権を定める第47条の各事由は、第44条各号および第45条各号において甲(貴市)帰責もあり得る事項が含まれていませんので、確認のための質問です。	ご認識の通りです。甲に帰責あるときは第44条各号又は第45条各号に基づく契約解除はありません。
42	維持管理・運営業務委託契約書(案)	45	1	(10)	—	甲の催告によらない解除権	「43条第1項の規定」とありますが、正しくは、「第46条又は第47条」と理解致します。	第47条1項に読み替えてください。
43	維持管理・運営業務委託契約書(案)	45条	1項	10号		甲の催告によらない解除権	第43条第1項は契約金額の変更にに関する定めですので、正しくは第47条第1項のことでしょうか。	ご認識の通りです。
44	維持管理・運営業務委託契約書(案)	45	1	(13)		甲の催告によらない解除権	「公正取引委員会が乙に対し、本契約に関して、～」とありますが、「本契約に関して」については、本項におけるデフォルト事由の趣旨に鑑みて「本事業の入札に関して」としていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
45	維持管理・運営業務委託契約書(案)	45	1	(14)		甲の催告によらない解除権	「本契約に関して、乙～」とありますが、「本契約に関して」については、本項におけるデフォルト事由の趣旨に鑑みて「本事業の入札に関して」としていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
46	維持管理・運営業務委託契約書(案)	45	2			甲の催告によらない解除権	「この場合、」以降の文章によって、1文目に規定される違約金では実際の損害額が賄えなかった場合においても、貴市における損害賠償請求権が認められる条文になっていますが、本項各号に該当する場合、違約金の支払いを以て受注者の責任が果たされたものとしていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
47	維持管理・運営業務委託契約書(案)	48	1			違約金の特別規定	「乙は、第45条第1項第12号、第13号又は第14号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。」とありますが、該当事象の発生時に第45条第2項の違約金でなく本条の特別規定が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	第40条第2項の違約金でなく、第48条第1項の違約金が適用されます。第45条第2項の定めは解除した場合の規定であり、第48条第1項は解除したかに関わらない規定となっています。
48	維持管理・運営業務委託契約書(案)	48	1			違約金の特別規定	「乙は、第45条第1項第12号、第13号又は第14号のいずれかに該当するときは、甲が本契約を解除するか否かを問わず、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。」とありますが、設計建設工事請負契約第82条第1項で定められた違約金の相当額(契約金額の100分の10)と乖離した条件となっております。ついては、維持管理・運営契約第48条における違約金は設計・建設工事請負契約第82条の違約金と同様に「契約金額の100分の10に相当する額」としていただけないでしょうか。	維持管理・運営事業者については、重要な社会インフラである終末処理場施設を安定的に運転する立場であることから、違約金を維持管理・運営業務委託契約書に記載のとおり設定しましたが、ご記載いただいている通り、設計・建設工事請負契約と比較しても過大となっていることから、契約金額の100分の10に相当する額とします。
49	維持管理・運営業務委託契約書(案)	48	1			違約金の特別規定	契約解除の有無にかかわらず違約金が発生する規定となっておりますが、従来のPFI/PPP案件と比較しても違約金の規定が著しく事業者に負担を課す条件となっております。ついては、本特別規定については契約解除が発生した際に適用するものとしていただけないでしょうか。	違約金の額を契約金額の100分の10に相当する額とします。第48条第1項の適用については現行の記載のとおりとします。
50	維持管理・運営業務委託契約書(案)	50	—	—	—	予算の減額等による契約変更等	本項による本契約の変更又は解除がなされた場合、これにより乙が損害を被ったときは、それと相当因果関係のある損害を賠償をしていただけとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
51	維持管理・運営業務委託契約書(案)	50				予算の減額等による契約変更等	「甲は、維持管理・運営業務委託期間中であっても、本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することができる。」とありますが、当該事象に伴い乙に対し損害が発生した場合は、第47条(乙の解除権)第2項の規定を準用し当該損害を甲に請求することが可能という理解でよろしいでしょうか。	第50条に記載の契約変更又は解除については、甲に帰責あるものと考えられますので、当該変更又は解除により、乙に損害が生じた場合は、その損害の賠償を甲に請求することは可能です。
52	維持管理・運営業務委託契約書(案)	50				予算の減額等による契約変更等	第50条に基づき歳出予算の減額に伴い本契約の変更があった場合、貴市がとりうる措置としては、維持管理・運営業務委託期間の変更または要求水準書等の変更が想定されます。ついては、第50条に基づき契約変更がなされる場合は、第23条(維持管理・運営業務委託期間の変更等)または第24条(契約金額の変更に代える要求水準等の変更)に基づき変更を行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
53	維持管理・運営業務委託契約書(案)	52 別紙5	—	—	—	保険	別紙6のうち、乙は受託を行うだけであって、施設の所有者ではないため、「火災保険」については被保険利益を有する甲が付保するべきものと考えています。	市で当該施設の火災保険に加入していますので、事業者の加入は任意とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
54	維持管理・運営業務委託契約書(案)	53条				法令等の変更に係る負担	PFAS(有機フッ素化合物)に係る規制強化に伴い、下水道法や水道法など要求水準書に記載されている関係法令や肥料の品質の確保等に関する法律が変更された場合、第53条及び別紙6が適用され、別紙6では、「a) 本業務に直接関係する法令等の変更の場合」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
55	維持管理・運営業務委託契約書(案)	54	3	—	—	不可抗力	「不可抗力により、乙が第三者に損害を及ぼした場合」について、不可抗力が原因である状況下「乙が及ぼした」の意味合いが不明瞭と思料致します。具体的にどのような場合を想定して規定したものかをご教示ください。	大地震や浸水など、不可抗力により法定水質が超過し、周辺住民へ損害を及ぼすこと等を想定しています。
56	維持管理・運営業務委託契約書(案)	55	1	(1)		秘密保持	基本協定第3項では甲及び乙は相手方に事前通知を行い事業者が開示内容を事前に確認しうえで秘密情報を開示する規定となっております。については本条項各号に定める開示の際にも同じ条件としていただけないでしょうか。本号においては、第三者選定手続きのために「不特定の者」に開示することも規定されていますが、秘密情報の定義を踏まえ、第3号が適用される場合においては、開示にあたり乙の秘密情報が不必要に開示された結果、乙の営業上及び技術上の秘密性が守られないことにならないよう、事前通知し協議できるようにさせていただきます。	協議とします。
57	維持管理・運営業務委託契約書(案)	55	1	(3)	—	秘密保持	本号に定める開示対象者は、乙の競合他社が含まれると考えられるところ、乙の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、乙の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたくお願い申し上げます。	協議とします。
58	維持管理・運営業務委託契約書(案)	55	1	(3)		秘密保持	「甲が、本施設の維持管理・運営業務を乙以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合」は秘密情報を甲が第三者に開示できることとなっていますが、開示内容は事前に乙と協議の上で開示するという理解でよろしいでしょうか。営業上及び技術上の知識及び経験、資料、数値その他全ての情報が不特定の第三者に開示されることにより、乙の市場における競争力の担保が不可能となることを防ぐため、事前に内容を確認させていただきたく願います。	協議とします。
59	維持管理・運営業務委託契約書(案)	55	1	(5)		秘密保持	貴市が情報公開条例に基づき開示する場合は、相手方の事前の書面による承諾なく開示可能としていますが、大和市情報公開条例第7条第2号では「人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。」は公開義務の対象外とされているところ、公開しようとする情報が「公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことになるかは、事業者との協議のうえ、貴市が判断・評価することになるとの認識です。つきましては、貴市が情報公開条例に基づき情報を開示する場合、事前に相手方と協議を要するものとしていただけないでしょうか。	協議とします。
60	維持管理・運営業務委託契約書(案)	55	1	—	—	秘密保持	官公署命令・市情報公開条例に基づく開示等について、乙の企業ノウハウに係るものが対象となりうる場合、その競争上の地位を害する虞がありますので、具体的開示範囲については、事前に甲乙間で協議をさせていただきますようお願い申し上げます。	協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
61	維持管理・運営業務委託契約書(案)	56	2			特許権等の使用	「事業者は、本事業のために考案した機器、材料、施工方法等に関して特許等を出願若しくは本市以外が使用する場合、あらかじめ本市と協議する。また、当該工事の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする」とありますが、後段の「当該工事の関連で」については、「本事業のために」という理解でよろしいでしょうか。	「当該工事の関連で」という記載はしておりませんが、「本事業のために」開発されたものを指しています。
62	維持管理・運営業務委託契約書(案)	56	2 4	—	—	特許権等の使用	甲の寄与なしに、乙が発明・創出した特許等についての出願又は第三者への許諾についてあらかじめ甲と協議すること、並びに、発明等の帰属について甲と協議することはご容赦頂きたく存じます。 本案件は、民間事業者の創意工夫によって行うものであり、当該発明等は乙の要員が創出するものであることを考えると、その帰属は乙であるべきであり、またその利活用についても乙が決するものであると考えています。 なお、当該発明等が本事業に活用できるものであった場合、甲は第3項の規定によりその実施をすることができます。	現行の記載のとおりとします。 第2項、第4項の記載についてはあくまでも本業務に係るものであり、甲の寄与には一定の解釈の余地があるものと認識しております。
63	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙1	4	(2)	ア	委託料の減額	契約基準値を超過した場合、1度でも超えると減額となるのでしょうか。	ご認識の通りです。
64	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙1	4	(2)		委託料の減額	委託料の減額が規定されていますが、4 要求水準未達の場合の措置で示された手続の図のうち、当該減額措置は「本契約の解除、損害賠償請求、違約金請求等」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	含まれません。別紙1、第4項第2号に定める委託料の減額措置は契約基準未達が確認された時点で直ちに適用します。
65	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙1	4	(2)		委託料の減額	本項(2)ア及びイにおける「契約基準(値)」とは、要求水準第1章2項(5)放流水質等における要求水準(p.5)のア(放流水質)及びイ(臭気)に関する「契約基準」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりですが、事業者の提案にもよります。
66	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙1	4	-2	イ		「複数項目の契約基準の超過が発生した場合は、その項目ごとに委託を減ずるものとし、原因を異にする契約基準超過が発生した都度、アにおける「100分の5」を「100分の10」に変更の上、同様に算出し、委託料から減ずるものとする。」に関して、原因を異にする契約基準超過発生事項が万が一、2項目以上発生したとしても、2項目目以降の減額率は一律で月額委託料 x 10%と理解致します。この理解で正しいかご確認頂ければと思います。	ご認識の通りです。 1項目の発生がないよう、努めてください。
67	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙1	4			要求水準未達の場合の措置	「本契約の解除、損害賠償請求、違約金請求等」について、維持管理・運営業務委託契約書の第40条、第44条、第45条がそれぞれ適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
68	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	2			対価の計算方法	電力料金に対して物価上昇等を考慮した見直基準が明記されておりません。つきましては、公告時の事業者が提案する小売電気事業者の公表単価(特別高圧電力B等)を基準、公表単価の改訂を対価の見直し条件として、公表単価の変化率にて対価を見直していただけないでしょうか。	電気代についても第43条の該当とします。詳細は協議とします。
69	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	2			対価の計算方法	業務要求水準書(P.17)では、電気の調達は本事業に含まれており、事業者は自らの責任及び事業負担により契約及び支払いを行うとなっておりますが、電気料金の再賦課金、及び燃料調整費に係るリスクは事業者でコントロールできないものであるため、再賦課金は国の公表値、燃料調整費は事業者が契約する小売電気事業者の公表値に基づいて清算していただけないでしょうか。	精算は行いますが、詳細は協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
70	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	2			対価の計算方法	本契約書上、(1)維持管理・運営委託費と(2)小規模修繕費は項目が分かれており、保全管理費は(1)の内訳として記載されていますが、一方で(様式Ⅲ-2-1-2)においては保全管理費内訳として小規模修繕工事費が計上されていますので、どちらが正となるかご教示願います。	別紙に記載している保全管理費は、日常的な保全管理に係るものを指しております。一方様式Ⅲ-2-1-2に示している保全管理費は、Lv2.5で行うものを指しております。
71	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	3	(4)	ア	汚泥運搬処分費	支払回数は5回(原則、汚泥有効利用施設の建設工事期間中、各年度末支払い)となっておりますが、(様式Ⅲ-2-3)汚泥運搬処分費内訳に25年分の記入欄があることから、汚泥有効利用施設の建設完了後も汚泥運搬処分が必要となる場合には、事業提案の範囲内でお支払い頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 また、募集要項p.4において汚泥運搬処分業務は「月に1回支払う」との記載がありますのでどちらが正となるかご教示願います。	前段について、ご認識の通りです。 後段については、提案時の単価・量を基に月に1回支払いますが、実量に応じて年度末に精算を行います。
72	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	3	(4)	イ	汚泥運搬処分費	イに記載の精算条件に関して、単価は提案単価に基づき設定の上で、数量が予定から変動した場合は実績に基づいて精算するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
73	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(3)	ウ	物価変動等による対価の見直し	「上記の式により算出した β の ± 1.0 パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値…」とありますが、「上記の式により算出した β が ± 1.0 パーセントを超えた場合は、翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値…」に見直しをお願いします。 維持管理・運営業務は設計・建設業務と異なり、費目に対し設定した指標の変動が一定割合を超えた際にサービス対価全体額の変更を請求することが一般的だとされていますので(PFI標準契約1 第50条)、一定の事業者への負担を設けずに委託費の見直しをお願いします。 維持管理・運営業務は長期間に亘ること、かつ昨今の物価上昇から複数回の見直しが予想されるため、事業者への過度な負担となります。 【例】 $\beta = 1.3\%$ の場合、 見直前:0.3%、見直後:1.3%	リスク分担表に示した通り、一定の割合までは事業者に負担をいただくこととしていることから、現行の記載のとおりとします。 ただし、契約期間が長期に渡るため、変動による事業者負担が過大とならないよう適宜契約の見直しを含め対応します。
74	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(3)	ウ	見直し後の対価	「上記の式により算出した β の ± 1.0 パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とし、…」とありますが、長期に渡る維持管理・運営期間において、複数年物価上昇が継続した場合の当該計算による事業者負担を受容することが困難です。 従って、ウ見直し後の対価は、Y:物価変動等考慮後の翌年度以降の対価と同値(= $\pm 1.0\%$ の加減を考慮しない)とさせていただきませんか。 なお、上記の考え方は以下より引用しています。 特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会「PFI事業契約における「サービス対価」(建設工事費)の物価変動による改定方法に係わる提言(2023年12月15日付)」提言2:物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担(1.0%又は 1.5%)をゼロとする。	リスク分担表に示した通り、一定の割合までは事業者に負担をいただくこととしていることから、現行の記載のとおりとします。 ただし、契約期間が長期に渡るため、変動による事業者負担が過大とならないよう適宜契約の見直しを含め対応します。
75	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(4)		物価変動等の指標	「なお、乙の提案内容、市場の変動等により、見直しに用いる指標の率が実態に整合しない場合には協議を行うものとする。」とありますが、事業提案書様式 ウ総事業費に関する書類の添付別紙にて事業者からの提案指標を記載してもよろしいでしょうか。あるいは事業提案書の他の書類で提案指標を記載すべき場所があればご教示ください。	提案指標を記載することについて可とします。ただし、その採用を約束するものではありません。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
76	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(4)		物価変動等の指標	表1の国内企業物価指数・「化学薬品」は「化学製品」のことでよいでしょうか。	ご認識の通りです。
77	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(4)		物価変動等の指標	電気と都市ガスの物価変動の指標は、どの指標が該当しますでしょうか。	電力・都市ガスの物価変動指数は、国内企業物価指数「電力」「都市ガス」を参照します。
78	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	(4)		物価変動等の指標	維持管理・運営委託費の内訳は、労務費、ユーティリティ費(水道、燃料、薬品)、汚泥運搬費、小規模修繕工事費、法定点検等外部委託費、電気・機械消耗品費、分析試薬・機器費、が想定されますが、表1にない物はどの費用項目になりますでしょうか。これらは事業者提案となりますでしょうか。	市と協議の上、公的に信頼性の高い統計指標の中から選定し、契約書にて定めるものとします。
79	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙5	1	—	—	火災保険	補償額が記載されていませんが、リスクと費用のバランスを鑑みて事業者で任意に設定してよろしいでしょうか。 なお、貴市では公共施設を対象とした建物災害共済に別途加入されている可能性があると思料しており、その場合には当該内容と重複して加入する事となります。 民間事業者側で火災保険を手配した場合には保険料が高額となる事が想定されますので、火災保険への加入を免除とする事についてもご検討賜りたくよろしくお願いいたします。	市で当該施設の火災保険に加入していますので、事業者の加入は任意とします。
80	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	3	-4	ア	汚泥運搬処分費	募集要項では、「汚泥運搬処分業務については、毎月の処分実績に対して事業提案の範囲内で月に1回支払う。」と記載されておりますが、維持管理契約書案では、「5回(原則、汚泥有効利用施設の建設工事期間中、各年度末支払い」となっており、整合性がありません。金額規模を考えると、年度末払いですと、数億円を立替える事になり、そのファイナンス費用を踏まえると、非常に負担が大きく、月次払いをお願いしたいと思います。	提案時の単価・量を基に月に1回支払いますが実量に応じて、年度末に精算を行います。
81	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	3	-4		汚泥運搬処分費	「各月における汚泥運搬処分費は、事業提案に基づいた費用を支払うものとするが、乙は各月ごとの実績に基づく産業廃棄物管理票、帳票等運搬処分の実績となる資料を甲に提出し、甲は確認の上、年度ごとの契約予定額との差額を乙に提示する。乙は、年度末月の維持管理・運営委託費の請求額に汚泥運搬処分費精算額分を加減した額を明記の上、請求書を甲に提出する。」と記載された内容を理解したいと思います。事業提案で仮に2027年10億円を予定していたとして、実績が11億円だった場合には、差額の1億円を甲が乙に支払うという形に読めますが、その理解で宜しいでしょうか？もしくは、処分量が想定と違った場合に精算される、という事でしょうか？仮にその場合においても、想定処分量についての契約上の定めもの記載もない為、変動分が分からない形になっております。	処分量での精算を想定しています。処分量の想定については要求水準書に示しています。
82	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	3			対価の支払方法 (第37条第2項関係)	不可抗力や貴市の都合・帰責事由による工期延長によって設計・建設工事の工期が延長された場合、延長期間中に追加で発生する汚泥運搬処分費およびユーティリティの費用は貴市負担としていただけるという理解でよろしいでしょうか。	市に帰責あるものについてはご認識の通りです。 不可抗力によるものについてはリスク分担表に則り、協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
83	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	-4		表1 費用項目毎の参照指標等一覧	表1 費用項目毎の参照指標等一覧において、労務費が参照する指標は、「毎月勤労統計調査・統計表・時系列第1表 賃金指数[現金給与総額]」「調査産業計」(厚生労働省)」となっております。国土交通省からの通達(令和7年3月19日 下水道維持管理業務における労務単価の適正な設定について)においては、「下水道維持管理業務の適正な実施のため、官積算に用いる労務単価の設定にあたっては、公共事業労務費調査に基づく「公共工事設計労務単価」および設計業務委託等給与実態調査に基づく「設計業務委託等技術者単価」を使用」と記載されております。大和市様において積算時に使用される同単価を、物価変動等の指標においても、同様に参照指標として頂きたく、お願い致します。	維持管理・運営業務委託契約書に記載のとおりとしますが、詳細は協議とします。
84	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	-3	ウ	見直し後の対価	物価変動による対価の見直しについて、現在の契約書案では「±1.0パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とする」と規定されています。これは、例えば物価が1.5%上昇した場合、民間事業者は1.0%分を負担し、0.5%分のみが対価に反映される仕組みとなっております。 25年間という長期契約において、近年の急激な物価高騰を考慮すると、この仕組みでは民間事業者が過度なリスクを負担することになり、事業の継続性や安定性に影響を与える可能性があります。 物価変動の見直しにおいて、±1.0%は見直し実施の判断基準(トリガー)として機能させ、実際の対価調整は物価変動の全額を反映する仕組みに変更していただけないでしょうか。これにより、適正なリスク分担のもとで長期間にわたる安定的なサービス提供が可能になると考えます。	リスク分担表に示した通り、一定の割合までは事業者負担をいただくこととしていることから、現行の記載のとおりとします。 ただし、契約期間が長期に渡るため、変動による事業者負担が過大とならないよう適宜契約の見直しを含め対応します。
85	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3	4	-3	ウ	見直し後の対価	物価変動による対価の見直しについて、現在の契約書案では「±1.0パーセントを超える部分のみを翌年度以降の見直し前の対価から減じ又は加えた値を見直し後の対価とする」と規定されています。計算式が複雑な為、別途、資料を提示するので、その計算方法で正しいか、ご確認いただけますよう、お願い致します。趣旨としては、「X:物価変動等考慮前の翌年度以降の対価」の考え方について確認させて頂きたいと思致します。	物価変動による対価見直しに関するイメージについて別途提示します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
86	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙3		4	-1	物価変動等による対価の見直し(第43条第2項関係)	(3)には、「各指標は、各年度の12月末日において入手できる最新の資料」によって、翌年度以降の見直し後の対価を決定することになっておりますが、維持管理・運営期間の開始が令和8年10月であることから、こちらは2年目(令和9年度)以降に適用されるものと理解しました。 初回の物価改定については、2年目以降の考え方に基づき、4か月前となる令和8年6月末において入手できる最新の資料と、募集要項等公表前12ヶ月の平均値、令和8年度10月以降の対価を決定するとの理解でよろしいでしょうか。維持管理・運営期間の開始時点においては、募集要項等の公表から1年以上経過しており、昨今の情勢を踏まえると著しい物価水準の変動は十分に考えられますので、初年度から適切な物価改定協議をさせて頂ければと思います。	各年度ごとでの見直し対価とすることから、12月末日において入手できる最新の資料とします。
87	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙4				契約の終了に伴う違約金の算出(第45条第2項関係)	維持管理・運営業務委託契約第45条第2項に基づき発生する契約の終了に伴う違約金の精算方法について、過年度分(貴市がモニタリングで履行を確認・検査した既履行年度分)の委託料に関しては違約金が発生しないという考え方でよろしいでしょうか。具体的には別紙4の記載について以下の考え方でよろしいでしょうか。 ・「初年度分」→契約の終了日が属する事業年度分を指し、「初年度分違約金」は以下の式で算出される。 「初年度分違約金」＝「契約の終了日が属する事業年度の年間の運営委託料」×「契約終了日が属する月の翌月から当該年度の3月までの月数(残月数)」÷12×10％ ・「2年目以降、令和33年度まで」→上記「契約の終了日が属する事業年度」以降の年度から運営期間の最終年度(令和33年度)分までの期間を指す。	ご認識の通りです。
88	維持管理・運営業務委託契約書(案)	別紙5	3			その他	火災保険の付保が事業者にあります。 一方、貴市に施設所有権があるDBO方式の本事業において、事業者起因ではない建物損壊リスクまで保証される火災保険を、施設非所有者かつ、不可抗力リスクを1%のみ負う事業者が付保するのは、合理的でないものと思料します。 民間の工場を対象とした火災保険より、公共施設(庁舎等の火災が起きにくいもの含む)に限定した比較的安価傾向にある建物共済を貴市にて活用いただく方が、事業全体のコスト低減になる可能性があります。 事業者での火災保険付保は任意としていただくとお願いいたします。	市で当該施設の火災保険に加入していますので、事業者の加入は任意とします。
89	維持管理・運営業務委託契約書(案)	—	—	—	—	—	要求水準書の第2条5項(4)号3目にて「本施設の維持管理・運営に際して必要となる、場内整備(場内舗装・雨水側溝・花壇・植栽等の設置)は事業者の責任及び費用において実施すること」と記載ありますが、維持管理・運営業務委託契約書(案)には場内整備に関する記載がありません。 受注者責任にて実施すべき場内整備の項目と範囲をご教示ください。 (例:ILバ ータ点検、作業環境測定などの実施要否)	要求水準書に記載の通りです。具体例はインフォメーションパッケージをご参照ください。
90	基本協定書(案)	6	2	(1)		JVの結成又はSPCの設立等	一般的な下水処理設備に関するDBO案件において設立されるSPCは、基本的にハコであり、実態を持ちません。そのため、貴市と締結する契約上のリスクは各受託者との間の下請契約においてパススルーしていくことになり、SPCにおける財務悪化等の懸念は生じたいと認識しています。つきましては、事業費低減のため、会社法上の会計監査人の設置については、任意としていただけないでしょうか。	会計監査人の設置について、任意とします。ただし、SPCが作成した計算書類については公認会計士若しくは監査法人の監査を受けることを必須とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
91	基本協定書(案)	6	2	(7)		JVの結成又はSPCの設立等	「代表企業の議決権保有割合が100分の50を超えるものであること」とありますが、本記載における「代表企業」は、第2条第23号に定義する「代表企業」(応募者を代表して応募手続き等を行う者)ではなく、「SPCを設立する構成員のうち代表となる企業」を指すという理解でよろしいでしょうか。 仮に前者を指す場合、主たる維持管理・運転業務を行う構成員がいるにもかかわらず、企業グループの代表となった設計・建設業務を行う構成員が運営期間のSPCの議決権を保有することになり、実務の主担当と経営判断にねじれが生じ安定的な事業継続に影響を与える可能性があります。	「SPCを設立する構成員のうち代表となる企業」を指します。
92	基本協定書(案)	7	3	(1)		事業契約の締結／デフォルト事由	「公正取引委員会が乙に対し、本事業に関して、～」とありますが、「本事業に関して」については、本項におけるデフォルト事由の趣旨に鑑みて「本事業の入札に関して」としていただけないでしょうか。	現行のとおりとします。
93	基本協定書(案)	7	4	—	—	事業契約の締結	基本契約書第7条第4項にも本項と同趣旨の規定があるところ、本項に基づき乙が違約金を支払うこととなった場合、基本契約書第7条第4項に基づく違約金の請求は重ねてなされないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
94	基本協定書(案)	10	1	—	—	秘密保持	裁判所又は市情報公開条例に基づき開示が求められる場合であっても、乙の企業/法人に係るものが対象となりうる場合、その競争上の地位を害する虞がありますので、具体的開示範囲については、事前に甲乙間で協議をさせて頂きたくお願い申し上げます。	協議とします。
95	基本協定書(案)	10	1			秘密保持	但書において、貴市が情報公開条例に基づき開示する場合は、相手方の事前の書面による承諾なく開示可能としていますが、大和市情報公開条例第7条第2号では「人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。」は公開義務の対象外とされているところ、公開しようとする情報が「公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことになるかは、事業者との協議のうえ、貴市が判断・評価することになるとの認識です。 つきましては、但書において貴市が情報公開条例に基づき情報を開示する場合、事前に相手方と協議をさせていただけないでしょうか。	協議とします。
96	基本協定書(案)	10	1			秘密保持	「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」とは秘密情報であると明示しなければいけないということでしょうか。乙側から開示する情報を秘密情報として扱ってもらうためにはどのような手続きが必要になりますでしょうか。	協議とします。
97	基本協定書(案)	10	1			秘密保持	乙は「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」、「本事業に関して知り得た秘密情報」について秘密保持義務があるということで広範に義務を負いますが、甲は「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」についてのみ秘密保持義務を負うとなっております。甲乙公平な内容とするために、「甲及び乙は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報及び本事業に関して知り得た秘密情報～」と記述を変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 甲は乙の有する秘密情報について、最新の注意を以て取り扱うこととします。ただし、乙はどれが秘密情報にあたるか等、甲に共有し、甲に対し注意を求めるようにしてください。
98	基本協定書(案)	10	3	(6)	—	秘密保持	本号に定める開示対象者は、乙の競合他社が含まれると考えられるところ、乙の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、乙の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたくお願い申し上げます。	協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
99	基本協定書(案)	10	3	(6)		秘密情報	「甲が、本施設の維持管理・運営業務を維持管理・運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合」について乙の承諾なく、事前通知により秘密情報を開示できることとなっていますが、開示する内容に乙の営業秘密(技術情報・営業情報)が含まれる可能性があります。そのため、第6項に該当する場合には、乙に営業秘密が含まれないことを確認したうえで、情報を開示するようにしていただけないでしょうか。	協議とします。
100	基本協定書(案)	10	4 5 7	—	—	秘密保持	各項において、「乙は」との片務規定になっていますが、個人情報保護の趣旨からして甲乙双務の責務であるべきと考えますので、甲においても遵守頂きたくお願い申し上げます。	現行の通りとします。 ただし、市は個人情報の取扱いにおいて細心の注意を払うこととします。
101	基本協定書(案)	10	6	—	—	秘密保持	ここで提出が求められている誓約書の書式があればご提供いただきたく存じます。	書式については任意とします。
102	基本協定書(案)	11	2			有効期限	「ただし、前条の効力維持期間は、本協定の有効期間満了後5年間に限る。」と記載がありますが、事業締結に至らなかった場合が当てはまらないため、「ただし、前条の効力維持期間は、本協定の終了後5年間に限る。」と変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
103	基本協定書(案)	12	1	(3) (4)	—	協定の解除	第3号及び第4号に「事業契約」への言及がありますが、基本協定書の有効期間においては事業契約は未締結ですので、第3号の「及び事業契約のいずれか」及び第4号は不要ではないかと考えます。	本市と締結するいずれかの事業契約に該当するため、現行の記載のとおりとします。
104	基本協定書(案)	様式 【(第6 条関係)】	6			出資誓約書	第6項において秘密保持に関する記載がありますが、本紙第10条における規定と齟齬が生じています。つきましては、「市の事前の書面による承諾がある場合を除き」を「基本協定書第10条の定めに従い第三者への開示が認められている場合を除き」に修正いただけないでしょうか。	基本協定書(案)としてお示しするものであり、基本協定締結時に最優秀受注候補者と協議とします。
105	基本契約書(案)	1	5			優先順位	「基本契約等、事業提案書及び募集要項等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、基本協定及び事業契約、本契約締結に至るまでの甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面、募集要項等(基本協定及び事業契約を除く。)、事業提案書の順に解釈が優先する。…」とありますが、「甲及び乙が本事業に関して別途合意した事項に係る書面」には、質問回答及び技術的対話によって貴市が書面で通知した対話結果が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	質問回答及び技術的対話によって市が書面で通知した対話結果については、「募集要項等(基本協定及び事業契約を除く。)」に含むこととします。
106	基本契約書(案)	2条				資源化物売買契約の定義	基本協定書には資源化物売買契約の定義がありますが、基本契約書には見当たりません。こちら定義が漏れているでしょうか。	ご認識の通りです。基本協定書に記載の定義をご参照ください。
107	基本契約書(案)	2	—	(7)	—	定義	修繕の定義について、基本協定書の定義と一致していません。基本契約書においても、『「下水道施設の改築について」・・・「小分類」以下のものの・・・』と理解してよろしいでしょうか。	基本契約書の定義をご参照ください。
108	基本契約書(案)	2条		17号		資源化物利活用実施事業者の定義	募集要項9ページの図および基本協定書2条17号の定めによると、資源化物売買契約は市と「維持管理・運営事業者」との間で締結されるとなっています。一方で、基本契約書の定義を参照すると、「資源化物利活用実施事業者」と「維持管理・運営事業者」は違うものを指しており、整合していないかと思います。これは、市と維持管理・運営事業者との間で、資源化物売買契約を締結し、その上で、維持管理・運営事業者と、資源化物利活用実施事業者との間で、再委託しても良いと考えて宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
109	基本契約書(案)	2		(22)		定義	「「構成企業」とは、事業者を構成する企業をいう。」とありますが、基本契約書(案)第6条第1項(10)に「出資構成企業」等、定義にない文言が使用されています。 また、実施方針(案)に関する質問回答 No.150では、「「構成員」はSPCやJVに出資責任・業務責任を負っている企業であり、「協力企業」は、出資等をせず、下請け又は支援を行う企業、「構成企業」とは、参加者を構成する企業とします。用語の定義に追加します。」とあります。 基本協定書(案)及び事業契約(案)におけるは用語は修正前のものであり、実施方針(案)に関する質問回答No.150の考え方に沿って、用語の定義への追加及び契約書全体修正がなされる理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
110	基本契約書(案)	3	3	—	—	事業の概要等	監督官庁との協議において、施主又は委託者としての甲の協力が必要と認められる場合には、ご協力をよろしくお願いいたします。	そのような場合、市は協力することとします。
111	基本契約書(案)	5	1	(1)		役割及びリスク分担	【早期回答希望】「代表企業は、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者及び資源化物利活用事業者を兼ねなければならない。」と記載がありますが、代表企業は設計・建設事業者のみでよろしいでしょうか。	本事業の事業者選定までにおける代表企業は、参加手続きを行う者を指しますので、設計・建設事業者のみではございません。 各契約に行ける代表企業は、その契約行為の代表企業を指します。
112	基本契約書(案)	5	1	(1)		役割及びリスク分担	【早期回答希望】「また、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者及び資源化物利活用事業者の全部または一部がJVの場合は、当該JVに参加する全ての構成企業の中で代表企業の出資比率は他のJV構成企業の出資比率を下回らないものとする」と記載がありますが、代表会社の出資比率が他構成企業の出資比率を下回ってもよろしいでしょうか？	例えば、設計・建設事業者、維持管理・運営事業者のそれぞれにおいてJVを構成する場合、各JVにおける代表企業を設定し、その代表企業の出資比率がそのJV内において最大としてください。
113	基本契約書(案)	5	1	(3)		役割及びリスク分担	「(維持管理・運営事業者がSPCの場合は、SPCに出資する全ての構成企業(以下、個別に又は総称して「出資構成企業」という。))はSPCと連帯して責任を負う。)」とありますが、同条第1項第2号や同3号の本文(括弧書きの直前)の記載に鑑みますと、「出資構成企業」とは、構成企業のうち、SPCから維持管理・運営業務を受託する企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。 本事業の設計・建設にのみ従事する構成企業が出資することも募集要項の条件上はあり得るところ、現状の定義においては当該設計・建設にのみ従事する構成企業も出資構成企業になり得ますが、当該企業においては、維持管理・運営業務の遂行能力を持つとは限らず、連帯責任を負うことはできかねますのでお伺いします。	基本契約書に記載のとおり維持管理・運営事業者がSPCである場合はSPCの出資構成企業がSPCと連帯してその責任を負います。 対象業務を担当するのがSPCである以上、出資構成企業に役割があると考えられるところ、連帯責任を免責とできません。
114	基本契約書(案)	5	2	—	—	役割及びリスク分担	「本施設が要求水準書及び事業提案書に定められた性能を発揮すること」とは、維持管理・運営業務を維持管理・運営業務委託契約に従い履行することを意味しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
115	基本契約書(案)	6	1	(8)		SPCの運営等	「代表企業の議決権保有割合が100分の50を超えるものであること」とありますが、本記載における「代表企業」は、第2条第23号に定義する「代表企業」(応募者を代表して応募手続き等を行う者)ではなく、SPCに出資する出資構成企業における代表企業を指すという理解でよろしいでしょうか。第6条第4項第3号においても同様です。	ご認識の通りです。
116	基本契約書(案)	7	4	—	—	設計・建設工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約、資源化物売買契約の締結	基本協定書第7条第4項にも本項と同趣旨の規定があるところ、本項に基づき乙が違約金を支払うこととなった場合、基本協定書第7条第4項に基づく違約金の請求は重ねてなされないとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
117	基本契約書(案)	9	3	—	—	維持管理・運営業務委託期間の変更等	「維持管理・運営業務委託契約に基づき負担する性能保証義務」とは、維持管理・運営業務委託契約に従い履行することを意味していると理解しますが、具体があれば教示ください。	契約書に記載する、水質基準に関する要件等を満足することを保証してください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
118	基本契約書(案)	14	2			損害賠償と連帯保証	「維持管理・運営業務委託契約においてSPCが維持管理・運営事業者となる場合は、出資構成企業がSPCと連帯して責任を負うものとし」とありますが、同条同項において「対象業務を担当する」という修飾語があることを踏まえすと、「出資構成企業」とは、構成企業のうち、SPCから維持管理・運営業務を受託する企業を指すという理解でよろしいでしょうか。 本事業の設計・建設にのみ従事する構成企業が出資することも募集要項の条件上はあり得るところ、現状の定義においては当該設計・建設にのみ従事する構成企業も出資構成企業になり得ますが、当該企業においては、維持管理・運営業務という「対象業務を担当する」ことにはなり得ず、連帯責任を負うことはできかねますのでお伺いします。	基本契約書に記載のとおり、維持管理・運営契約において維持管理・運営事業者がSPCである場合はSPCの出資構成企業がSPCと連帯してその責任を負います。 対象業務を担当するのがSPCである以上、出資構成企業に役割があると考えられるところ、連帯責任を免責とできません。
119	基本契約書(案)	14	4			損害賠償と連帯保証	本項では構成企業が「主債務者の甲に対する債権をもって、連帯保証債務に係る甲の債権と相殺」する権利を制限している一方で、その他事業契約(設計・建設工事請負契約第90条、維持管理・運営業務委託契約第49条)では、甲は、甲の乙に対する金銭債権と、乙が甲に対して有する保証金返還請求権、契約金額請求権およびその他債権とを相殺することができる片務的な規定となっています。ついては、構成企業が主債務者の甲に対する債権をもって、連帯保証債務に係る甲の債権と相殺することを認めていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
120	基本契約書(案)	14	5			損害賠償と連帯保証	本項は、いわゆる求償権等放棄特約とお見受けしますが、当該特約は、本来プロジェクトファイナンスの組成を前提とした案件において設立されたSPCが金融機関から融資を受ける際に、金融機関による確実な融資の回収を目的としてSPCの株主に対して融資関連契約(スポンサーサポート契約等)で負うことを求められる内容との認識です。また、本事業は、民間資金調達が条件とされるPFI方式ではなく、DBO方式であり、プロジェクトファイナンスの組成は募集要項における前提条件にはされていないとの認識でおります。それにもかかわらず、本項によって構成企業に対し代位権・求償権等を放棄せざるを得ない場合、各構成企業においては、債権回収の手段を過剰に制限されることになり、債権回収リスクに対するリスクフィーとして事業費に計上することになり、ひいては、事業費の増大につながるものと思料します。つきましては、本条項を削除いただけないでしょうか。 また、削除いただけない場合、2文目「いずれの構成企業も、甲から請求を受けた場合、代位による権利または順位を甲に無償で譲渡するものとする。」の趣旨(本条文が適用される貴市が想定なさる状況、「甲から請求を受けた場合」として貴市が請求し得る内容、プロジェクトファイナンスの組成を前提としない場合の「順位」とは何を指すのか等)をご教示願います。	現行の記載のとおりとします。 違約金や損害賠償が発生した場合に、契約に基づき連帯保証債務を負っていただくこととなります。連帯保証により甲へ弁済した場合であっても、主債務者が各種契約に基づき本事業を適切に履行することができるように定めています。 下水道という公共性の高い事業の安定的な遂行と、万が一の事態における本市の権利を保護するための条項となります。
121	基本契約書(案)	16	1	—	—	秘密保持	裁判所又は市情報公開条例に基づき開示が求められる場合であっても、乙の企業/ハウに係るものが対象となりうる場合、その競争上の地位を害する虞がありますので、具体的開示範囲については、事前に甲乙間で協議をさせて頂きたくお願い申し上げます。	協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
122	基本契約書(案)	16	1			秘密保持	但書において、貴市が情報公開条例に基づき開示する場合は、相手方の事前の書面による承諾なく開示可能としていますが、大和市情報公開条例第7条第2号では「人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。」は公開義務の対象外とされているところ、公開しようとする情報が「公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」ことになるかは、事業者との協議のうえ、貴市が判断・評価することになるとの認識です。 つきましては、但書において貴市が情報公開条例に基づき情報を開示する場合、事前に相手方と協議を要するものとしていただけないでしょうか。	協議とします。
123	基本契約書(案)	16	1			秘密保持	乙は「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」、「本事業に関して知り得た秘密情報」について秘密保持義務があるということで広範に義務を負いますが、甲は「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」についてののみ秘密保持義務を負うとなっております。甲乙公平な内容とするために、「甲及び乙は、本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報及び本事業に関して知り得た秘密情報～」と記述を変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 甲は乙の有する秘密情報について、最新の注意を以て取り扱うこととします。ただし、乙はどれが秘密情報にあたるか等、甲に共有し、甲に対し注意を求めるようにしてください。
124	基本契約書(案)	16	1			秘密保持	「本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報」とは秘密情報であると明示しなければいけないということでしょうか。乙側から開示する情報を秘密情報として扱ってもらうためにはどのような手続きが必要になりますでしょうか。	協議とします。
125	基本契約書(案)	16	3	(6)	—	秘密保持	本号に定める開示対象者は、乙の競合他社が含まれると考えられるところ、乙の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、乙の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたくお願い申し上げます。	協議とします。
126	基本契約書(案)	16	3	(6)		秘密保持	「甲が、本施設の維持管理・運営業務を維持管理・運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合」について乙の承諾なく、事前通知により秘密情報を開示できることとなっていますが、開示する内容に乙の営業秘密(技術情報・営業情報)が含まれる可能性があります。そのため、第6項に該当する場合には、乙に営業秘密が含まれないことを確認したうえで、情報を開示するようにしていただけないでしょうか。	協議とします。
127	基本契約書(案)	16	4 5 7	—	—	秘密保持	各項において、「乙は」との片務規定になっていますが、個人情報保護の趣旨からして甲乙双務の責務であるべきと考えますので、甲においても遵守頂きたくお願い申し上げます。	現行の通りとします。 ただし、市は個人情報の取扱いにおいて細心の注意を払うこととします。
128	基本契約書(案)	16	6	—	—	秘密保持	ここで提出が求められている誓約書の書式があればご提供いただきたく存じます。	任意とします。
129	基本契約書(案)	17	3			有効期限	「ただし、前条の効力維持期間は、本協定の有効期間満了後5年間に限る。」と記載がありますが、事業締結に至らなかった場合が当てはまらないため、「ただし、前条の効力維持期間は、本協定の終了後5年間に限る。」と変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
130	基本契約書(案)	【様式 (第6条)】	6			出資誓約書	第6項において秘密保持に関する記載がありますが、本紙第10条における規定と齟齬が生じています。つきましては、「市の事前の書面による承諾がある場合を除き」を「基本協定書第10条の定めに従い第三者への開示が認められている場合を除き」に修正いただけないでしょうか。	基本協定書(案)としてお示しするものであり、基本協定締結時に最優秀受注候補者と協議とします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
131	資源化物売買契約書(案)	1	2	—	—	目的	契約間の優先順位について、資源化物売買契約は、資源化物売買についての詳細を定めるものですので、基本契約よりも上位にくるべきものと思料しますので、ご検討をお願い申し上げます。 (なお、基本協定と基本契約において、設計・建設工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約は、基本契約よりも上位に位置付けられています)	資源化物売買契約について、基本契約の上位に位置付けます。
132	資源化物売買契約書(案)	1	2			目的	「…要求水準書等(要求水準書その他入札説明書等並びに入札説明書等に基づき提出された質問に対して甲が公表した回答、…)とありますが、本件において入札説明書は存在しないため、募集要項等に全て読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
133	資源化物売買契約書(案)	7	1	—	—	天災事変等の場合	括弧書きの「資源化物有効利用企業における利用状況その他資源化物利用に係る実績が本契約に基づく買取量を下回る場合」とは、やむを得ない理由により、資源化物有効利用企業が、利用計画において利用するとしていた量を購入できない事態が該当するでしょうか。 その理解が正しい場合、代わりの資源化物有効利用企業を探索したものの、全国的に資源化物有効利用企業が存在しないなどにより見つからない場合については、乙の責めによるものではないと考えられますので、協議対象として頂きたく存じます。	法令変更による市場環境の著しい変化など、客観的に見てやむを得ない理由である場合においては協議とします。
134	資源化物売買契約書(案)	7	1			天災事変等の場合	「天災事変その他やむを得ない事由のために本契約に基づく乙による資源化物の買取りの継続が不可能又は著しく困難となった場合～」と記載がありますが、法令変更が行われる場合も考慮し、「天災事変、法令等の変更その他やむを得ない事由のために本契約に基づく乙による資源化物の買取りの継続が不可能又は著しく困難となった場合～」と変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとしますが、法令変更も「やむを得ない事由」に含まれます。
135	資源化物売買契約書(案)	7	2	—	—	天災事変等の場合	「買取継続阻害事由に対する対応を合理的な範囲で指図」とありますが、具体的にどのような場面を想定して規定したものかご教示ください。 また、「乙は、…当該指図において甲が甲による全部又は一部の負担を条件として定めない限り、その損害、損失又は費用をすべて負担するものとする。」ありますが、そもそもは、「天災事変その他やむを得ない事由」により発生した課題の対処をどのようにするかという問題であることに鑑みると、両者公平の観点から適正なリスク分担を決定すべきと考えられますので、両者協議して負担を決定することとしていただけないでしょうか。	第7条第2項については、法改正等様々な状況を想定しています。 第7条第2項に定める指図はあくまでも合理的な範囲でのみ行われるものであることから、事業者に対し著しい不利益を与えることを想定しません。
136	資源化物売買契約書(案)	8	1	—	—	有効期間	「本契約確定日」とは具体的に何を指すでしょうか？正しくは「本契約締結日」との理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
137	資源化物売買契約書(案)	7条	1項			天災事変等の場合	法改正により資源化物に関するPFAS(有機フッ素化合物)への規制が実施され、当該規制により資源化物の第三者への販売など有効利用が困難となった場合、「天災事変その他やむを得ない事由のために本契約に基づく乙による資源化物の買取りの継続が不可能又は著しく困難となった場合」に該当し、7条の定めが適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
138	資源化物売買契約書(案)	別紙	2			算定式	「変化率の指標は、次のとおりとする。なお、当該指標は、事業提案書に基づく提案内容について合理性及び妥当性があると甲が認める場合、協議を行い見直しすることができる。」とありますが、事業提案書様式ウ 総事業費に関する書類の添付別紙にて事業者からの提案指標を記載してもよろしいでしょうか。あるいは事業提案書の他の書類で提案指標を記載すべき場所があればご教示ください。	提案指標を記載することについて可とします。ただし、協議並びに見直しは甲の判断の上で行うものであることから、その採用を約束するものではありません。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
139	設計・建設工事請負契約書(案)	2	10			総則	「ただし、紛争解決方法は、第92条及び第93条が優先する。」とありますが、第91条及び第92条の誤記でしょうか。	ご認識の通りです。
140	設計・建設工事請負契約書(案)	2	10	—	—	総則	紛争解決方法について、「第92条及び第93条が優先する」との記載がありますが、正しくは「第91条及び第92条」と考えます。	ご認識の通りです。
141	設計・建設工事請負契約書(案)	3	1			設計・建設の基本的な考え方	「下水道施設計画・設計指針と解説」(公益社団法人日本下水道協会)について、要求水準書第1章3(3)関係法令、基準等(p.9)の考え方同様、募集要項等の公告日時点の最新版に準拠すると考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。ただし今後最新版が出てきた場合、必要に応じて協議を行うものとします。なお、この協議を行う場合は最小限の影響となるよう双方が留意するものとします。
142	設計・建設工事請負契約書(案)	4	1			工程表	「本契約確定日」とは本契約の効力が発生した日を指すものと理解してよろしいでしょうか。以下、本契約において同様です。	ご認識の通りです。
143	設計・建設工事請負契約書(案)	5	—	—	—	工事着手届の提出	「本契約確定日」とは具体的に何を指すでしょうか？正しくは「本契約締結日」との理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
144	設計・建設工事請負契約書(案)	9	1			関連工事の調整	甲の調整により乙の施工する工事に影響が出た場合において、必要があると認められるときは、乙は、甲に対して設計・建設工事請負期間及び契約金額の変更を請求することができるものとするようにご検討いただきますようお願いいたします。	乙が第三者との連絡を密にし、第三者の工事の円滑な施工に協力することを前提として、工事に影響が生じた場合には、甲は、乙の工事請負期間及び契約期間の変更の請求に対し影響の程度により協議に応じるものとします。
145	設計・建設工事請負契約書(案)	9	—	—	—	関連工事の調整	現時点において想定している、第三者が施工する並行工事がありましたら、その内容をご教示ください。また、その当該第三者との調整に伴い、乙に工期・費用に影響が及ぶ場合は、その変更につき協議させて頂きたくお願い申し上げます。	他工事については現場説明会の際にお示ししたとおりです。調整に伴う影響についてはその程度により、協議とします。
146	設計・建設工事請負契約書(案)	11	1			費用負担	甲乙間でどちらが負担すべきか判然としない費用の負担については、協議によるという認識でよろしいでしょうか。	第11条に記載のとおりです。
147	設計・建設工事請負契約書(案)	12	2			権利及び義務の譲渡等の制限	譲渡等の制限を受ける対象として「工事仮設物」との規定がございますが、工事の出来形部分と解釈すればよいでしょうか。	工事目的物を施工するために一時的に設置される施設や設備を指します。
148	設計・建設工事請負契約書(案)	17	2	—	—	第三者に及ぼした損害	ただし書きにより甲が負担する損害は、以下のものが該当すると理解しております。 ①汚泥有効利用施設の設計・建設に伴い通常避けることできない地盤沈下、地下水の断絶 ②甲の責めに帰すべき事由により生じた損害 上記のうち①については、「地盤沈下、地下水の断絶」に限定されず、公共工事標準請負契約約款第29条第2項の定めと同様、騒音、振動も含むと理解しておりますが、その理解でよろしいでしょうか。	汚泥有効利用施設の設計・建設に伴い通常避けることのできない騒音及び振動も含まれるものとします。
149	設計・建設工事請負契約書(案)	18	2			本事業条件	「受け入れ汚泥量及び性状は、処理状況により変動等があるため、乙は変動等を加味した汚泥有効利用施設の設計・建設を行わなければならない」とあるが、加味する「変動等」は設計・建設工事請負契約書(案)別紙1 表1で示された条件という理解でよろしいでしょうか。	稼働実績等から推測される変動を指します。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
150	設計・建設工事請負契約書(案)	19	1	(1)		汚泥有効利用に関する本事業要件	「※事業者の提案により、本事業要件を変更する可能性がある」とありますが、例えば事業者提案により、JIS規格を満たすといった要件を加える等の変更がなされる可能性があるとの理解でよろしいでしょうか。また、「全量有効利用」という条件を緩和させるような提案は、本事業目的を踏まえると貴市から評価されないものと考えてよろしいでしょうか。	前段について、ご認識の通りです。 後段について、契約書において評価するものではありません。
151	設計・建設工事請負契約書(案)	21	2	—	—	汚泥有効利用施設の設計	「ただし、甲の都合における設計変更により生じた増加費用の負担は、この限りでない。」とありますが、この意味は、甲の都合における設計変更により生じた増加費用は甲が負担するということと理解していますが、よろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
152	設計・建設工事請負契約書(案)	23	1	—	—	設計図書の提出	「(汚泥有効利用施設の建設を含み、これに限られない。)」とあります。本項は、設計内容に対する甲の確認の効果について定めるものと理解しておりますが、括弧書きの(汚泥有効利用施設の建設を含み、これに限られない。)は不要ではないかと考えております。もし、当該括弧書きが必要な場合、その趣旨をご教示ください。	要求水準書に示す施設の他、事業者提案による建設物等も対象としています。
153	設計・建設工事請負契約書(案)	23	2	—	—	設計図書の提出	甲による設計図書確認のアクション期間として、「休日除く実働日20日間」は少し長すぎると感じます。相互協力の上、迅速に案件を進めるためにも、長くとも「14日程度」への短縮をお願い申し上げます。	本事業は複数施設の設計建設があることや、各社独自の技術があることから、確認には一定の期間を要すると認識しております。 確認は急ぐように努めますが、現行の記載のとおりとします。
154	設計・建設工事請負契約書(案)	24	3			設計条件の変更	「設計条件の変更が行われた場合、変更された設計条件に従い設計及び設計図書の変更を行う」とありますが、当該設計及び設計図書の変更に追加の費用や各業務期間の変更の必要性が生じた場合は、第25条第4項から第6項を準用するものと理解してよいでしょうか。	ご認識の通りです。
155	設計・建設工事請負契約書(案)	24	—	—	—	設計条件の変更	「設計条件の変更」に伴い、乙に工期延長の必要・追加費用が発生するなどの影響が生じると考えられます。 この場合、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を甲にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第24条第3項に基づき行われた設計変更についても第25条第4項から第6項を準用するものとします。
156	設計・建設工事請負契約書(案)	25	5	—	—	設計の変更	「協議が整わない場合、甲が定め、乙に通知する」について、建設業法における「著しく短い工期の禁止」の理念同様、請負代金変更についても、不合理な一方的通知とならないよう、適正な反映を何卒宜しくお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
157	設計・建設工事請負契約書(案)	25	5			設計の変更	「ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
158	設計・建設工事請負契約書(案)	25	6	—	—	設計の変更	第1項又は第2項の規定による設計の変更に関し乙と協議の行う場合、「設計・建設工事請負期間の変更の有無、維持管理・運営開始日の変更の有無及びその他関連する事項について決定する」とされていますが、これは、必要と認められる場合には、設計・建設工事請負期間の変更、維持管理・運営開始日の変更、その他関連する事項について、甲乙協議のうえ決定する、という趣旨であると理解しております。 この理解で正しいでしょうか。	原則ご認識の通りですが、維持管理・運営開始日は令和8年10月1日から変更ありません。
159	設計・建設工事請負契約書(案)	26	(2)			建設の開始要件	「設計図書に対する第24条第1項記載の甲の確認を受けていること。」とありますが第23条第1項の誤記でしょうか。	ご認識の通りです。
160	設計・建設工事請負契約書(案)	26	(3)			建設の開始要件	「施工計画書に対する第29条第1項記載の甲の確認を受け、甲に受理されていること。」とありますが第28条第1項の誤記でしょうか。	ご認識の通りです。
161	設計・建設工事請負契約書(案)	26	1	(2)	—	建設の開始要件	「第24条」は「第23条」の誤りと存じます。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
162	設計・建設工事請負契約書(案)	26	1	(3)	—	建設の開始要件	「第29条」は「第28条」の誤りと存じます。	ご認識の通りです。
163	設計・建設工事請負契約書(案)	27	2	—	—	汚泥有効利用施設の建設	「(汚泥有効利用施設の建設を含み、これに限られない。)」とあります。本項は、建設内容に対する甲の確認の効果について定めるものと理解しておりますが、そうであるならば、括弧書きの(汚泥有効利用施設の建設を含み、これに限られない。)は不要ではないかと考えております。もし、当該括弧書きが必要な場合、その趣旨をご教示ください。	要求水準書に示す施設の他、事業者提案による建設物等も対象としています。
164	設計・建設工事請負契約書(案)	28	2			施工計画書等	「施工計画書の内容を遵守し」とありますが、施工計画書に記載する工程表に関しては、第4条4項の規定(工程表は、甲及び乙を拘束するものではない)に従い、甲及び乙を拘束するものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。 ただし、施工計画書の内容を遵守し、施工してください。
165	設計・建設工事請負契約書(案)	29				監督員	公共工事標準請負約款第9条(監督員)においては、第5項として、監督員が置かれた場合、契約に定める催告、請求、通知、報告、申出については、監督員を経由して行うものとしています。本事業においても同様と理解してよいでしょうか。	ご認識の通りです。
166	設計・建設工事請負契約書(案)	33	4			監督員の立会い及び工事記録の整備等	乙の請求に対し、監督員は遅滞なくこれに応じるものと規定されていますが、万が一、正当な理由なく、監督員が立会い又は見本検査に応じないことで、工程に支障をきたす場合は、乙は監督員に通知の上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事をさせて頂けないでしょうか。 公共工事標準請負約款第14条、及び貴市が公表する工事契約用の約款(総価契約)第14条にも同趣旨の規定があることから、当該規定の反映をお願いいたします。	現行の記載のとおりとしますが、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査に応じない事態は想定しておりません。
167	設計・建設工事請負契約書(案)	36	4			要求水準書等、事業提案書又は設計図書不適合の場合の是非義務及び破壊検査等	破壊検査を実施した上で不適合が発見されなかった場合における費用負担は、協議によるものとするようにご検討いただきますようお願いいたします。	現行の記載のとおりとします。 破壊検査は第36条第2項若しくは第36条第3項にしたがって行われるものであり、乙の規程違反或いは各種図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合に行われることから、協議の余地はないと考えます。
168	設計・建設工事請負契約書(案)	36	4			要求水準書等、事業提案書又は設計図書不適合の場合の是正義務及び破壊検査等	「前2項の場合において、検査等及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。」と記載がありますが、一般的には要求水準書等、事業提案書又は設計図書に適合していれば甲の負担になると考えられます。「工事の施工部分が要求水準書、事業提案書又は設計図書に適合していた場合は検査等及び復旧に直接要する費用は甲の負担とする」と変更いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 前2項の場合においては、乙の規程違反或いは各種図書に適合しないと認められる相当の理由があることを前提に行われることから、乙の負担とします。
169	設計・建設工事請負契約書(案)	40	1	—	—	工事の中止	「第38条」は「第37条」の誤りと存じます。	ご認識の通りです。
170	設計・建設工事請負契約書(案)	40	1			工事の中止	「…第38条第1項の事実についての確認が、甲及び乙の間で一致しない場合において、…」とありますが、「第37条第1項の事実についての確認」の誤記でしょうか。	ご認識の通りです。
171	設計・建設工事請負契約書(案)	41	1			設計・建設工事請負期間の変更等	「ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
172	設計・建設工事請負契約書(案)	41				設計・建設工事請負期間の変更等	不可抗力以外にも発注者が行う関連工事の調整への協力等により工事が遅れる場合に受注者が発注者に対して工期の変更を行うことを請求することも想定されます(公共工事約款第22条(受注者の請求による工期の延長))が、本契約書には当該記載はなく当該事象発生時に工期の変更を行うことができない状態に陥ります。ついては公共工事約款第22条と同様の条文を設けていただくことはできないでしょうか。ただし、本契約第41条は工期の変更を行う場合の手続きを定めているものであり、本条文のみでは上述した事象が発生した際に工期の変更手続きを行うことは定められていません。	設計・建設工事請負期間の変更については、甲及び乙が協議の上、定めることとなっており、必要がある場合には協議により工事請負期間を変更する想定です。
173	設計・建設工事請負契約書(案)	43	3			履行遅滞の場合における違約金等	「不可抗力により設計・建設工事請負期間に変更が生じた場合の増加費用の負担については、第8章不可抗力の規定に従う」とありますが、本契約においては不可抗力により設計・建設工事請負期間を変更できることが定まっています。そのため、公共工事約款第22条を本契約の条文へ追加し、不可抗力等が発生した際に工期変更ができる規定としていただけないでしょうか。 不可抗力等が発生した際に工期延長の要否を一次的に判断するのは受注者であり(ただしその後必要と認めることが前提)、本条文を追加することにより発注者の権利が毀損されるものではないと考えます。	設計・建設工事請負期間の変更については、甲及び乙が協議の上、定めることとなっており、必要がある場合には協議により工事請負期間を変更する想定です。
174	設計・建設工事請負契約書(案)	44	3			契約金額の変更方法等	「前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
175	設計・建設工事請負契約書(案)	45	2			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「…変動前残工事金額に相当する額をいう。以下同じ。）」との差額のうち変動前残工事金額の1,000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。」とありますが、事業者での当該負担が困難である状態を踏まえ、事業者への支払いは変動後残工事金額(1,000分の15の足切りを0へ変更)としていただくようお願いします。 なお、上記の考え方は以下より引用しています。 特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会「PFI事業契約における「サービス対価」(建設工事費)の物価変動による改定方法に係わる提言(2023年12月15日付)」提言2:物価変動による改定に際し、現在PFI事業契約に規定されている事業者負担(1.0%又は1.5%)をゼロとする。	リスク分担表に示した通り、一定の割合までは事業者に負担をいただくこととしていることから、現行の記載のとおりとします。
176	設計・建設工事請負契約書(案)	45	3			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
177	設計・建設工事請負契約書(案)	45	3			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	物価指数等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する価格指数、その他社会的に相当程度信頼されている資料等から、貴市と協議して決定するものと考えてよろしいでしょうか。 なお、上記で挙げた物価指数等の例は「公共工事標準請負約款の解説(建設業法研究会編書、大成出版社出版)」より引用しており、公共工事標準請負約款ベースの本契約においても妥当なものと考えています。	設計・建設工事請負契約書に記載のとおり、協議の上定めます。
178	設計・建設工事請負契約書(案)	45	3			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「指数等に基づき甲及び乙が協議して定める。ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。」とありますが、本通知は甲乙間の協議を踏まえ、両者にとって合理的と認められる内容が通知される理解でよろしいでしょうか。	協議を踏まえ、適切と考えられる数値を設定いたします。
179	設計・建設工事請負契約書(案)	45	7			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「ただし、協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
180	設計・建設工事請負契約書(案)	45				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	維持管理・運營業務委託契約書(案)別紙3の考え方同様に、設計・建設工事契約においても、設計・建設工事費における初回の物価改定にあたって基準となる起算日は「募集要項等公表前12ヶ月の指標の平均値」と理解すればよろしいでしょうか。	基準となる起算日は事業提案書提出日とします。
181	設計・建設工事請負契約書(案)	45				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	物価変動による請負代金額の見直しについて、設計・建設JV(分担施工型)を組成する場合、構成する企業毎に契約金額の変更を請求することができるとの認識でよろしいでしょうか。 もしくは、工事の各費目(例:土工工事・プラント工事等)・金額に対して、指標を設定し、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。工種毎に物価の変動状況が変動するため、個別で見直しに関し協議をさせていただきたく、よろしく願いいたします。	工種ごとの物価変動に対して協議しますが、契約金額の変更を認めた場合、請求は代表企業を通じてに行ってください。
182	設計・建設工事請負契約書(案)	45				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	昨今の物価上昇により、類似施設の各建設工事にて物価変動に基づく契約金額の変更が行われていると認識しております。 つきましては、当該事業における物価改定事例等も参照しつつ、貴市とご協議頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	第45条第1項や同条第5項第6項第7項に記載のとおり、契約金額が不適当となった場合に乙は甲に契約金額の変更を請求でき、甲は協議に応じます。
183	設計・建設工事請負契約書(案)	47	1			契約金額の変更に代える要求水準書等の変更	「ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。」と記載がありますが、協議が整わない場合は、甲及び乙が認める中立的な第三者も含めた運営協議会等を設置し、甲及び乙の間で発生する意見の調整を行っていただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。
184	設計・建設工事請負契約書(案)	49	3	—	—	試運転及び総合試運転	ただし書により甲の指示に従うこととなった場合、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を甲にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	協議とします。
185	設計・建設工事請負契約書(案)	49	3			総合試運転に関する性能保証事項等	「ただし、乙は、自らの責めに帰さない事由により総合試運転の結果が要求水準書及び事業提案書の内容を満足しなかった場合、甲と協議のうえ甲の指示に従うものとする。」と記載がありますが、「ただし、乙は、自らの責めに帰さない事由により総合試運転の結果が要求水準書及び事業提案書の内容を満足しなかった場合、甲の費用負担で甲と協議のうえ甲の指示に従うものとする。」と明記いただけないでしょうか。	現行の通りとします。 詳細は協議の中で定めることとします。
186	設計・建設工事請負契約書(案)	52	4			出来高検査	「甲は、出来高検査の結果、汚泥有効利用施設が本契約書等、要求水準書等及び事業提案書の内容と相違があると確認した場合、乙に対してその是正を求めることができる。乙は、自らの責任及び費用負担において速やかに是正措置を講じなければならない。」とありますが、甲に起因する相違については乙の責任および費用負担の範囲外であるという認識でよろしいでしょう。	明確に甲に起因する相違である場合はご認識の通りです。
187	設計・建設工事請負契約書(案)	53				完成図書	要求水準書には、完成図書は2部とあります。本条において部数についても貴市と協議の上決定する旨規定されていますが、要求水準書に記載のとおり、部数は2部としてよろしいでしょうか。	2部とします。
188	設計・建設工事請負契約書(案)	55				完成検査	甲が完成検査の結果を乙に通知しない事態を避けるため、「甲は乙に対して、公共工事約款の第32条同様、14日以内に結果を通知する」という文案を提示しますので、ご検討いただきますようお願いいたします。	現行の記載のとおりとします。
189	設計・建設工事請負契約書(案)	58	1			契約不適合責任	原文ですと、甲は乙に対して唐突に履行の追完の請求を行うことができる記載になっていますが、請求に先立ち甲から乙に対して、契約不適合の旨の書面による通知があるという理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。 契約不適合である旨の通知を書面或いは電磁的方法を以て行います。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
190	設計・建設工事請負契約書(案)	62	5			前金払	「…この場合において、甲は、第35条又は第36条の規定による支払いをしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。」とありますが、第35条(事業用地の確保等)、第36条(要求水準書等、事業提案書又は設計図書不適合の場合の是正義務及び破壊検査等)が引用元となるのは誤植でしょうか。	第67条と読み替えてください。
191	設計・建設工事請負契約書(案)	63	1,2			契約金額の増減による前払金の追加払いまたは返還	第62条第4項及び第5項において請負代金額の著しい増減があった際の前払金の取り扱いに関する規定があります。一方で第63条第1項及び第2項でも契約金額に関する著しい増減があった際の前払金の取り扱いに関する規定があります。それぞれの規定について、想定されている事象は同一でしょうか。また、異なる場合は具体的に想定事象をそれぞれお教えいただけないでしょうか。 仮に、想定事象が同一の場合、第63条第1項第2項は削除し、第63条全体を前払金を返還する場合の取り扱い(期日と遅延利息)を定める条文とすることをご検討願います。	ご指摘の通りのため、契約時に修正します。
192	設計・建設工事請負契約書(案)	69	1			債務負担行為に係る本契約の前金払及び中間前払金の特則	本文引用条項「第62条及び第66条」には本契約記載の設計・建設工事請負期間」及び「契約金額」という用語は登場しないため、引用条項の適切性をご確認いただくようお願いいたします。	第62条及び第66条記載の「契約書記載の工事完成の時期」を「本契約記載の設計・建設工事請負期間」に、第62条、第66条及び第67条の「請負代金額」を「契約金額」にそれぞれ読み替えてください。
193	設計・建設工事請負契約書(案)	74	1	(2)		甲の催告による解除権	「設計・建設工事請負期間内に完了しないとき、又は設計・建設工事請負期間経過後相当の期間内に本工事を完了する見込みがないと認められるとき。」とありますが、天災等のやむを得ない事由や甲に帰すべき事由により、設計・建設工事請負期間内に完了しなかった場合においては、乙の責任範囲外となるという認識でよろしいでしょうか。	甲の帰責事由により第74条第1項第2号に該当する場合には解除権を行使することは想定しておりません。天災等の不可抗力による場合には協議とします。
194	設計・建設工事請負契約書(案)	74,75				発注者の責めに帰すべき事由による解除の制限	第74条各号および第75条各号に定める場合が、乙(受注者)ではなく、甲(貴市)の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貴市による74条及び75条の規定による契約の解除はされないものと理解してよろしいでしょうか。 公共工事標準請負約款でも同主旨の条文があり、また民法の一般原則に従うと上記の解釈になるものと理解しておりますが、乙(受注者)の催告解除、無催告解除の第77条第78条の各事由は、第74条各号および第75条各号において甲(貴市)帰責もあり得る事項が含まれていませんので、確認のための質問です。 第80条4項においても、「工期内に工事を完成することができないとき」等の各事象について、乙の帰責でない場合は適用しない旨の規定がありますので、考え方の統一のうえでも上記理解が自然と思料します。	ご認識の通りです。 甲の責めに帰すべき事由により第74条各号又は第75条各号に該当した場合には解除権を行使することは想定しておりません。
195	設計・建設工事請負契約書(案)	75	1	(13)		甲の催告によらない解除権	「公正取引委員会が乙に対し、本契約に関して、～」とありますが、「本契約に関して」については、本項におけるデフォルト事由の趣旨に鑑みて「本事業の入札に関して」としていただけないでしょうか。	現行の通りとします。
196	設計・建設工事請負契約書(案)	75	1	(14)		甲の催告によらない解除権	「本契約に関して、乙～」とありますが、「本契約に関して」については、本項におけるデフォルト事由の趣旨に鑑みて「本事業の入札に関して」としていただけないでしょうか。	現行の通りとします。
197	設計・建設工事請負契約書(案)	79	1			解除に伴う措置	「第68条の規定による部分払い」とありますが、部分払いの既定は第67条が正しいかと考えますが、誤記でしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業（債務負担行為） 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
198	設計・建設工事請負契約書(案)	79	2			解除に伴う措置	破壊検査を実施した上で不適合が発見されなかった場合における費用負担は、協議によるものとするようにご検討いただきますようお願いいたします。	現行の通りとします。
199	設計・建設工事請負契約書(案)	79	4			解除に伴う措置	1項から3項においては、「本工事の完了前」の契約解除に関する規定と明記されておりますが、4項には明記がありません。9項では工事完了後の処理方法を規定していることから、4項についても「本工事の完了前」の契約解除に関する規定と理解してよろしいでしょうか。5項から8項についても同様です。	第79条第4項から第8項につきましては工事の完成の前後を問わず適用があります。
200	設計・建設工事請負契約書(案)	79	6			解除に伴う措置	「事業用地に乙が所有又は管理する工事材料～」については、撤去することと規定されていますが、同条第1項では、「必要と認める持込工事材料」は精算対象としているようにも読めます。1項において、精算対象とされた工事材料については、6項の適用を受けないものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
201	設計・建設工事請負契約書(案)	80	1	(1)		甲の損害賠償請求等	第80条第1項第1号には「工期内に工事を完成することができないとき」の貴市の損害賠償請求権が規定されている一方で、第43条第1項及び第2項にも「設計・建設工事請負期間内に本工事を完成することができない場合」の違約金に関する規定がございます。工期遅延という1つの事象について、同じ契約書のなかに異なる賠償規定がある場合、受注者(乙)の賠償義務が二重に課されることになりますので、いずれか一方の規定のみ適用されるものとしていただけないでしょうか。 なお、貴市が公表する工事契約用の約款(総価契約)第48条第5項においては、工期遅延における損害賠償の方法として、国交省が公表する公共工事標準請負契約約款同様、遅延日数に応じて規定の料率で算出される額が請求されるものとされておりますので、工期遅延の場合、第80条第1項第1号のみが適用されることとしていただきたくお願いいたします。	本市の工事契約用約款(総価契約)に準拠することとし、契約時に修正します。
202	設計・建設工事請負契約書(案)	80	1	(1)		甲の損害賠償請求等	公共工事標準請負約款だけでなく、一般的な工事請負契約においては、遅延日数に応じた予定損害賠償の計算方法を定めるのが通常であるとの認識です。 本事業においても、工期遅延(80条第1項第1号の事由)が発生した場合で、同条4項によって免責されない場合は、遅延日数に応じたある一定の割合の損害賠償金を貴市に支払うこととして規定いただけないでしょうか。 具体的には、第80条とは別に工期遅延の場合の損害賠償について規定している第43条第2項に定める料率と同等の内容が、貴市が公表する工事契約約款(総価契約)第48条5項にも規定されておりますので、第80条第1項第1号に該当し、同条第4項によっても免責されない場合の損害賠償金の計算においては、第43条第2項の内容が適用されるものとしていただきたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	本市の工事契約用約款(総価契約)に準拠することとし、契約時に修正します。
203	設計・建設工事請負契約書(案)	80	2			甲の損害賠償請求等	「また、」以降の文章によって、1文目に規定される違約金では実際の損害額が賄えなかった場合においても、貴市における損害賠償請求権が認められる条文になっていますが、公共工事標準請負約款第55条、及び貴市の工事契約用約款(総価契約)の第48条同様、本項各号に該当する場合、違約金の支払いを以て受注者の責任が果たされたものとしていただけないでしょうか。	本市の工事契約用約款(総価契約)に準拠することとし、契約時に修正します。
204	設計・建設工事請負契約書(案)	82	1			違約金の特別規定	「…違約金として、第81条第2項の違約金とは別に、…」とありますが、「第80条第2項」の誤記でしょうか。	ご認識の通りです。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
205	設計・建設工事請負契約書(案)	82	1			違約金の特別規定	本項の違約金に関する規定は、第75条第13号又は第14号の事由が発生したときは、契約解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額の違約金の支払いについて規定されています。 貴市のお考えとしては、75条13号・14号に該当した場合、①工事期間中であれば、契約解除も可能であって、この場合、最大契約代金の20％相当の違約金を徴収できるようにしておきたい、②工事期間中であれば契約解除しないときでも、また、工事期間後(本契約終了後)であって契約解除が実態的にできないときでも、13号・14号という重大な法令違反を行った以上、違約金として契約代金の10％を徴収したい、というものと理解してよろしいでしょうか。 なお、かかるご意向である場合においても、貴市が契約を解除されないような75条13号・14号であれば、違約金の徴収は免除いただきたく、「甲が本契約を解除するか否かを問わず、」を削除いただけないでしょうか。	現行の記載のとおりとします。 ご認識いただいている通り、第75条13号及び第14号に定めるものは重大な法令違反です。 第82条に定める違約金の特別規定が完全な抑止力になるとは言い切れませんが、そういった法令違反の根絶を目指す上では必要な姿勢だと考えています。 本事業に参加いただく事業者にはくれぐれも、第75条13号及び第14号に定められた事由を発生させないよう、また、働きかけることのないよう、お願い申し上げます。
206	設計・建設工事請負契約書(案)	85	4			不可抗力	国交省では、「近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ」として、令和5年4月1日より、公共工事約款の同趣旨の条文においては、災害復旧を円滑に進めるために、受注者が善管注意義務を果たしていることを前提として、二次災害による損害発生時の受注者負担をゼロとし、全額発注者負担とする方針が打ち出されています。にもかかわらず、本条においては当該国交省の規定と同趣旨の規定がございませんが、どのようなお考えのもと、同趣旨の規定を設けていらっしゃるのでしょうか。	ご意見の通りの対応とし、契約時に修正します。
207	設計・建設工事請負契約書(案)	85	4			不可抗力	「甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(本工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であって検査又は立会いその他本工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」と記載がありますが、以下の文言に変更いただけないでしょうか。 「甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があったとき、乙が損害防止のための注意義務を果たしていた場合、当該損害の額(本工事の既済部分、仮設物、検査済持込材料、支給材料、貸与品、発生品又は建設機械器具であって検査又は立会いその他本工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額を負担しなければならない。」	災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害額の負担について追記します。
208	設計・建設工事請負契約書(案)	87	1	(3)	—	秘密保持	「乙」は「受注者」の誤りと存じます。 また、本号に定める開示対象者は、乙の競合他社が含まれると考えられるところ、乙の秘密情報が当該開示対象者に開示されると、乙の競争上の地位が害される恐れがありますので、当該開示対象者に秘密情報を開示される際は、事前にその内容等について協議の上決定することとして頂きたくお願い申し上げます。	前段について、ご認識の通りです。 後段については協議とします。
209	設計・建設工事請負契約書(案)	87	1	(3)		秘密保持	「本事業に関連する工事の乙に対して開示する場合」における「乙」とは、本事業に関連する工事に従事する第三者のことを指しているものと理解してよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。乙を受注者と読み替えてください。

北部浄化センター汚泥有効利用施設整備運営事業(債務負担行為) 事業契約書等(案)に関する質問に対する回答書(10月10日最終)

No	資料名	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答
210	設計・建設工事請負契約書(案)	87	1	(3)		秘密保持	基本協定第10条第3項では甲及び乙は相手方に事前通知を行い、双方開示する内容を確認できたうえで秘密情報を開示する規定となっております。ついては設計・建設工事請負契約書第87条第1項各号に定める開示の際にも同じ条件としていただけないでしょうか。 上記についてお認め頂けない場合についても、本号においては、第三者選定手続きのために「不特定の者」に開示することも規定されていますので、秘密情報の定義を踏まえ、開示にあたり乙の秘密情報が不必要に開示された結果、乙の営業上及び技術上の秘密性が守られないことにならないよう、事前通知し協議できるようにさせていただきます。	協議とします。
211	設計・建設工事請負契約書(案)	87	1	(5)		秘密保持	貴市が情報公開条例に基づき開示する場合は、相手方の事前の書面による承諾なく開示可能としていますが、大和市情報公開条例第7条第2号では「人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)」に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかに認められるもの。」は公開義務の対象外とされているところ、公開しようとする情報が「公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することになるかは、事業者との協議のうえ、貴市が判断・評価することになる」との認識です。 つきましては、貴市が情報公開条例に基づき情報を開示する場合、事前に相手方と協議をさせていただけないでしょうか。	協議とします。
212	設計・建設工事請負契約書(案)	87	1	—	—	秘密保持	官公署命令・市情報公開条例に基づく開示等について、乙の企業ノウハウに係るものが対象となりうる場合、その競争上の地位を害する虞がありますので、具体的開示範囲については、事前に甲乙間で協議をさせていただきますようお願い申し上げます。	協議とします。
213	設計・建設工事請負契約書(案)	88	2			特許権等の使用	「事業者は、本事業のために考案した機器、材料、施工方法等に関して特許等を出願若しくは本市以外が使用する場合、あらかじめ本市と協議する。また、当該工事の関連で開発された情報処理設備のソフトウェアについても同様とする」とありますが、後段の「当該工事の関連で」については、「本事業のために」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
214	設計・建設工事請負契約書(案)	88	2 4	—	—	特許権等の使用	甲の寄与なしに、乙が発明・創出した特許等についての出願又は第三者への許諾についてあらかじめ甲と協議すること、並びに、発明等の帰属について甲と協議することはご容赦頂きたく存じます。 本案件は、民間事業者の創意工夫によって行うものであり、当該発明等は乙の要員が創出するものであることを考えると、その帰属は乙でありその利活用についても乙が決するものであると考えています。 なお、当該発明等が本事業に活用できるものであった場合、甲は第3項の規定によりその実施をすることができます。	現行の記載のとおりとします。 第2項、第4項の記載についてはあくまでも本工事に係るものであり、甲の寄与には一定の解釈の余地があるものと認識しております。
215	設計・建設工事請負契約書(案)					建築士法に関する記載事項	建築士法第22条の3の3の規定(書面による契約締結の義務化)に基づく記載事項を本契約書(案)の別紙5として織り込んでいただくよう、お願いします。	建築物の設置に関しては提案内容による部分があることから現行の通りとしますが、必要に応じて契約時に追加いたします。